

樽見1号墳
法正寺1号墳
八紘古墳群

山田地区農業基盤整備事業に伴う発掘調査（1）

2019年3月

岡山県総社市教育委員会

樽見1号墳 法正寺1号墳 八紘古墳群

山田地区農業基盤整備事業に伴う発掘調査（1）

2019年3月

岡山県総社市教育委員会



1. 法正寺1号墳全景
(南から)



2. 樽見1号墳全景
(北から)



3. 法正寺1号墳石室
(北から)



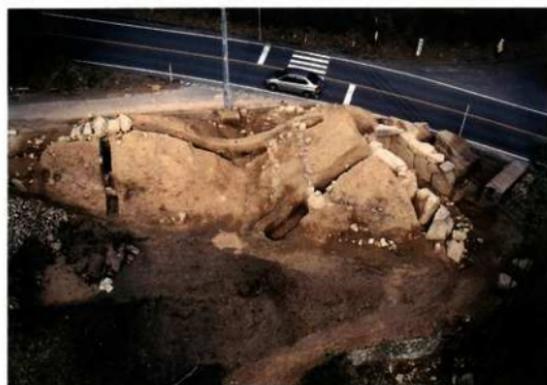
1. 八紘1号墳全景
(南から)



2. 八紘1号墳初葬床面
副葬品出土状態



3. 八紘1号墳奥壁



1. 八紘2・3号墳全景
(南東から)



2. 八紘2号墳全景



3. 八紘3号墳全景



1. 八紘2号墳石室
(北東から)



2. 八紘2号墳墳丘盛土
及び基礎敷石
(西側墳丘)



3. 八紘3号墳石室検出
状態 (西から)

序

総社市は、瀬戸内の温暖な気候から『晴れの国』と呼ばれる岡山県南西部の内陸部に所在し、中国山地の南縁にあたる吉備高原の豊かな自然環境と、岡山県三大河川の一つで中国山地の分水嶺に源を発する高梁川により育まれた肥沃な平野で構成された田園都市として発展してきました。

このように恵まれた地理・気候風土は、古来より人々に豊穡な実りと文化的な生活をもたらし続け、その結果、総社市域が「古代吉備文化」の中心として繁栄していたことは、人々の生活文化の足跡である遺跡の宝庫であることが物語っております。

このため総社市では、この国民共有の財産である埋蔵文化財の保護と住民生活の向上と経済活動に伴う開発との関係については、高い次元での調和を目指し細心の注意と努力をもって対処してまいりました。また近年、国民の日本史に対する関心は高まり、歴史教育の教材としての遺跡のもつ潜在的価値は益々その重要性を高めてきているものと考えられます。

本報告書に所収した古墳は高梁川右岸の新本川中流域の山田地区に所在しています。この新本川流域には多くの遺跡の存在が知られており、特に古代の製鉄に関係する遺跡が集中することが知られていますが、これまでに工業団地の造成や採土事業により多くの遺跡が残念ながら消滅してきました。

また、新本川流域では平成四年度から農村生活の利便性と生産性の向上を目指した農業基盤整備工事が新本地区から開始され、それに伴い影響を受ける多くの遺跡について、教育委員会では記録保存のための発掘調査を実施してまいりました。

本報告書は、平成十年度から開始した山田地区の農業基盤整備事業に伴い発掘調査を実施した「樽見1号墳」・「法正寺1号墳」・「八紘古墳群」の記録保存の成果を「山田地区農業基盤整備事業に伴う発掘調査報告1」として収めたものです。

今回、本報告書に所収しました古墳の調査成果は当地域史のみならず、歴史学上の貴重な調査例であり、この成果が今後の文化財保護と地域の歴史研究の一助となれば幸いです。

最後になりましたが、発掘調査にあたり御指導頂きました諸先生方と、岡山県教育委員会文化財課、並びに御協力頂きました関係機関、地権者の方々、そして酷暑・厳寒のなか発掘調査に従事して頂きました地元作業員の方々に厚く御礼申し上げます。

平成31年3月

総社市教育委員会

教育長 山 中 榮 輔

例 言

1. この報告書は総社市山田地区内で平成10年度より着手された「県営担い手育成事業に伴い総社市教育委員が実施した発掘調査の内、「樽見1号墳」、「法正寺1号墳」、「八絃古墳群」の発掘調査成果を掲載した調査報告書である。
2. 発掘調査は事業の進行に対応して法正寺1号墳・樽見古墳群（平成10年7月14日～8月31日）、八絃1号墳（平成14年12月1日～26日）、八絃2・3号墳（平成15年10月16日～12月31日）の順で実施し、文化課職員武田恭彰が調査を担当した。
3. 出土遺物の整理は総社市埋文学習の館（総社市南清手265-3）にて行い、報告書作成後は同館に保管している。
4. 本報告書の執筆・編集は武田が行い、図版の作成に当たり近藤雅子・田中富子（埋蔵文化財学習の館）の助力を得た。
5. 出土遺物の洗浄・復元と拓本を田中富子が行い、遺構・遺物の実測・トレースは武田恭彰・近藤雅子が行った。
6. 発掘調査に於いては、基準点測量を御光和測量設計、ラジコンヘリ空撮を㈱RCスカイワークに委託した。
7. 本報告書に掲載した土器実測図のうち、中心線の左右に白抜き表示がある図は破片の復元実測であることを示している。
8. 総社市内の各遺跡については『総社市史』考古資料編ならびに『総社市埋蔵文化財調査年報』、『岡山県埋蔵文化財調査報告』他を参照した。
9. 本報告書に掲載した土器の器種と器形の種類の名称については基本的に奈良文化財研究所の用例に準じている。
10. 本報告書に記載された高度値は海拔高であり、座標は日本測地系によるもので遺構図の方位は座標北である。
11. 本報告書で使用した地形図は国土地理院発行の地図を複製したもので、その他は総社市発行のものを一部改変したものである。

目 次

巻頭図版
序
例言
目次

第 I 章 調査の経緯

第 1 節 発掘調査に至る経緯	1
第 2 節 発掘調査の概要	6
第 3 節 調査の組織	8

第 II 章 地理的・歴史的環境

9

第 III 章 発掘調査の成果

第 1 節 法正寺 1 号墳と樽見 1 号墳の立地	15
第 2 節 法正寺 1 号墳と樽見 1 号墳の調査成果	
1. 法正寺 1 号墳	17
2. 樽見 1 号墳	23
第 3 節 八紘古墳群の立地	29
第 4 節 八紘古墳群の調査成果	
1. 八紘 1 号墳	33
2. 八紘 2 号墳	41
3. 八紘 3 号墳	51

第 IV 章 考察

第 1 節 調査成果からみた八紘古墳群の時期的変遷	60
第 2 節 八紘古墳群出土の須恵器	61
1. 備中に於ける 7 世紀の須恵器生産の様相の概要	61
2. 八紘古墳群出土須恵器の位置付け	63
第 3 節 周辺古墳群との関係	64

目 次

第1图	山田地区農業基盤整備事業工事予定図	2
第2图	新木川流域遺跡分布 (S=1/30,000)	3
第3图	山田地区遺跡分布図 (S=1/10,000)	4
第4图	法正寺1号墳・榊見1号墳位置図 (S=1/5,000)	15
第5图	法正寺1号墳墳丘平面図 (S=1/300)	16
第6图	法正寺1号墳墳丘平面図 (S=1/100)	18
第7图	法正寺1号墳石室平面図 (S=1/40)	19
第8图	法正寺1号墳出土遺物 (S=1/4)	20
第9图	法正寺1号墳墳丘上層断面図 (S=1/40)	21・22
第10图	法正寺1号墳石室見通図・墳丘土層断面図 (S=1/40)	21・22
第11图	榊見1号墳墳丘平面図 (S=1/300)	23
第12图	榊見1号墳墳丘平面図 (S=1/100)	24
第13图	榊見1号墳箱式石棺平・断面図 (S=1/30)	25・26
第14图	榊見1号墳墳丘断面図 (S=1/40)	25・26
第15图	石蓋土壌平・断面図 (S=1/20)	28
第16图	八畝古墳群周辺古墳分布図 (S=1/5000)	29
第17图	八畝古墳群分布図 (S=1/500)	30
第18图	八畝1号墳石室・墳丘平面図 (S=1/40)	31・32
第19图	八畝1号墳石室・墳丘土層断面図 (S=1/40)	31・32
第20图	八畝1号墳石室平・断面図 (S=1/40)	35・36
第21图	八畝1号墳出土遺物 (S=1/4)	37
第22图	八畝2・3号墳墳丘平面図 (S=1/100)	39・40
第23图	八畝2号墳墳丘基礎部石材配置図 (S=1/60)	43・44
第24图	八畝2号石室平・断面図 (S=1/40)	45・46
第25图	八畝2号墳墳丘上層断面図 (S=1/40)	47・48
第26图	八畝2号墳石室内遺物出土状態 (S=1/10)	49
第27图	八畝2号墳出土遺物 (S=1/4)	50
第28图	八畝3号墳墳丘・石室平面図 (S=1/40)	53・54
第29图	八畝3号墳石室平・断面図 (S=1/40)	55・56
第30图	八畝3号墳墳丘上層断面図 (S=1/40)	55・56
第31图	八畝3号墳石室床面平面図 (S=1/20)	58
第32图	八畝3号墳石室内遺物出土状態 (S=1/20)	58
第33图	八畝3号墳出土遺物 (S=1/4)	59
第34图	八畝4・5・6・7・8号墳出土遺物 (S=1/4)	66

表 目 次

第1表 山田地区農業基盤整備事業に伴う発掘調査一覧表(表-1) 5

巻 頭 図 版 目 次

巻頭カラー図版1

1. 法正寺1号墳全景(南から)
2. 樽見1号墳全景(北から)
3. 法正寺1号墳石室(北から)

巻頭カラー図版2

1. 八紘1号墳全景(南から)
2. 八紘1号墳初押床面副葬品出土状態
3. 八紘1号墳奥壁

巻頭カラー図版3

1. 八紘2・3号墳全景(南東から)
2. 八紘2号墳全景
3. 八紘3号墳全景

巻頭カラー図版4

1. 八紘2号墳石室(北東から)
2. 八紘2号墳墳丘盛土及び基礎敷石(西側墳丘)
3. 八紘3号墳石室検出状態(西から)

図 版 目 次

- 図版1 1. 法正寺1号墳・樽見1号墳遠景(南から)
2. 法正寺1号墳調査前(南東から)
3. 法正寺1号墳石室(西から)

- 図版2 1. 法正寺1号墳石室(南東から)
2. 法正寺1号墳石室石材(南東から)
3. 法正寺1号墳周溝遺物出土状態(西から)

- 図版3 1. 樽見1号墳箱式石棺(調査前)
2. 樽見1号墳石室石材(南西から)
3. 石室土藏検出状態(東から)

- 図版4 1. 石室土藏墓坑(東から)
2. 八紘1号墳石室(北から)
3. 八紘1号墳石室附蓋石(北から)

- 図版5 1. 八紘1号墳兼道部排水石組(西から)
2. 八紘1号墳墳丘盛土状態断面(奥壁直)
3. 八紘1号墳石室内二次床面小石櫛

- 図版6 1. 八紘2号墳石室・墳丘断面(南から)
2. 八紘2号墳石室附蓋石(南から)
3. 八紘2号墳石室側壁(南東から)

- 図版7 1. 八紘2号墳石室側壁(南西から)
2. 八紘2号墳石室側壁(東から)
3. 八紘2号墳石室敷石(上から)

- 図版8 1. 八紘2号墳石室奥壁
2. 八紘2号墳墳丘盛土(石室東側)
3. 八紘2号墳墳丘盛土(東から)

- 図版9 1. 八紘2号墳墳丘基礎敷石(西から)
2. 八紘2号墳石室奥壁墳丘盛土、基礎敷石(北から)
3. 八紘2号墳墳丘基礎敷石(東から)

- 図版10 1. 八紘2号墳墳丘列石(西から)
2. 八紘3号墳調査前全景(西から)
3. 八紘3号墳石室附蓋石検出状態(西から)

- 図版11 1. 八紘3号墳石室附蓋石(西から)
2. 八紘3号墳天井石検出(北東から)
3. 八紘3号墳石室附蓋石除去後(西から)

- 図版12 1. 八紘3号墳石室天井石除去後(西から)
2. 八紘3号墳石室床面
3. 八紘3号墳初葬人骨

第 I 章 調査の経緯

第 1 節 発掘調査に至る経緯

本報告書に所収した各古墳が所在する総社市山田地区は、市域を東西に二分する高梁川右岸域に広がる幅 1 キロ前後、長さ 10 キロ程度の東西に細長い平野の中程に位置し、その中央を東に流れる新本川の北側に現在の集落と水田が広がっている。

平成 9 年度に、この山田地区の 71.9ha を対象とした県営農業基盤整備事業が平成 10 年度より着工する予定で計画された。(第 1 図)

このことを受け総社市教育委員会では、開発対象地域内に於ける埋蔵文化財の取り扱いについて事業主体である岡山県倉敷地方振興局(現備中県民局)、山田地区圃場整備推進協議会、総社市農林水産部耕地課並びに岡山県教育委員会文化課と協議を行った。

今回の圃場整備事業の対象は平野部だけではなく、当該地域の複雑な地形を反映し、現在の集落が散在する奥まった谷部や山塊の裾にも及び、さらに山塊から南方向に派生する集落の背後の尾根を開削する連絡道も随所で計画された大規模なものである。

ただ、山田地区ではこれまで発掘調査がほとんど行われておらず、遺跡の在り方についての知見は分布調査等からの限られた情報しかなく事前の予想ができなかった。さらに 1 工区が数 ha に及ぶ面積で工事が着手されるため、工期と埋蔵文化財の取り扱いについては当初から困難が予想された。

このため発掘調査については、同じく平成 5～7 年に農業基盤整備事業に伴い大規模な発掘調査を実施した西隣の新本地区と同様に、工区毎に削平部分について地権者の同意が得られた地点から試掘調査を行い、遺構が確認された場合には工事と並行して記録保存調査を行うことが合意された。

また、発掘調査の経費については、やはり新本地区の調査と同様に受益者が地元住民であることを考慮して市教委で全て負担することとし、表土剥ぎ等の重機が必要な場合についてのみ当該工区を受注した工事業者に協力を求め工事で稼働中のものを借用した。

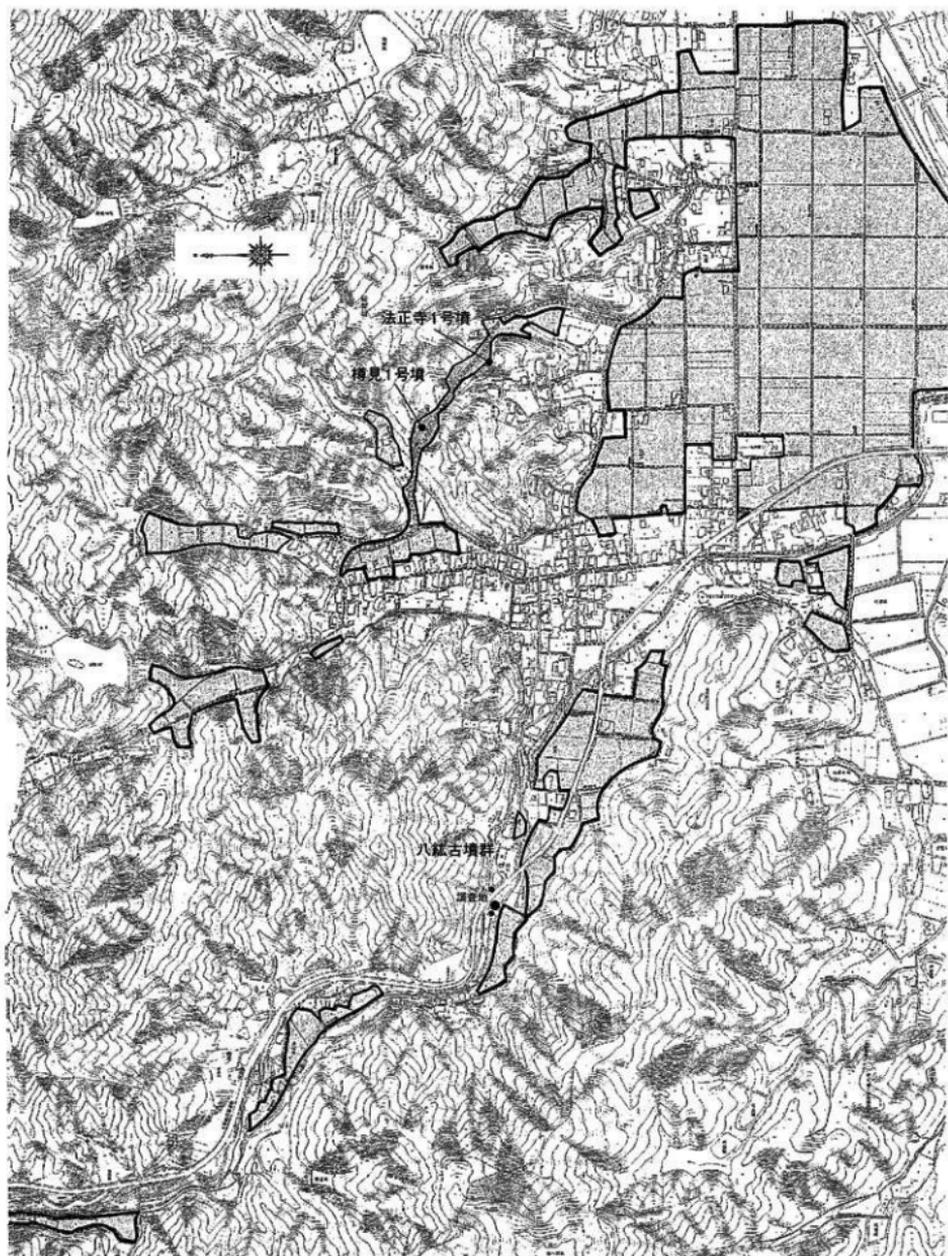
山田地区の圃場整備事業に伴う発掘調査は、平成 10 (1998) 年 7 月の樽見古墳群と法正寺 1 号墳から発掘調査に着手し、年度ごとの工区の工事対象地でほぼ連続して実施した。

発掘調査を行った遺跡名については、大半が新規発見の遺跡のため新たに小字名を冠して対応し、その調査年度と期間・調査内容は表-1 の通りである。

また、発掘調査を実施した遺跡の他に、調査と並行して全ての工事削平対象地及び用水路予定地に於いて工事立会と人力・重機による確認調査を行い、可能な限り山田地区全体の旧地形の把握に努め、遺跡と地理的環境の関係についての理解を念頭に置いた発掘調査を行うよう努めた。

ただ、事業の性格上、工事計画と地元地権者の意向には度々、齟齬が生じた。このため工事計画に沿うことを基本とした発掘調査も影響を受け、調査の中断や急な設計変更による調査予定変更が相次ぎ、一人の調査担当者が離れた発掘現場を同時に調査せざるを得ない事態が相次いで生じた。

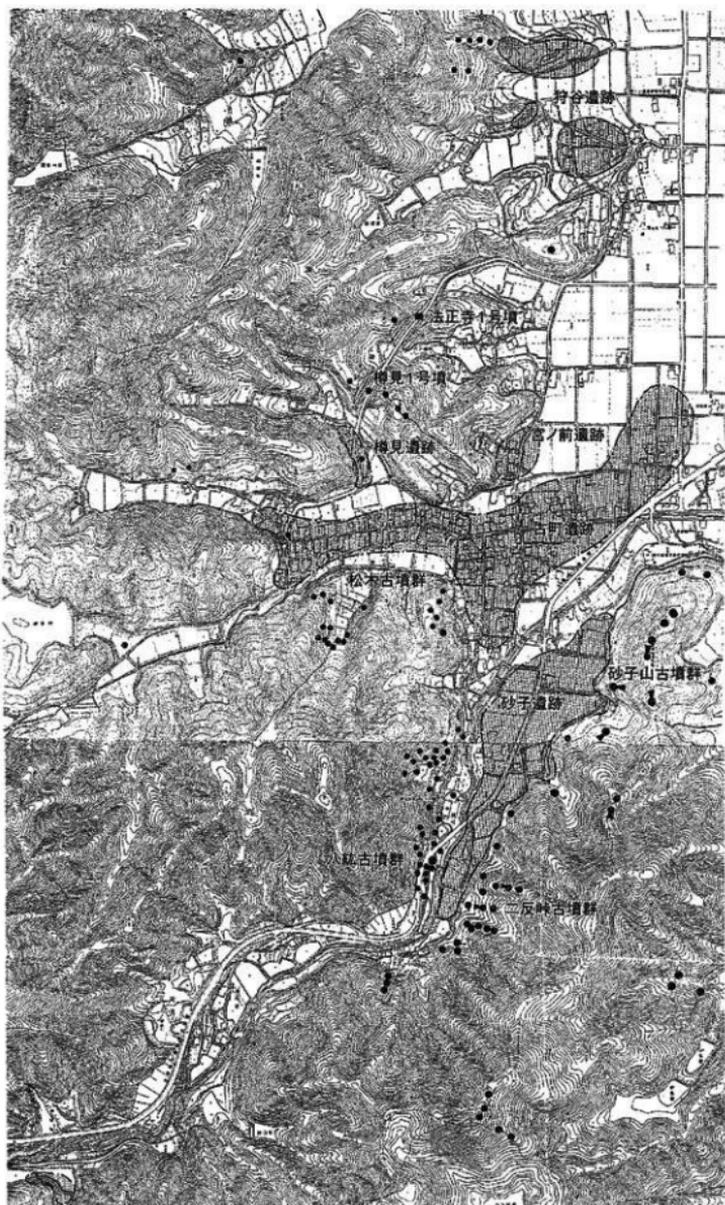
この点は、地元住民が地権者であり受益者でもあり、広範囲の開発が一気に進行する圃場整備事業の性格上、次善の策として仕方のない事由であるかもしれない。しかしながら、当初予定していた事前の遺跡毎の保存協議や現地説明会等の一般公開の点でも十分な時間を設けることができず、多分に



第1図 山田地区農業基盤整備事業工事予定図



第2図 新本川流域遺跡分布 (S=1/30,000)



第3図 山田地区遺跡分布図 (S=1/10,000)

禍根を残したことは否めず、将来的に多くの課題を残す結果となった。

山田地区農業基盤整備事業に伴う発掘調査一覧表（表-1）

遺跡名	調査年度	調査面積	調査期間・担当者	概要
法正寺1号墳 樽見1号墳	平成10年度	800㎡	1998年7月14日～8月31日 調査担当 武田恭彰	終末期の横穴式石室を主体部とする方墳1基 前期の箱式石棺を主体部とする円墳1基と石蓋土壌1基 年報9（平成10年度）所収 本報告書所収
宮ノ前遺跡 古町遺跡	平成10～11年度	4000㎡	1998年12月8日～ 1999年6月31日 調査担当 武田恭彰	宮ノ前遺跡：8世紀の規則的な配置をとらない小規模な建物・倉庫。自然発生的集落内の公的施設 古町遺跡：16世紀後半の建物・井戸等。鬼ノ身城関連の城下町か。 年報10（平成11年度）所収
樽見遺跡 樽見谷1号墳	平成11年度	245㎡	1999年9月13日～10月4日 調査担当 武田恭彰	7世紀初頭とみられる石材を抜き取られた横穴式石室墳1基と鍛冶工房とみられる段状の竪穴遺構 年報10（平成11年度）所収
砂子遺跡	平成11～13年度	13160㎡	1999年12月2日～ 2000年4月30日 2000年6月1日～ 2001年5月30日 調査担当 武田恭彰	古墳時代前期の集落と5世紀後半～7世紀前半の製鉄関連集落。鉄鉱石焙煎炉1基、鍛冶炉、炭窯、工房多数を調査。 年報10（平成11年度）、年報11（平成12年度）所収
狩谷遺跡	平成14年度	4200㎡	2002年4月1日～ 10月8日、12月8日～ 2003年2月4日 調査担当 武田恭彰	弥生時代後期～古墳時代の竪穴住居、中世の段状遺構の他、平安時代の建物群。 年報13（平成14年度）所収
ヤナ砂遺跡	平成14年度	456㎡	2002年6月12日～7月8日 調査担当 武田恭彰	14世紀前半の横口式炭窯と鉄鉱石を原料とする製鉄が、鍛冶炉 年報13（平成14年度）所収
八鉢1号墳	平成14年度	30㎡	2002年12月1日～26日 調査担当 武田恭彰	墳丘の規模は不明であるが全長6.5mの片袖式の横穴式石室が遺存 年報13（平成14年度）所収
八鉢2・3号墳	平成15年度	290㎡	2003年10月21日～12月31日 調査担当 武田恭彰	八鉢古墳群の中で最大規模で7世紀前半築造の2号墳と、6世紀後半に築造された未盗掘の横穴式石室の3号墳を調査 年報14（平成15年度）所収

第2節 発掘調査の概要

発掘調査は平成10（1998）年7月14日から開始し、鬼ノ身城が所在する山塊から南に派生する現集落背後の尾根を、東西に横断する形で計画された集落道の開削予定地（第1図）で確認された樽見古墳群と法正寺1号墳から着手した。

1. 樽見1号墳

樽見1号墳（第11～15図、図版3～図版4）は現集落を眼下に望む南に派生する細長い急峻な尾根上に所在する。この尾根上には、数基の古墳状の高まりが存在することが地元では以前から知られており、今回の発掘調査の対象となった1号墳も、主体部の箱式石棺の石蓋が盗掘時に取り去られていた。この他、1号墳の南の調査対象外の稜線上の箱式石棺からは人骨が出土したと伝えられている。

ただ、樹木伐採後に開削予定範囲で行った確認調査では、直径8mの円墳である1号墳に隣接して石蓋土壌が1基検出されたのみで、当初視認された高まりも後世の開墾残存部であることが判明した。

2. 法正寺1号墳

法正寺1号墳（第4～9図、図版1～図版2）は樽見古墳群から急峻な谷を隔てた東隣の小尾根上に所在し、南に派生する尾根稜線が緩斜面に変換する地点の南向き斜面に石室を開口している。

本墳の周辺は後世の開墾のため地形の変更が著しく、耕作が放棄された後に成長した樹木を伐採した段階では、階段状に造成された畑のため古墳の存在は視認できなかった。このため重機を用いて造成土を除去した後、人力でトレンチを掘り下げた結果、横穴式石室とみられる石材の並びと互層状に積まれた墳丘盛土を確認したため古墳であると判断した。

本墳の横穴式石室は石材の大半が抜き取られ遺存状態は良くないが、後背斜面を急角度で整形した周溝と墳丘は明確に残存しており、一辺12mの方墳であることが明らかになった。

また、周溝に供献された須恵器から古墳の築造時期は7世紀末葉～8世紀初頭と考えられ、山田地区の他の後期群集墳の在り方は時期・立地・形態の点で一線を画した古墳であると共に、岡山県内でも数少ない最終末期の古墳として注目される。

谷を挟んだ両古墳の発掘調査は並行して行い、8月後半に地形測量とラジコンヘリによる空撮を実施し、末日に全ての調査を終了した。

3. 八鉢1号墳

八鉢1号墳（第17～20図、図版4～図版5）は、山田川左岸沿いに点在する現集落の最奥部に所在し、溪谷状に浸食された南向き急斜面に密集して築かれた八鉢古墳群（第15図）に含まれる。

この古墳群は山田川を挟んで南に広がる砂子遺跡（第3図）と指呼の距離にあり、平成12年度に発掘調査を実施した砂子B遺跡からは古墳群の形成時期である6世紀後半の集落が確認されている。

発掘調査の対象となった八鉢1号墳（第16図）は、山田地区から山間部を越して美袋地区に通じる旧県道（現市道）建設時に墳丘を削平されて道路敷となり、道路と平行するように西に開口する石室も道路路面に埋もれた状態であったためその存在は未確認であった。

平成14年度に、本墳に隣接する如に圃場整備事業に伴うパイプ配水用の貯水池の建設が開始され、道路路面の掘削中に横穴式石室の側壁が露出した。この状態を上流のヤナ砂遺跡を調査中の担当者が発見し、ただちに掘削の中止を要請して関係機関とその処置を協議した。この結果、貯水池の事業主体である県振興局（現備中県民局）は現状以上の掘削は行わないことを了解した。しかし、市道を管理する市土木課からは石室の谷側側壁が全て露出しているため非常に不安定な状態となっており、最

悪の場合、石室が倒壊して市道が崩落し通行する市民に危険が及ぶ可能性が指摘された。

このため市教委では、安全確保の見地から発掘調査を実施し記録保存の処置をとることとし、調査終了後に事業者が石室を解体して埋め込み、コンクリート擁壁を建設することを決定した。

本墳の発掘調査は当初の予定にはなかったため、狩谷遺跡の調査と並行して実施することとし、12月1日から開始し12月26日に終了した。その後石室の解体を行い擁壁工事に着手した。

4. 八紘2・3号墳

八紘古墳群は現状では県道に分断されて景観が一変しているが、本来は長さ約400m幅約100mの範囲で山田川沿いの南向き急斜面に、墳丘を接するように約三十基以上の横穴式石室墳(第15図)が確認されている。この内、八紘2・3号墳(第21～33図、図版6～図版12)は1号墳から現県道を挟んで西側に所在し、市道(旧県道)と山田川の間狭い竹林に3基(当初は2基)の古墳が並んでいる。

平成15(2003)年8月に、県道沿いの古墳とみられるこの高まり部分(2・3号墳)について、貯水池と連絡する水路と管理地の建設が予定された。

この高まりについては1号墳の調査時の周辺踏査により石材の存在が確認されており、東西方向に細長い現況から考えて少なくとも1基の古墳の存在は確実であるとの回答を行った。

この回答を受け事業者である県振興局は、来春の貯水池の稼働を目標としていることから、古墳ならば早急に調査を実施してもらいたいとの意向を示した。市教委ではさらに関係各位と協議を行ったが、受益者である地元住民の利便と、他に代替できる適地がない点を考慮し、発掘調査を実施し記憶保存の処置をとることを決定した。ただ、調査担当者がこの時点で市内東部の窪木薬師遺跡の調査中であるため、10月の調査終了後に古墳の調査に着手することになった。

発掘調査は立木の伐採後の10月16日から開始し、人力で木株の掘り起こしを行ったが、その時点で東西に細長い高まりの中央に大量の石材が埋められた状況が明らかになった。この石材については、高まりの北側の斜面を掘削した昭和45年の県道工事に際して、未調査のまま破壊した古墳の石室であるとの談話が地元住民から寄せられた。このため急遽、県振興局と協議し、重機を用いて積み重ねられた石材と盛られた排出土を除去した。この結果、細長い高まりは東西に並ぶ2基の古墳であることが判明し、東側の大型の古墳を2号墳、西側を3号墳とした。

2基の古墳の内、2号墳は県道と用水路柵の建設時に墳丘の過半を削り取られ、さらに横穴式石室は大半の天井石を取り去られて大きく窪んだ状態であるため遺存状態は良くないことが予想された。

これに対し、3号墳は水路と市道により墳丘の一部が削られているものの、腐食土を除去して天井石の検出を行う段階でも盗掘穴・攪乱や開口した石室の入り口は確認されず、調査例の希少な未開封の横穴式石室である可能性が考えられ調査方法の再検討が必要となった。

このため、まず2号墳の調査から着手し、石室内の流入土を除去して石室全体を検出すると共に、墳丘にもトレンチを設定して墳丘規模の確認を行った。この結果、全長が8m近い石室と入念に積み上げられた高さ3m近い墳丘盛土が西半分では良好に遺存していることが明らかになった。

一方、3号墳は西向きの石室閉塞石を除去した段階で未開封の横穴式石室であることは確定したが、石室内の内矩が4×1mと非常に狭小である点と、谷側側壁が土圧で傾き非常に不安定なことを考慮し、まずクレーンで天井石を撤去し側壁を固化しながら石室内の調査を行った。石室内は追葬時の遺骸・遺物と、片付けられた初葬時の遺物が埋葬当初のまま遺存しており、横穴式石室の埋葬状況を考えるうえで貴重な調査例となった。

今回の調査対象となった八紘古墳群の3基の古墳は、その出土遺物からみて6世紀末葉～7世紀第二四半期の間に3号→1号→2号の順に築造されたと考えられる。

またその後、平成21年年度に県道拡幅のため県教委により調査された3号墳の西側に並ぶ4～8号墳の5基の築造時期が3号墳と2号墳の間に収まることも明らかになり、同一の古墳群内での築造の変遷を詳細に検証できる好資料が得られた。

第3節 調査の組織

平成10年度

教育長 秋田 皓二
 教育次長 守長 健尚
 参事(兼文化課長) 横田 優
 文化財室長 加藤 信二
 主任 武田 恭彰(調査担当)
 主事 笹田 健一(事務担当)

平成14年度

教育長 柴田 交三
 教育次長 大村 稔
 文化課長 加藤 信二
 文化財係長 谷山 雅彦
 主査 武田 恭彰(調査担当)
 主事 笹田 健一(事務担当)

平成15年度

教育長 柴田 交三
 教育次長 丸山 光男
 文化課長 加藤 信二
 文化財係長 谷山 雅彦
 主査 武田 恭彰(調査担当)
 主事 笹田 健一(事務担当)

発掘調査は総社市教育委員会が岡山県教育委員会の指導・助言を受けて実施し、調査と報告書の作成の過程で下記の方々には有益な御教示を頂いた。

新納泉・松木武彦・山本悦世(岡山大学)、平井泰男・尾上元規(岡山県教育委員会)、島崎東・物部茂樹・小嶋善邦(岡山県古代吉備文化財センター)、藤原好二(倉敷市教育委員会)

一連の発掘調査では岡山県倉敷地方振興局(現岡山県備中県民局)ならびに山田地区開場整備協議会をはじめとする地元地権者の方々、また施工業者である熊たけうち、榊渡辺組、御吉備開発工事には数々の御高配と御協力を頂いた。重ねて厚く御礼申し上げます。

また、下記の方々には酷暑、酷暑の中、発掘作業員として大変な御苦勞を頂いた。多大なる成果で無事に調査を終了できたのも、ひとえにこの方々の真摯な御協力の賜物であり、記して厚く感謝申し上げます。

[山田地区農業基盤整備事業に伴う発掘調査発掘作業員]

赤木正志 小野義宣 丸山正 丸山実美 小西寛 小西真 東太郎 東勇 東康雄 坪井保雄 加藤盛一 荻野稔 横野明吉 牧野正明 秋山亮 近藤竜太郎 小西啓子 守屋日出子 守屋佐代子 荻野節子 荻野忠代 秋山豊子 箭引淳子 平川横枝 下山喜美子 東景子 東喜代子 東シズカ 丸山千代子 宮本ヨシ 吉富一江 松森美佳

第Ⅱ章 地理的・歴史的環境

総社市は岡山県南中央の内陸部に位置し、中国山地に源を發し瀬戸内海に注ぐ岡山三大河川の一つ高梁川の沖積作用により形成された東西に細長い平野に現在の市域が広がっている。

現在の高梁川は総社平野の西端を南に貫流し、倉敷市の市街地を掠めて水島灘に注いでいる。その流路は近世以降に確定したと考えられ、本来の(古)高梁川は吉備高原を深く浸食しながら蛇行していた流れが、平野部に出る現在の甚井堰あたりで向きを変え東流していたと推定されている。

この東流した(古)高梁川は総社平野の東端を南流する現在の足守川と合流し、最終的には現在の吉備津付近で「吉備の穴海」と呼ばれた児島湾に注いでいたとみられる。

この(旧)高梁川流域の総社平野には、その流路に沿って大小無数の微高地と後背湿地が形成され、複雑に入り組んだ旧河道の痕跡は現在でも明確に視認できる。

総社平野を挟むように囲む山塊には一部に新生代の砂礫層がみられるが、大半は白亜紀の花崗岩とその風化土壌である真砂土で形成されている。このため、平野部に接した山裾には浸食され易い真砂土が堆積した「ザコ」と呼ばれる扇状地状の高まりが随所に看取される。

今回の開発対象となった総社市山田地区は、西隣の矢掛町との境界付近の山塊から東に流れ出て高梁川右岸にほぼ直交して合流する新本川沿いの、東西に細長い狭小な平野部の中程に位置する。

この平野は北側を吉備高原南端のほぼ東西に連なる標高100~400mの急峻な山塊に、南側を倉敷市真備町との境界として連なる標高100~200mの比較的緩やかな山塊に挟まれており、平野部の幅は最も広い中程の山田地区でも1km程度しかない。この細長い平野部の中央を東流する新本川は、現在は流路が直線的に固定されているが、旧米は増水時に氾濫を繰り返したことが航空写真等で推定され、安定した居住・生産の場はかなり限定されていた。特に上流域の新本地区区や下流域の久代地区に較べて、現況では広く平坦に見える中流域の山田地区の平野部では、北側の山塊から流れ出て新本川と合流する山田川をはじめとする小谷が至る所で複雑な低湿地を形成しており、集落の立地は山裾に限定される。

これとは対照的に上流の新本地区区は、一見すると平野部の幅は狭いが新本川の流路振幅が小さく、「砂(ザコ)」を地名に冠する扇状地が比高差の大きい河岸段丘状に良好に残り、川の両岸で弥生時代から古墳時代の大規模な集落の存在が明らかになっている。

総社平野に於いて定住した人々の営みが認められるのは縄文時代晩期で、市東部の南溝手遺跡から出土した初畑庄痕土器から、この段階に稲作がいち早く導入されたことが確認されているが、集落の拡大は弥生時代中期まで顕著な動きはみられない。

新本川流域に於いても明確に集落が認められるのは弥生時代中期以降であり、板井砂遺跡、大ノ奥遺跡、一倉遺跡、長瀬遺跡、高本遺跡、田畑遺跡、横寺遺跡で小規模な集落が発掘調査で確認されている。

弥生時代後期に集落は急速に拡大し、その立地も平野部と段丘上だけではなく、新本地区の有安遺跡にみられるように背後の低丘陵の尾根上にまで住居が営まれる。この背景には生産力の拡大による人口増加の急速な社会の発展が最も大きな要因として挙げられる。

このような社会構造の変化を背景として、倉敷市真備町との境界の尾根上に築かれた立坂弥生墳丘墓や下原地区の伊予部山弥生墳丘墓に代表されるように、新本川流域でも平野を囲む低い尾根上に墳墓が築き始められるが、真備町の蚊蜂遺跡にみられる集団土塚墓群はまだ確認されていない。

古墳時代前期から中期の新本川上中流域では、前段階に比べて確認できた集落遺跡が格段に減少する傾向があり、高砂遺跡、横寺遺跡、砂子遺跡で小規模な集落が確認されているに過ぎない。この点は総社平野全体に共通する現象であり、足守川流域とは対照的な様相を示すことが注目される。

古墳時代前期の新本川流域の墳墓は、高梁川に近い下流域左岸の秦地区の尾根上に大規模な古墳が集中している。まず、古墳時代初頭築造の茶臼嶽古墳（65m）、県南最大の前方後円墳である一丁グロ1号墳（全長約76m）、秦大塚古墳（全長56m、前方後円墳）、秦茶臼山古墳（全長38m、前方後円墳）、が続くと考えられている。この他に正確な規模は未確認であるが、多数の方墳が連綿と築かれている。

この背景としては、8世紀までの高梁川流路は井尻野で屈曲して総社平野を東流していたと推定されており、現在は河床となっている平野に造墓集団となった有力な集落が存在したと考えられる。

これに対し、新本川上中流域では高本古墳群、有安1号墳、砂子山古墳群等の平野部を望む尾根稜線上に前期古墳群が築造されるが下流域に較べるとその規模は概して小さく、砂子山3号墳（全長38m）、4号墳（全長32m）の2基の前方後円墳が確認されているのみである。

横穴式石室の群集墳が爆発的に拡散する古墳時代後期に於いても、こうもり塚古墳や江崎古墳と同じ貝殻石灰岩製家形石棺の金子石塔塚古墳や、播磨産竜山石を使用した黒下唯一の横口式石郭墳である終末期の長砂2号墳など、各時期の中心的古墳はやはり新本川左岸下流域に集中して築かれる。

ただ、後述するように中流域の山田川沿いの二反峠古墳群と砂子山古墳群に、6世紀後半になり全長30m前後で横穴式石室を主体部とする前方後円墳4基が、新たに集中して築かれるのは他の地域に見られない特徴である。また、近接して大規模な製鉄関連集落である砂子遺跡が所在し、時期的に製鉄集団の隆盛と新たな前方後円墳の築造が軌を一にしている点から、両者の密接な関係が窺われる。

この新本川流域の古墳時代後期の様相の最も顕著な特色として、先ず鉄生産遺跡が集中することが挙げられる。総社平野に於ける5世紀の鉄器製作関連の遺跡は、大半が市内東部に位置しており、鉄挺を原料とした鍛冶遺構が発見された窪木薬師遺跡と、同時期の大量の鍛冶道具の副葬がみられた随庵古墳が著名である。新本川中流域では砂子遺跡で5世紀末葉の鍛冶炉が検出されており、搬入された原料を使用した鉄器製作が5世紀代には全域に広がったと考えられる。

しかしながら、一般的に全国屈指の規模の造山・作山古墳が築かれ吉備の最盛期と考えられる5世紀代に、その力の根源としてイメージされている鉄生産は現時点では確認されていない。また、製品鍛冶段階の鉄器生産に於ける原料の入手先に関しても、確定していない要素が多いのが現状である。

総社平野を囲む山裾の谷間では、全国的にも最古級の6世紀後半段階に位置付けられる奥坂地区の千引カナクろ谷遺跡を始めとして鉄鉱石を原料とする多くの製鉄遺跡が確認されている。

ただ、総社平野全体でみれば箱型製鉄炉と横口式製炭窯の数や集中度合いから、その生産の中心は高梁川以西の新本川流域にあると考えるのが妥当であろう。

新本川右岸中流域の藤原地区で、工業団地の造成に伴い発見された第二団地遺跡群では、横穴式石室の群集墳と混在して、ほぼ6世紀末葉～7世紀前半に鉄鉱石を原料として操業された箱型製鉄炉62基、横口式製炭窯16基が調査された。

さらに、新本川を挟み1km北に位置する山田地区の砂子遺跡でも、やはり6世紀後半～7世紀前半

の大規模な鍛冶工房集落が明らかになり、鉄鉱石焙煎炉や鉄鉱石破碎工房も存在する点からみて製鉄炉は未確認であるが、精錬から製品製作までの一貫した鉄器生産が行われていたと推定されている。

特に砂子遺跡が存在する山田川兩岸の山間部を中心とした新本川中流左岸城の谷筋には、現在でも夥しい鉄滓の散布が認められ、岡山県下屈指の濃密な製鉄遺跡の分布が想定されている。

この新本川上中流域では、圃場整備事業に伴い横寺遺跡、坊ヶ内遺跡、小砂遺跡等の大規模な集落遺跡の調査が行われ、6世紀後半～7世紀前半に住居が著しく増加して集落が拡大することが明らかになっており、時間的に集落の拡大と鉄生産の伸長が軌を一にしている点も注目される。ただ、鉄生産に関しては地名・人名等の文字資料から半島よりの渡来人の関与を強調して語られる場合が多い。しかし、前述の鉄生産地帯の基盤集落の調査では、渡来人との関係を窺わせる遺構・遺物は皆無であり、同時期の半島の鉄生産形態との著しい差異と併せて論旨の実証的な再検討が必要であろう。

また、新本川流域は律令期の下道郡に含まれ、郡の大領となった下道氏は6世紀段階から高梁川右岸城の最有力氏族であったと考えられる。その本拠地は箭田大塚古墳や吉備寺廃寺、さらに周辺の旧山陽道沿いの八高廃寺・岡田廃寺の存在から推定すると小田川沿いの倉敷市真備町と考えられている。

この下道郡域の遺跡の性格と位置を概観すると、中心の小田川沿いには宗教的・政治的な拠点が集中するのに対し、北の新本川流域には製鉄遺跡、小田川以南に備中最大の須置器生産地である玉島陶古窯跡群が存在する。時間的に6世紀後半から始まる城内の手工業生産の計画的ともいえる配置には、高梁川以西全体を統括する政治的な意図が介在したと考えるのが妥当と思われる。

一方、これに関連して主として文献の立場から、5世紀に巨大古墳を築造した吉備は6世紀中葉には大和の勢力下に組み込まれ、県・屯倉の設置により吉備の政治勢力を解体・分割して支配したという説が唱えられてきた。その支配の大きな目的として「真金吹く吉備」と詠われたこの地の鉄資源が特に強調されてきたが、現時点で明らかになっている総社平野の鉄生産の隆盛期は6世紀第4四半世紀～7世紀後半にあり、文献と遺跡の様相との年代的な齟齬についても再検討が必要であろう。

ちなみに、飛鳥京から出土した7世紀中頃の荷札木簡に記された「白髮部五十戸・鉄十■」は、総社市城の窟屋評真壁郷からの鉄製品の貢納を示す資料として著名であるが、大半が平野地帯である真壁郷には製鉄遺跡は確認されていない。このことは、当地域では製品加工前の原材料が日常的に入手可能な状態であり、律令体制の成立以前から吉備（後の備中国）には、いち早く鉄製品の貢納が割り当てられる程の原料鉄の生産・流通量があったことを示唆している。

7世紀後半代の新本川流域の特筆すべき遺跡として、いずれも下流域の長砂2号墳と秦廃寺が挙げられる。長砂2号墳は播磨産竜山石を精緻に刻り抜いた県下唯一の横口式石槨を主体部とする終末期の方墳として著名である。横口式石槨は畿内でも限られた階層の被葬者に採用された特殊な石室形態であることから、本墳の被葬者像としては律令体制成立期に中央からこの地域に派遣された高級官人、若しくは、この地域から中央に登用された有力氏族が想定されよう。

秦原廃寺は中四国で唯一の飛鳥期の寺院として著名で、出土した軒丸瓦の意匠が山城国太秦の広隆寺のものに近似する点から、その造営には渡来人の秦氏が関与した可能性が指摘されてきた。

ただ、近接した窯で焼成された瓦に混じり玉島陶窯で焼成された瓦も使用されているから、造営主体は高梁川以西の最大の政治勢力である下道氏と考えることが妥当であろう。

吉備は壬申の乱の後に備前・備中・備後に分国され、律令体制成立期の藤原京期に施行された大宝律令（701年）以降の国一郡一郷里制下で、総社平野は北半が賀夜（陽）郡、南半が窟屋郡、高梁川

以西が下道郡に比定されている。備中国の政治的な中心である備中国府は『和名抄』には賀夜郡に所在したことが記されているが、数回の確認調査を経てその存在は未だ確認されていない。

ただ、歴史地理学的な見地から国府の最有力候補地であった市内東部の金井戸地区で、近年に調査された御所遺跡が、その規模と遺物から院政期～寿永・治承の兵乱期にかけての国衙であった可能性が有力視されるようになった。このため、それ以前の律令前期国府の所在地は、もう一つの有力な候補地である総社宮周辺である可能性が俄然高まっており、周辺で出土した上級官衙的組成の土器や、「国府上」、「高畑（こうはた）」の田名もその根拠として挙げられよう。

総社市内に設置された三郡の内、政治的拠点である郡衙が発掘調査で確認されているのは窪屋郡衙のみである。窪屋郡衙とみられる三須河原遺跡では、近接して白鳳期創建の三須廃寺が存在し、規則的配置の建物群と倉庫群が確認された。また、「郡殿」墨書須恵器や官衙遺跡特有の纏まった量の畿内系土師器も出土しており、ほぼ8世紀前半代に機能していたと考えられている。

この三須河原遺跡から約500m西に位置する三須中所遺跡の大溝からは「賀夜」と墨書した土師器が出土している。隣接する郡名を記した器の出土例の大半が郡衙遺跡に限られる点と、纏まって出土した土器群の官衙遺跡特有の組成から、8世紀末葉に移転した窪屋郡衙とみるのが最も妥当であろう。

この他、平成22年度に市道建設に伴い調査された窪木遺跡では、大溝に囲まれた大型建物と倉庫群が発見され、三須河原遺跡と同様に白鳳期創建の栢寺廃寺の東に隣接する位置である点と、周囲の調査成果等から8世紀前半の賀夜郡衙の可能性が高いと考えられる。

高梁川以西の下道郡では、郡衙は下道氏の本拠地で、白鳳期創建の寺院が集中する旧山陽道沿いの倉敷市真備町筋田に想定されている。しかし、新本川上流域の横寺遺跡で16m×6mの大型建物を中心に規則的に配置された藤原京期の建物群が発見され、纏まって出土した土器群にも県下で最も古い段階の畿内系土師器等の官衙的な組成がみられる。また、横寺遺跡が所在する南向きの段丘上には弥生・古墳時代を通じて祭祀遺物を伴う大規模な集落が営まれており、新本川上流域の政治的な中心拠点であったと考えられ、建物群も下道評衙の一時的な分庁的な官衙であった可能性も想定されている。

この他に新本川上・中流域では、坊ヶ内遺跡、宮の前遺跡、狩谷遺跡で8～9世紀の自然発生的な集落中心に、小規模ではあるが規則的配置の建物や倉庫が存在する空間が存在しており、集落内に官的な役割を目的とした施設（郷衙？）が存在したと指摘されている。

下道郡は、歴史学上、律令制度の疲弊の実態を上申したことで著名な『三善清行意見封事十四箇条』（914年）で、実例として挙げられた二万郷（現倉敷市真備町二万）を含んでいる。二万郷は現在の小田川下流域の兩岸に比定されており、田上郷とは低い山塊を挟んで近接した地域である。

この『三善清行意見封事』では、三善清行が歴代の備中国司に問う形で、8世紀後半以降に、律令体制の基本理念である「公地公民」に基づく二万郷の課税人口が逃亡により減少し、村落が荒廃して政治が乱れていることを指摘している。

しかしながら、近年の発掘調査の成果からは、横寺遺跡でみられた9世紀以降の低湿地開発に代表されるように、総社平野に於いても9世紀以降は遺物の出土地点が増加し、逆に集落や耕地が著しく拡大する傾向がみられる。これは、古墳時代以来の在地の政治勢力である郡司層を通して固定化されてきた、厳格な土地管理による収税という律令体制の根幹制度が実態に合致しなくなったことが背景にある。このため、富豪層の台頭により土地・農民の流動化が進行し、それに対応して新たに受領国司による「名」を単位とした直接的人的課税に転換する律令体制の現実的な変質が想定されており、

『意見封事』に挙げられた村落の荒廃は、実態と乖離した上流貴族の意識のずれと考えられている。

このような律令体制の再編・変質を背景として、10世紀以降には国衙が遺跡として確認できなくなり、市内の遺跡でみると、畿内系土師器・須恵器で組成された官衙特有の土器様相が、9世紀後半には希薄になる傾向が認められる。しかし、逆に緑釉・灰釉等の施釉陶器の出土地点は増加することから考慮すれば、集約的土地所有により成長した富豪層の台頭を裏付けているであろう。

柗園期から院政期の総社市には、高梁川以西の橋本荘（秦地区）、田上荘（新本・山田地区）等の寄進地系荘園が存在したのに対し、以東には久米郷、服部郷、阿曾郷、赤浜郷等の国衙領（公領）が集中している。この服部郷の西端に位置する御所遺跡で発見された、大溝に囲まれた一町四方の方形居館は、特異な形態・規模の井戸と、繰り返して大量に廃棄された饗宴形態の土師器供膳具から、院政期～寿永・治承の兵乱期に国衙領を経営した在京官人の拠点＝備中国衙の可能性が有力視されている。

この方形居館では、平成24年に中央に位置する御所宮境内で確認調査が行われ、大規模な礎石建物が検出された。その焼亡時期は、出土した土器から治承・寿永の兵乱期に符号する点から、備中の有力な国衙在京官人であり、平清盛の側近として『平家物語』でも著名な妹尾太郎兼康が敗死した寿永二年（1183）年の木曾義仲による備中侵攻時の焼き討ちの可能性が高い。

ちなみに現在の総社市の起こりとなった惣社（総社）が建立されたのは、文献資料からは院政期の12世紀初頭と考えられており、在地の在京官人が国衙の実権を掌握する時期と符合する点からみて、建立の目的は、在地の氏神祭祀の集約による宗教的・政治的権威の確立と理解したい。

また、鬼ノ山に隣接する新山寺は、「浄土教」思想と加持祈禱の流布による顕密仏教の隆盛を背景として各地に創建された天台系の山岳密教寺院とみられ、関白藤原頼道の護持僧である成尋阿闍梨（1111～1182年）が入唐前に修行したことが記されている。この点から新山寺は単なる地方寺院ではなく、都にもその名が聞こえた程の修行場であり、時期的にみてその経済的な庇護者は国衙の在京官人を構成した在地領主層が想定されよう。

この御所遺跡の方形居館が廃絶した平家滅亡後の備中国総追補使（守護）には、鎌倉幕府の有力御家人である土肥実平があてられ、その後、正確な時期は不明であるが北条得宗家の知行国となり、14世紀には備中松山にその守護所が移転したと考えられている。

ただ、文献資料には14世紀まで国衙が機能していたことが記されており、柱穴等の遺構と遺物の時期からみても御所遺跡で焼亡後に再建された建物が国衙として機能した可能性が高い。

備中国の武士は治承・寿永の兵乱では平家方、承久の乱（1221年）では後鳥羽上皇方に与す者が多く、その鎮圧後には鎌倉幕府は多くの御家人（本補地頭・新補地頭）を東国から移入した。

高梁川右岸の久代地区で出土した13～14世紀の瀬戸産灰釉壺と楠葉産瓦器壺は備中地域での出土例は珍しい点から、在地の武士階級ではなく東国から移住し当地で没した御家人の骨殖器とみられる。

総社市内の鎌倉期の遺跡については、石清水八幡宮の荘園であった田上荘を管理した荘官の居宅とみられる新本地区の殿礎遺跡以外は拠点的な遺跡は未確認で、散発的な農村集落の確認にとどまる。

ただ、現在までの総社平野での発掘調査の成果からみれば、13世紀段階で開削された溝がそれ以降踏襲されて使用され、現在残る地割りに合致する事例が多い。このため、今の総社平野の田園風景の原型は、ほぼこの段階の大規模な開発により形成されたとみられる。また、13世紀末葉の詳細な土地所有関係を描いた『備中国賀陽郡服部郷図』が作成された背景にも、新しい政治体制により進行した開発と、刷新された土地所有関係を記録し広く周知させる目的もあったと考えられている。

鎌倉幕府滅亡～南北朝の争乱期には、現在の倉敷市との境界の山塊上に築かれた福山城を舞台として、東上する北朝の足利尊氏・直義の大軍と、それを迎え撃った南朝の新田方の大井田氏経との間に湊川合戦の前哨戦となる激戦が繰り広げられ、総社平野の村々も大きな影響を受けたとされている。

室町時代に備中国の守護となったのは管領の細川氏で、守護所を備中松山に置いたが、実質的な領国経営は守護代の庄氏（猿掛城）、石川氏（幸山城）、上野氏（備中松山城）が担った。

応仁の乱～戦国時代の備中では庄氏、石川氏に続いて成羽の三村氏が国人層を結集して勢力を伸ばしたが、最も有力な三村氏でも安芸の毛利氏や出雲の尼子氏の影響・庇護を完全に払拭できなかった。

三村氏は備前の宇喜多氏との抗争（明禪寺合戦）での敗退を機に次第に衰退し、宇喜多氏と結んだ毛利氏に反旗を翻し（備中兵乱）、畿内から勢力を伸ばしつつあった織田信長と結んだものの最終的には備中松山城が落城し滅亡した。この「備中兵乱」の際に際して、三村元親の実弟である上田実親が立て籠もった山田の鬼ノ身城と、石川久式の居城である山手の幸山城も落城した。

この後、毛利氏を離反して織田信長と結んだ宇喜多氏と毛利氏の間で抗争が続き、備前と備中の国境の毛利方の諸城に総社在住の中島氏、福屋氏等の地侍が配置された。中でも清水宗治の立て籠もった備中高松城（岡山市）は、天正十年（1582）の羽柴秀吉の中国侵攻時の水攻めで有名である。

また、近年の発掘調査で発見された総社遺跡の堀を巡らせた居館は、「北国府」の字名から清水宗治と共に籠城し、宗治の自害に際して介錯を行った国府市正の居館の可能性が考えられている。

この備中高松城の開城により高梁川以西の「備中内郡」が毛利領、以東の「備中外郡」が宇喜多領となり、山田地区の鬼ノ身城に毛利の武将である穴戸備前守が在城した。この鬼ノ身城下の街並みは現在の山田地区の現集落一帯の地割に良好に遺存しており、直線道路と整然と区画されて広がる屋敷跡が発掘調査により明らかにされた。このことから、毛利氏は鬼ノ身城を自領の東端の最前線として、また高梁川右岸城の備中の恒久的・中心的な拠点とすべく整備していた可能性も考えられよう。

しかしながら、慶長五年（1600）の関ヶ原の役で西軍が敗北し、主将であった毛利氏が周防・長門の二カ国に改易されたため鬼ノ身城も廃城となり、整備中の城下町も廃絶したものと推定される。

また、鬼ノ身城には、穴戸氏が改易に伴う退去に際して行った建物や石垣を破壊する「破却」の痕跡が明瞭に認められる点が大いに注目される。毛利氏の備中の大半の所領は収公され、戦いに功績のあった諸將に配分されると共に残りが幕府直轄地（天領）となった。

江戸時代の総社市内は岡山藩領、備中松山藩領、足守藩領、岡田藩領、浅尾藩領と旗本蒔田領、花房領に分割されて明治維新を迎え、これらの領地の最終的な石高は三万五千七百石である。

この内、現在の市街地近くに陣屋を構えた蒔田氏が、長州第二奇兵隊の脱走兵により陣屋を焼き討ちされた「浅尾駆動」事件は、幕末の混乱した世相を代表する事件として有名である。

参考文献

『総社市史』通史編 総社市 1998

『総社市埋蔵文化財調査年報』1～19 総社市教育委員会 1999～2009

『総社市埋蔵文化財発掘調査報告』1～21 総社市教育委員会 1988～2010年

第三章 発掘調査の成果

第1節 法正寺1号墳と樽見1号墳の立地

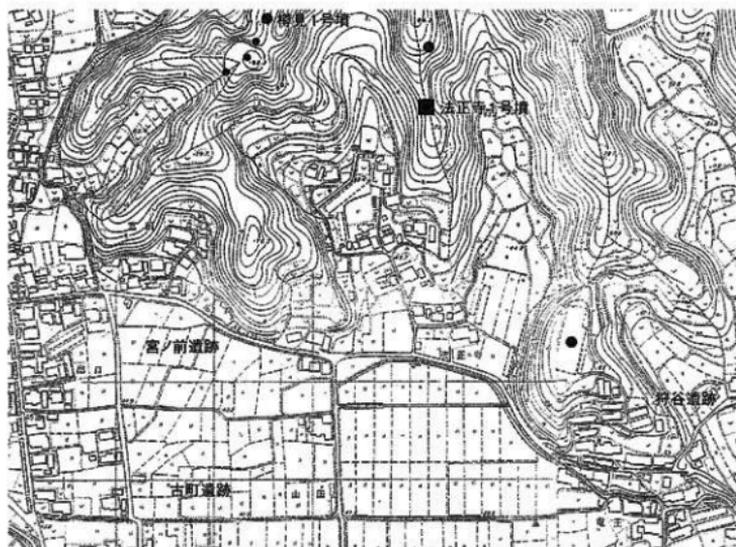
法正寺1号墳と樽見1号墳は、頂上に鬼ノ身城が所在する急峻な山塊からは南に派生した標高90m前後の細長い尾根上に所在している。(第4図)

両墳は急峻な谷を挟んで隣り合った尾根上に築かれているが、横穴式石室墳の法正寺1号墳が尾根稜線の傾斜が急速に緩やかになる傾斜変換点に単独で築かれているのに対し、箱式石棺を主体部とする樽見1号墳は、ほぼ水平に近い稜線に複数の古墳が直線に並ぶように築かれている。

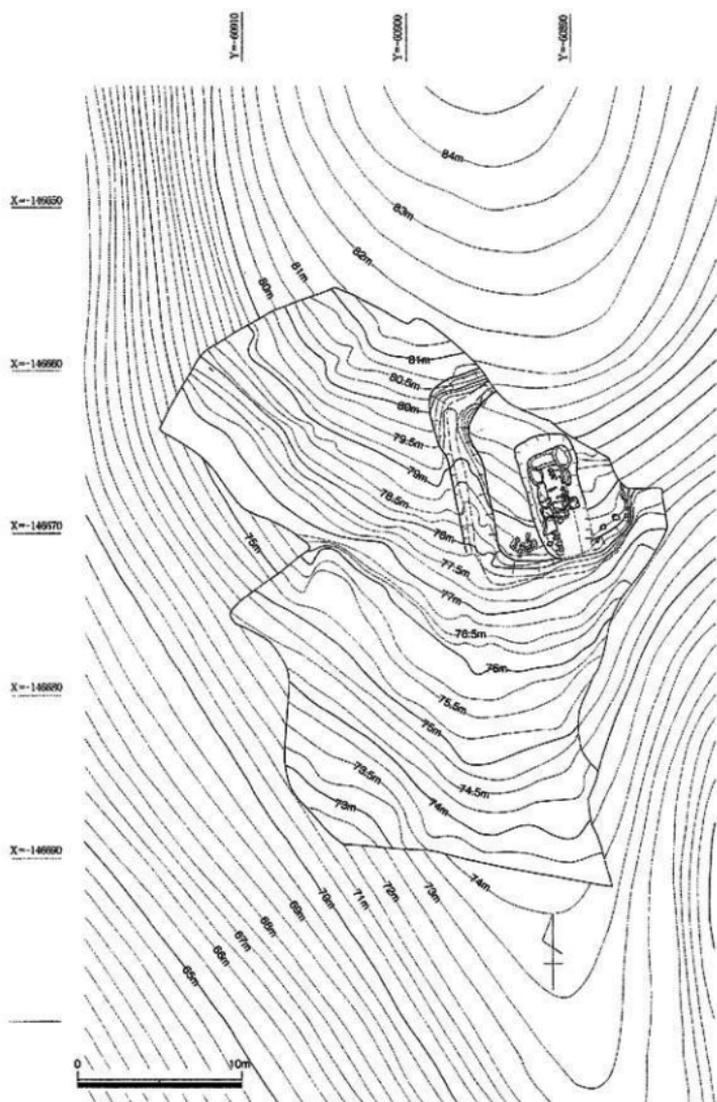
この両墳の立地状況の相違は古墳の時期と性格によるものであるが、周囲の状況に目を移すと両古墳が所在する尾根の西側谷部の南向き斜面には、樽見谷1号墳の他に数基の小規模な横穴式石室墳が確認されているのみで、尾根の東側にも目立った古墳の分布は確認されていない。

古墳群の在り方をより広い観点からみると、現在の山田の集落の背後一帯には、西の山田川沿いの八幡古墳群や砂子山古墳群、松木古墳群、また東隣の久代地区の蒲越古墳群、ハザ古墳群(第2図)のような密集した古墳群は形成されていない。

ただこの点は、現集落の背後地に当たる当地区の谷部と尾根は、近世以降の開墾により著しく地形が改変されている上に、谷部の横穴式石室も平成11年度に調査を実施した樽見谷1号墳のように、石材を抜かれ墳丘が削平された古墳は視認ができていない可能性も高い。



第4図 法正寺1号墳・樽見1号墳位置図 (S=1/5,000)



第5圖 法正寺1号墳墳丘平面圖 (S=1/300)

また、地元の古老の談によれば、開墾時に尾根上から鉄剣等の古墳の遺物が出土したとの伝聞もあり、南に下降する緩やかな尾根は前期古墳の立地には非常に適した条件であると考えられる。このような後世の土地利用のことも考慮するならば、本来は多くの古墳が存在した可能性も一概に否定しきれないであろう。

第2節 法正寺1号墳と樽見1号墳の調査成果

1. 法正寺1号墳（第5図～9図）（図版1～図版2）

立地

法正寺1号墳は、南西方向に伸びる主尾根からほぼ真南に派生した尾根稜線上に位置しており、標高76～82mのやや急峻な傾斜変観点付近に（第4図）、横穴式石室を南に開口させて築かれている。

この立地条件の点では、通常の横穴式石室墳が尾根の裾斜面を利用してある程度群集して築造されるのに対し、本墳は尾根の稜線上に単独で築かれており、その在り方は非常に特異である。

本墳は開墾による削平・造成と石材の抜き取りのため遺存状況は悪く、立木伐採後の事前の分布調査でもその存在は視認できず、重機を用いた試掘調査で調査区の上端付近で墳丘盛土と周溝が確認されたため古墳であると判断した。

発掘調査は人力で耕作土と畑の石垣を除去し、遺存する墳丘盛土まで精査した。この結果、石室の石材を抜き取ったとみられる南北方向の落ち込みが検出されたため、掘り下げて石室内を精査した。

この石室の落ち込みの南北方向の中心を中軸として、直交する東西方向に墳丘トレンチ（第6図）を設定して掘り下げ、土層断面で墳丘の規模と形態の確認を行った後に周溝の掘り上げに着手した。

墳丘・周溝

判明した墳丘の規模と形態は、墳丘の北東隅四分の一が用地外のため全体の正確な規模は不明であるが、調査した範囲の墳丘端で推定すると東西辺11m、南北辺12mの方墳と考えられる。

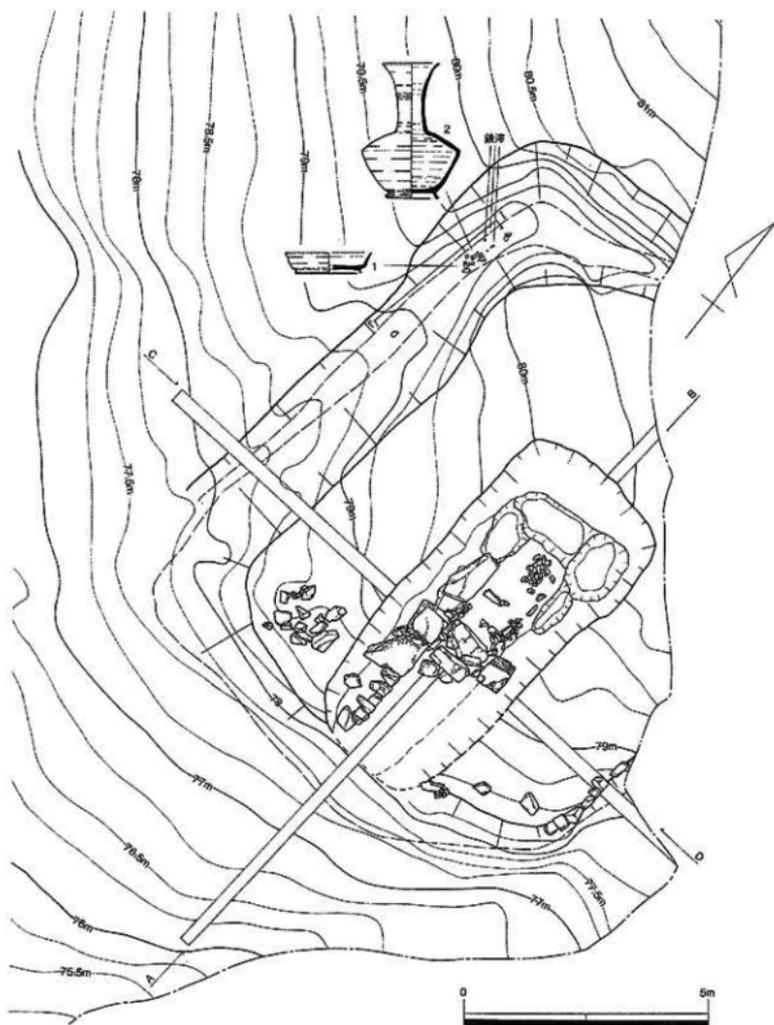
墳丘盛土（第9図）は、先ず地形が下降する墳丘東半は、石材を据え付ける以前に灰泥じりの細かい砂質土を用い、やや大きい単位で西半の地山と同じ高さまで積み上げている。その後石室の石材の積み上げと平行し、細かい砂質土と地山の荒い真砂土を互層状に入念に突き固めて構築されているが、西半の盛土は東半に較べ積み上げの単位が細かく、より入念な突き固めを行った状態が看取される。

また、墳丘盛土の最下層に旧表土や自然流土は認められず、墳丘の築造に際して盛土を安定させるために予定地の地山を段状に削平し、石室の掘り方を整形した後に盛土を行っている。

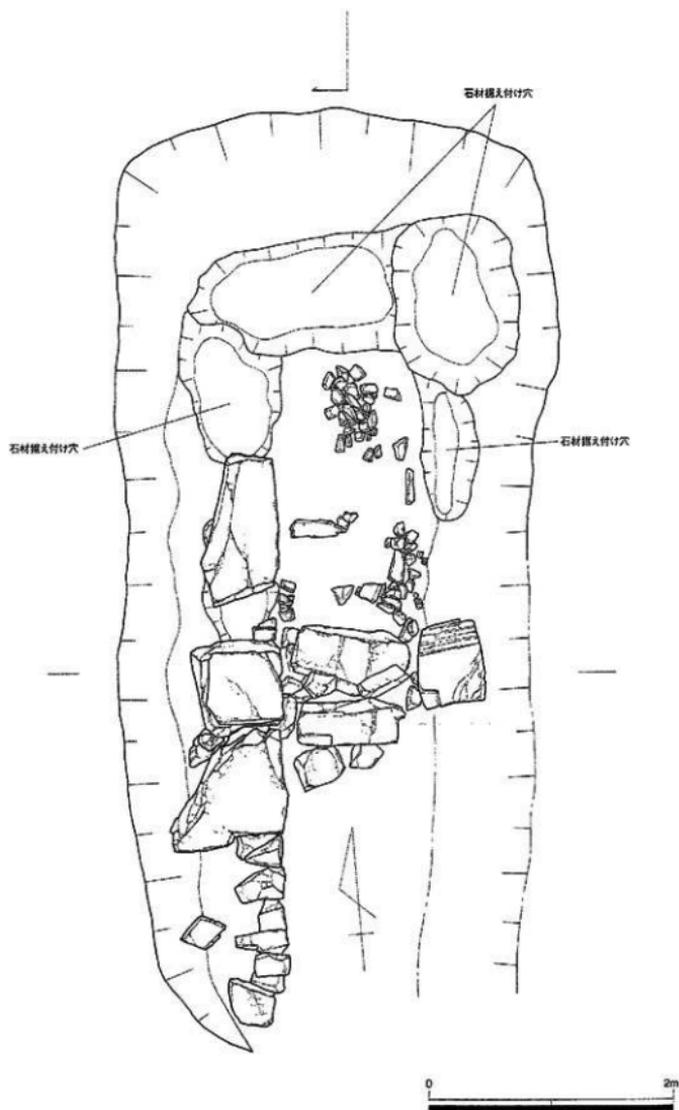
石室の前面の土層断面にも地山の段状の削平と、長さ1m以上、厚さ30cm以上の盛土（第10図）の遺存が認められるが、開墾による削平のため古墳前面の旧状を推定することは不可能であった。

墳丘の東半には盛土中に一列に並んだ外護列石（第8図）が検出されたが、西半では同じ高さの墳丘が削平されているため遺失したとみられる。墳丘の前面には不規則な小型の石材の配置（第8図）はみられるが、流失したとみられるものが多く、当初の景観については不明である。

周溝は墳丘の西側と背後の半分程度を検出することができた。墳丘の西辺では地山への掘り込みは浅く、土層断面部分でも30cm程度しかない。これに対し、石室の背後では地山に残存するだけでも深さ130cm以上のV字状の掘り込みがみられ、築造当初の墳丘の背後は切り立った屏風状の景観を呈していたと推定される。このような切り立った背面周溝が石室の奥壁に近い点も終末期古墳の特徴をよく表していると考えられる。



第6図 法正寺1号墳墳丘平面図 (S=1/100)



第7図 法正寺1号墳石室平面図 (S=1/40)

横穴式石室

本墳の埋葬主体部は横穴式石室（第7図）であるが、石材の大半は抜き取られている。石室掘り方内には後世に流入した砂質土が堆積し、僅かに西壁の基底石三石と東壁の基底石一石が遺存するのみである。石室の規模を石室掘り方と石材の据え付け穴から推定すると、内矩で長さ580cm、幅120cm程度と考えられるが、高さについては推測できる材料が無いため不明である。

石室の形態については遺存状況からは、羨道と玄室の区別は明瞭に区別できない点から無袖の石室とみられ、石室開口方向はN-178°-Eである。ただ、床面に遺存する主軸と直交する長方形の石材を柵石と見なすと、その周辺で側壁基底石の形状も変化することから、羨道と玄室を区別する意識が多少なりとも介在した可能性も否定できない。

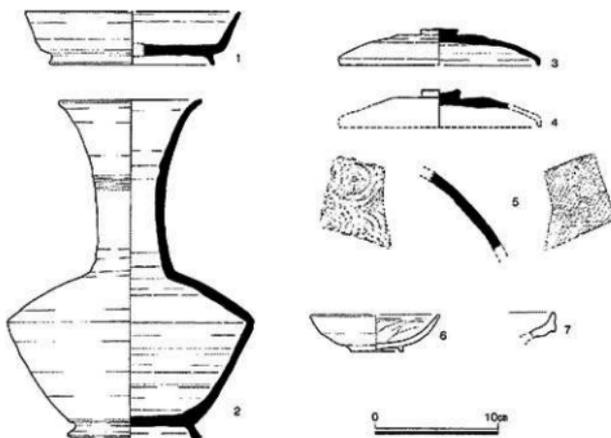
残存する三石の西壁基底石と東壁の一石は、何れも石材の上端を揃えて平滑な面を石室内面に向けて据えられており、意識的に大ぶりな石材を用いて整美な石積みを目指している点が特色である。

石室の床面は、石材の抜き取り時に攪乱されているため、柵石とみられる二石の敷き石以外に当初の状態は推察し得ない。

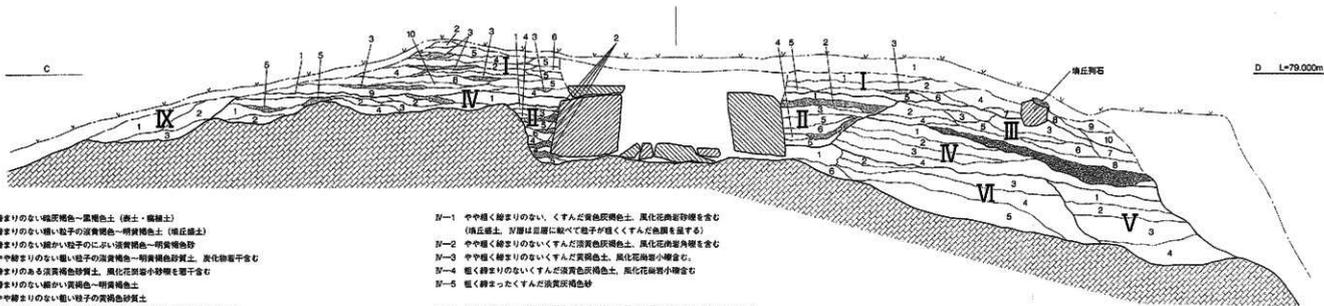
出土遺物

本墳に伴う遺物（第10図）としては、周溝の西北隅付近の底面から（第6図）須恵器の坏B（1）と壺K（2）各1点が破砕された状態で、小ぶりな鉄滓7点と共に出土した。この他に石室の攪乱堆積土中から須恵器坏B蓋2点（3・4）と甕片1点（5）、中世の土師器碗（6）と弥生土器甕（7）各1点が出土している。

この内、周溝から出土した須恵器2点を出土状況からみると、周溝に全く土砂が流入していない段階の底面上で出土したことから古墳築造時に供献されたと考えるのが妥当であろう。



第8図 法正寺1号墳出土遺物（S=1/4）



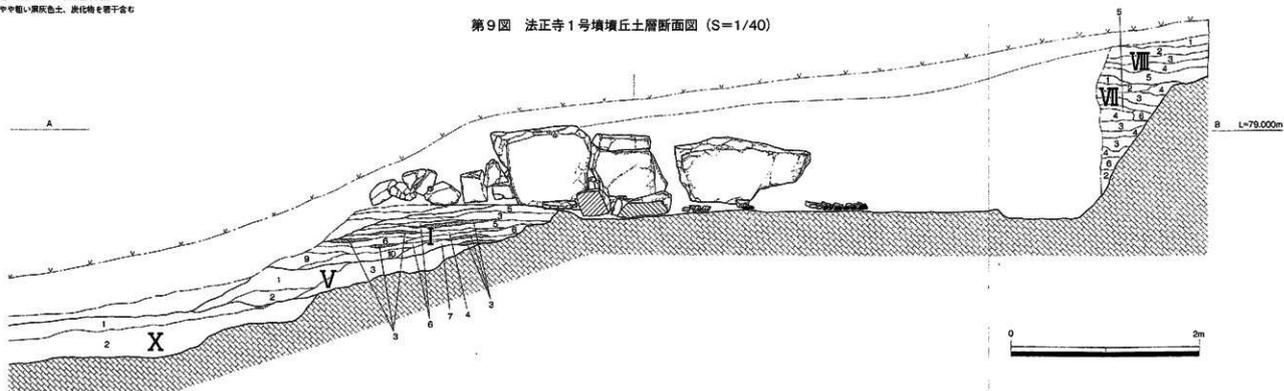
- I-1 跡まりのない暗灰褐色～黒褐色土（粘土・腐植土）
- I-2 跡まりのない暗い粘土の淡黄褐色～明黄褐色土（墳丘盛土）
- I-3 跡まりのない暗い粘土のにおい淡黄褐色～明黄褐色砂
- I-4 やや跡まりのない暗い粘土の淡黄褐色～明黄褐色砂質土。炭化植物等を含む
- I-5 跡まりのある淡黄褐色砂質土。炭化植物等小砂礫を若干含む
- I-6 跡まりのない暗い灰褐色～暗黄褐色土
- I-7 やや跡まりのない暗い粘土の黄褐色砂質土
- I-8 跡まりのない暗い粘土の黄褐色砂質土。炭化植物等砂礫を若干含む
- I-9 跡まりのない暗い粘土の淡黄褐色砂質土
- I-10 跡まりのない暗い粘土のにおい淡黄褐色砂質土。角礫を含む
- II-1 よく閉結せられた暗い粘土のにおい淡黄褐色土（墳丘盛土。且層はI層に較べると跡まりがある）
- II-2 跡まりのある暗い粘土のにおい淡黄褐色砂
- II-3 よく跡まった暗い粘土のにおい淡黄褐色砂質土
- II-4 跡まりのあるやや暗い粘土の明黄褐色砂質土。炭化植物等小砂礫を若干含む
- II-5 跡まりのあるにおい暗黄褐色砂質土。小砂礫を多く含む
- III-1 やや細く跡まりのないにおい暗黄褐色砂質土。炭化植物等小砂礫を含む（墳丘盛土。且層はII層に較べると跡まりがなく、におい黄褐色の色調を呈する）
- III-2 跡まりのない暗い粘土のにおい黄褐色砂質土。炭化物を若干含む
- III-3 跡まりのない暗い粘土のにおい黄褐色砂質土
- III-4 跡まりのないやや暗い粘土のにおい明黄褐色砂質土
- III-5 跡まりのないにおい暗黄褐色砂質土
- III-6 跡まりのない暗い粘土のにおい淡黄褐色砂質土
- III-7 跡りのない暗い粘土のにおい黄褐色土
- III-8 跡まりのない暗い粘土のにおい淡黄褐色砂質土
- III-9 跡まりのないやや暗い黄褐色土。炭化物を若干含む

- IV-1 やや細く跡まりのない、くすんだ黄褐色腐植土。炭化植物等砂礫を含む（墳丘盛土。且層はII層に較べて粘土が強くくすんだ色調を呈する）
- IV-2 やや細く跡まりのないくすんだ淡黄褐色腐植土。炭化植物等角礫を含む
- IV-3 やや細く跡まりのないくすんだ黄褐色土。炭化植物等小礫を含む
- IV-4 細く跡まりのないくすんだ淡黄褐色腐植土。炭化植物等小礫を含む
- IV-5 細く跡まったくすんだ淡黄褐色砂
- V-1 細く跡まった。暗灰色砂質土（墳丘盛土。V層はIV層に較べてよく跡まっている）
- V-2 跡まりのある暗い粘土のにおい黄褐色土
- V-3 跡まりのない暗い粘土のにおい黄褐色砂質土。炭化植物等小砂礫を若干含む
- V-4 やや跡まった暗い粘土のにおい明黄褐色砂質土。炭化植物等小砂礫を若干含む
- VI-1 跡まりのある暗いにおい淡黄褐色砂質土（墳丘盛土。VI層はV層より跡まりがある）
- VI-2 跡まりのない暗い粘土のにおい淡黄褐色土。炭化植物等砂礫を若干含む
- VI-3 跡まりのない暗い粘土の淡黄褐色砂質土
- VI-4 やや跡まりのある暗い粘土の淡黄褐色砂質土。炭化植物等小砂礫を若干含む
- VI-5 跡まりのあるにおい暗黄褐色砂質土。炭化植物等小砂礫を若干含む
- VII-1 跡まりのある暗い暗黄褐色砂質土（塚室高床状土）
- VII-2 跡まりのある暗い粘土の黄褐色土
- VII-3 跡まりのある暗い粘土のにおい黄褐色砂質土。炭化植物等小砂礫を若干含む
- VII-4 跡まりのある暗い粘土のにおい暗黄褐色土
- VII-5 跡まりのある暗い粘土のにおい黄褐色土。炭化植物等小砂礫を若干含む
- VII-6 跡まりのある暗い粘土のにおい明黄褐色土。炭化植物等小砂礫を若干含む

- VIII-1 跡まりのない暗い粘土の淡黄褐色砂質土（墳丘盛土）
- VIII-2 跡まりのない暗い粘土のにおい淡黄褐色砂質土
- VIII-3 跡まりのない暗い粘土の淡黄褐色砂質土。炭化植物等砂礫を若干含む
- VIII-4 跡まりのない暗い粘土のにおい淡黄褐色砂質土
- VIII-5 跡まりのない暗い粘土の淡黄褐色砂質土。炭化植物等砂礫を若干含む

- IX-1 跡まりのない暗い粘土の淡黄褐色砂質土（塚室高床状土）
- IX-2 跡まりのない暗い粘土のにおい淡黄褐色砂質土
- IX-3 跡まりのない暗い粘土の淡黄褐色砂質土。炭化植物等砂礫を若干含む
- X-1 跡まりのない暗い粘土の暗黄褐色砂質土（X層は墳丘盛土。跡まりがなく暗い砂質土）
- X-2 跡まりのない暗い粘土のにおい黄褐色砂質土。炭化植物等砂礫を若干含む

第9図 法正寺1号墳丘土層断面図 (S=1/40)



第10図 法正寺1号墳石室見通図・墳丘土層断面図 (S=1/40)

これらの遺物の時期として、先ず杯Bでみると、口径に較べて高台接合部の径の比率がやや小さく、底部から体部への屈曲点の内側に開き気味の高台が付き、杯部の底面が高台より下垂していない点の特徴である。壺Kは体部の天井が水平ではなく、未だ傾斜して屈曲し、高台が「ハ」字状を呈する点の特徴である。以上の杯Bと壺Kの形態の特徴から、これらの須恵器は平城京造営直前の7世紀末葉から8世紀初頭の藤原京期の所産と考えられ、石室の擾乱土中から出土した杯B蓋も同時期の特長を示しており、時期的な矛盾は無い。

この他、中世土師器は古墳の石室が後世に再利用されたことを示しており、山側の周溝埋土から出土した弥生土器(7)は、他の小片も含めて胎土が精良で赤彩されている点から、古墳の上方に未確認の墳墓が存在する可能性が考えられる。

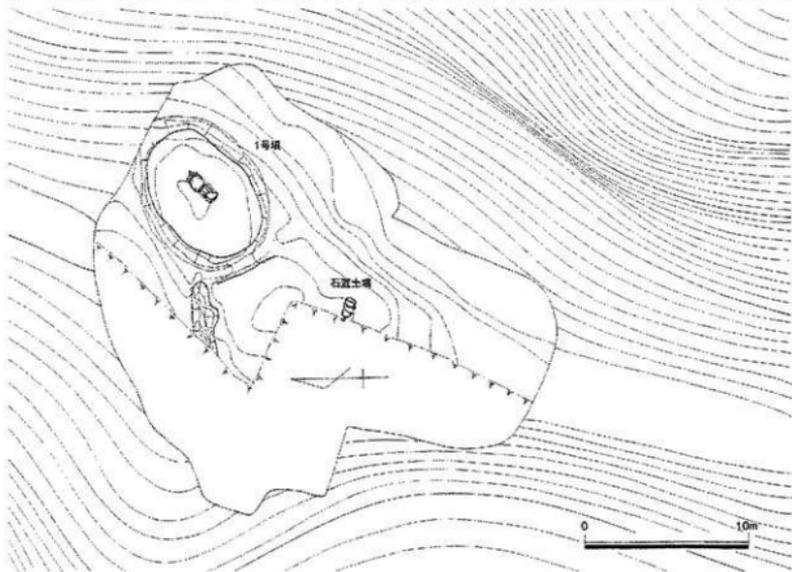
小結

法正寺1号墳は尾根稜線上に単独で築かれた一辺11~12mの方墳で、全長5.8mの横穴式石室を主体部とするが、残存状況は良くない。本墳の立地条件や墳丘・石室の特徴は典型的な終末期古墳の様相を示し、周溝底面や石室から出土した須恵器の年代から7世紀末葉~8世紀初頭の藤原京期の築造と推定され、古墳としては県下でも最も下の時期の所産と考えられる。

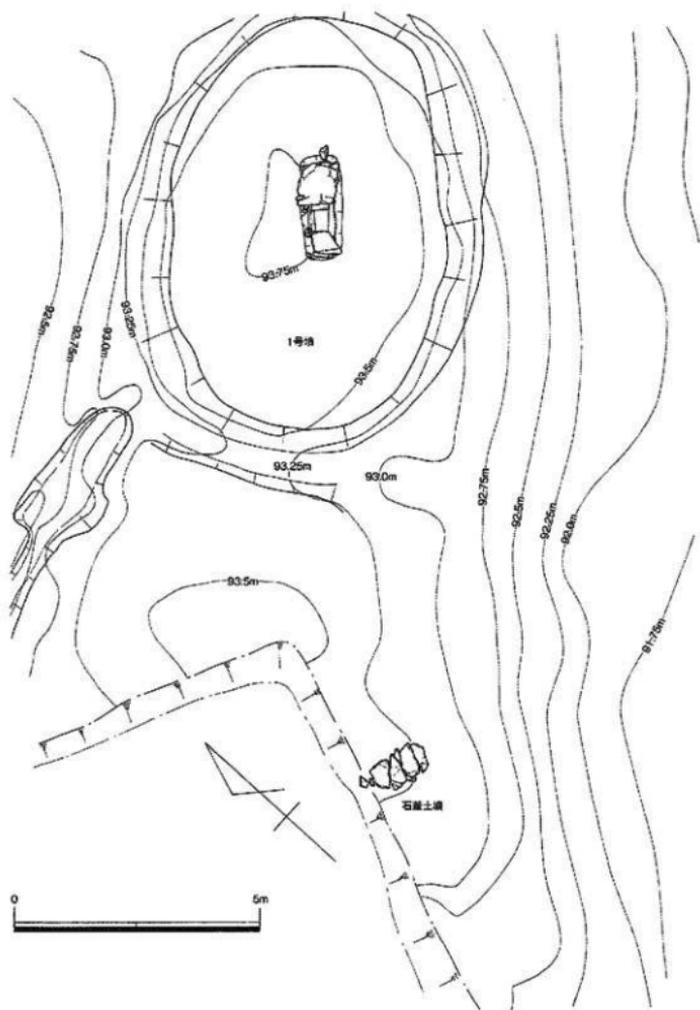
2. 樽見1号墳(第11図~15図)(図版3)

立地及び墳丘・周溝

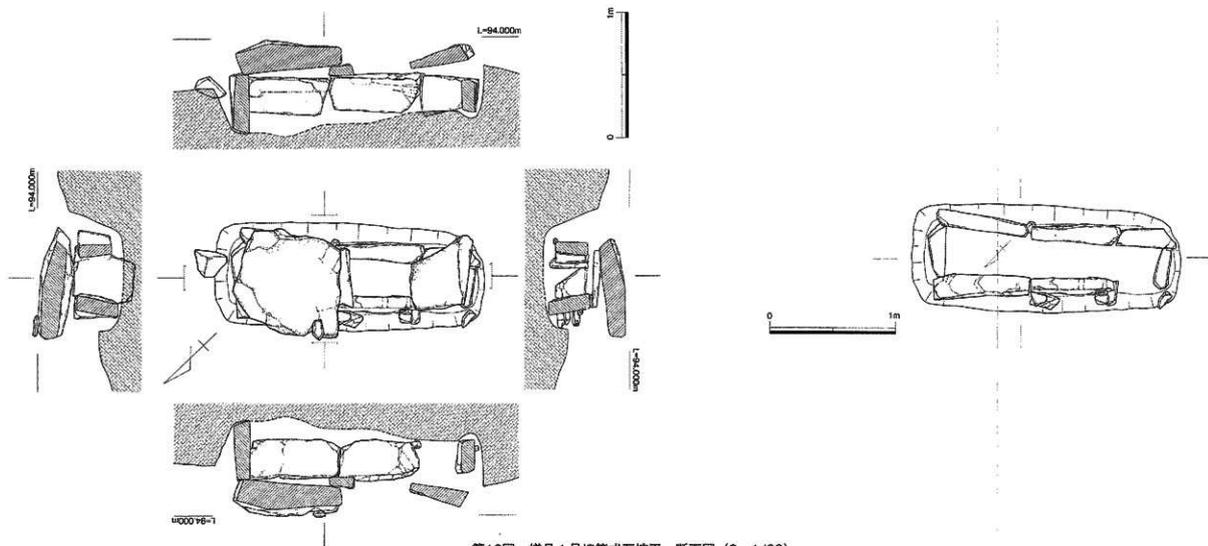
樽見1号墳は、法正寺1号墳が所在する小尾根が派生する西隣の主尾根の緩やかな稜線上(第11図)に位置している。古墳が築かれた緩やかな尾根はやや蛇行しながら現集落の背後に伸びており、比較的、稜線上が平坦なため古くから開墾や植林の対象となっており、土器の出土や複数の箱式石棺の存



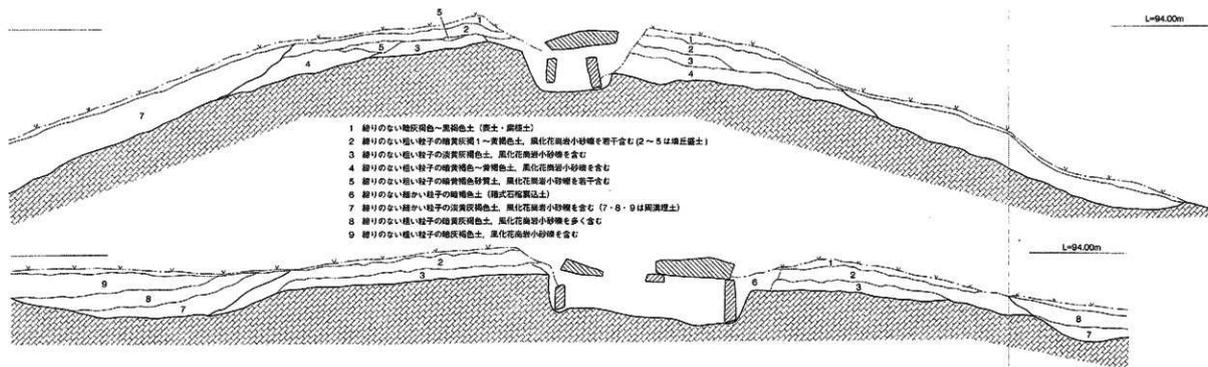
第11図 樽見1号墳墳丘平面図 (S=1/300)



第12図 樽見1号墳填丘平面図 (S=1/100)



第13図 樽見1号墳箱式石棺平・断面図 (S=1/30)



第14図 樽見1号墳墳丘断面図 (S=1/40)

在が地元では伝えられてきた。

このため、本墳の箱式石棺の石蓋も三枚の内一枚が取り去られ開口した状態であったため周知の古墳（樽見1号墳）として認識されており、工事対象地の事前踏査で容易に確認できた。

今回の連絡道の開削は尾根稜線を直交する形で幅約40mにわたり切断するため、地形を考慮すると当初から確認されている1号墳以外に遺構が存在する可能性が十分に予想された。このため、樹木伐採後に人力で稜線に直交するトレンチを十本掘り下げ遺構の有無を確認した。

この結果、全てのトレンチに於いて表土直下で地山の真砂土が露頭し、一帯は著しく削平を受けている状況が明らかになり、1号墳に近接して石蓋土壌1基が確認されたのみであった。

発掘調査は立木の伐採と腐食土の除去後に、先ず箱式石棺の長軸方向と直交する方向にトレンチを設定して掘り下げ、土層断面（第14図）で墳丘・周溝の規模・形態の確認を行い、周溝を掘り下げて墳丘全体の検出を行った。

この結果、墳丘は直径9.5mのやや石棺主軸方向に長い楕円形を呈する円墳（第12図）であることが明らかになったが、墳丘盛土は大半が流失し、地山に掘り込まれて明瞭に遺存する周溝で全体の規模・形態を把握することが可能となった。

遺存する墳丘の高さは、周溝の底と石棺の蓋石の高さを較べると70cmしかなく、数十cmの盛土の流失を仮定した場合でも本来の高さは1.5m程度の低い墳丘の古墳であったと考えられる。

埋葬施設

本墳の埋葬主体部は墳丘の中央部に位置する箱式石棺で、三枚の蓋石の内、真ん中の一枚が盗掘時に取り去られ、開口した石棺内には腐食土が堆積していた。

残存する二枚の蓋石の内、北端の一枚が他の二枚より大きく厚い石材が使用されており、石棺内の遺体の頭部の位置に配慮した石材の選択と推定される。

箱式石棺は主軸をほぼ北東にとり、小口各一枚、側壁3石で構成されているが、使用された石材の大きさ・厚みは不揃いである。石棺の規模は内矩で40～30cm×170cm、床面から蓋石まで高さ45～40cmであるが、やや北寄りに幅広い平面形状を呈している。

箱式石棺は200cm×70cmの石棺掘り方を地山に掘り込み、溝状の石材据え付け穴を若干掘り窪め側壁を安定させており、石材の外側は地山土で丁寧に埋め戻している。

床面は盗掘時に僅かに掘り窪められているが、砂利等は敷かれておらず地山面を直接使用している。本墳に伴う遺物は周溝・墳丘・石棺内の何れからも皆無であり、具体的な古墳の築造時期は古墳時代前期である以外は不明である。

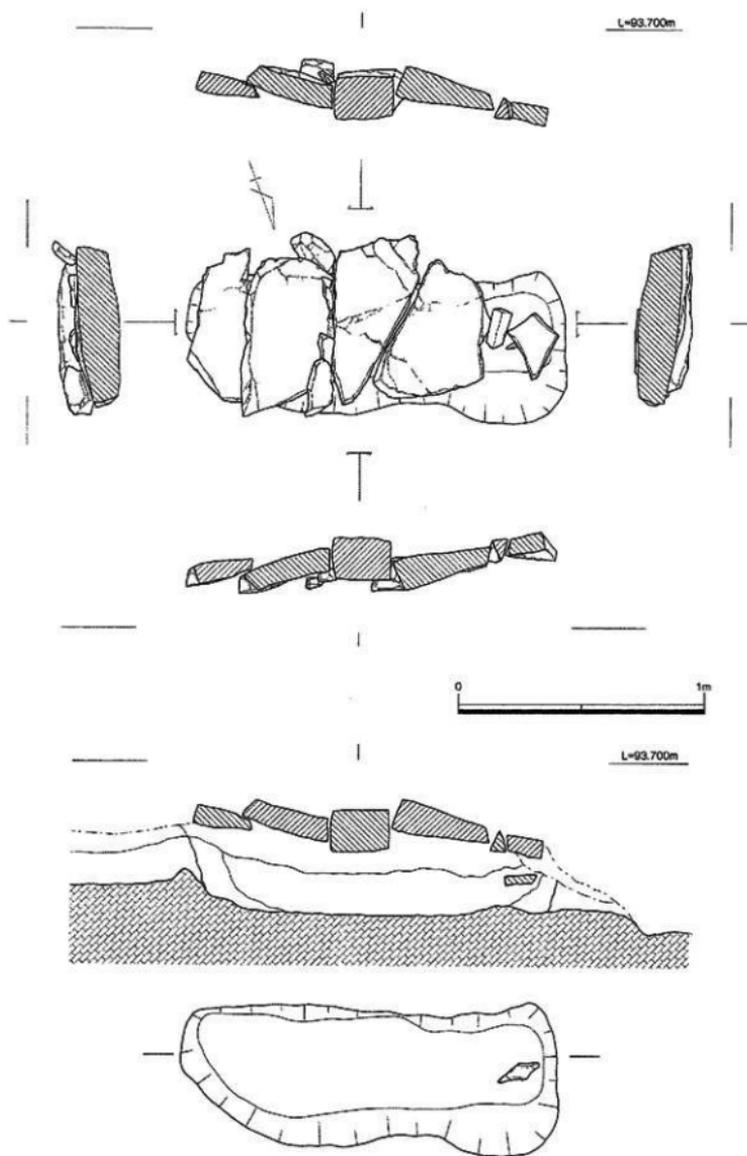
3. 石蓋土壌（第15図）（図版3～図版4）

石蓋土壌は1号墳の周溝で区切られた南側の高まりで検出された。土壌が所在する高まりは尾根西側斜面の開鑿堀により段状に削平されており、土壌の蓋石も断面に露出していた。

土壌が存在する高まりは当初は墳丘の可能性も考慮して精査したが、大半が地山面が露頭しており埋葬施設や周溝等は確認できず、古墳の主体部であるという確証は得られなかった。

石蓋土壌は長軸140cm、幅55cm、深さ30cmのやや歪な長方形を呈する土壌（第14図）に三枚の蓋石を掛け隙間に小石を詰めており、土壌内には流入した細かい砂質土が堆積し遺物は無い。

本土壌はその規模からみて成人の埋葬は不可能であり、被葬者としては子供若しくは改葬した人骨が埋葬された可能性が考えたい。



第15図 石蓋土墳平・断面図 (S=1/20)

この土壌に伴う遺物は周囲から土師器の小片が出土したのみで、1号墳との関係を窺わせるような遺物はないため、その関係については言及できない。

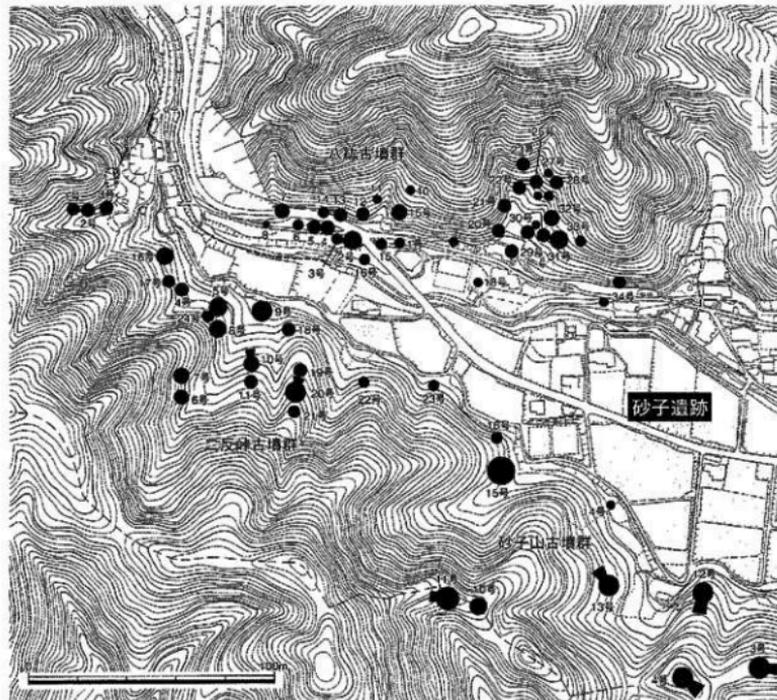
第3節 八絃古墳群の立地

八絃古墳群は、山田川の急流がその向きを東に変えて屈曲する地点の左岸急斜面に築かれた古墳群で、旧松山往來沿いの現集落が途切れる長さ約400mの範囲の南向き斜面に、三十基（第16図）以上の横穴式石室を主体部とする古墳が密集して築かれていることが確認されている。

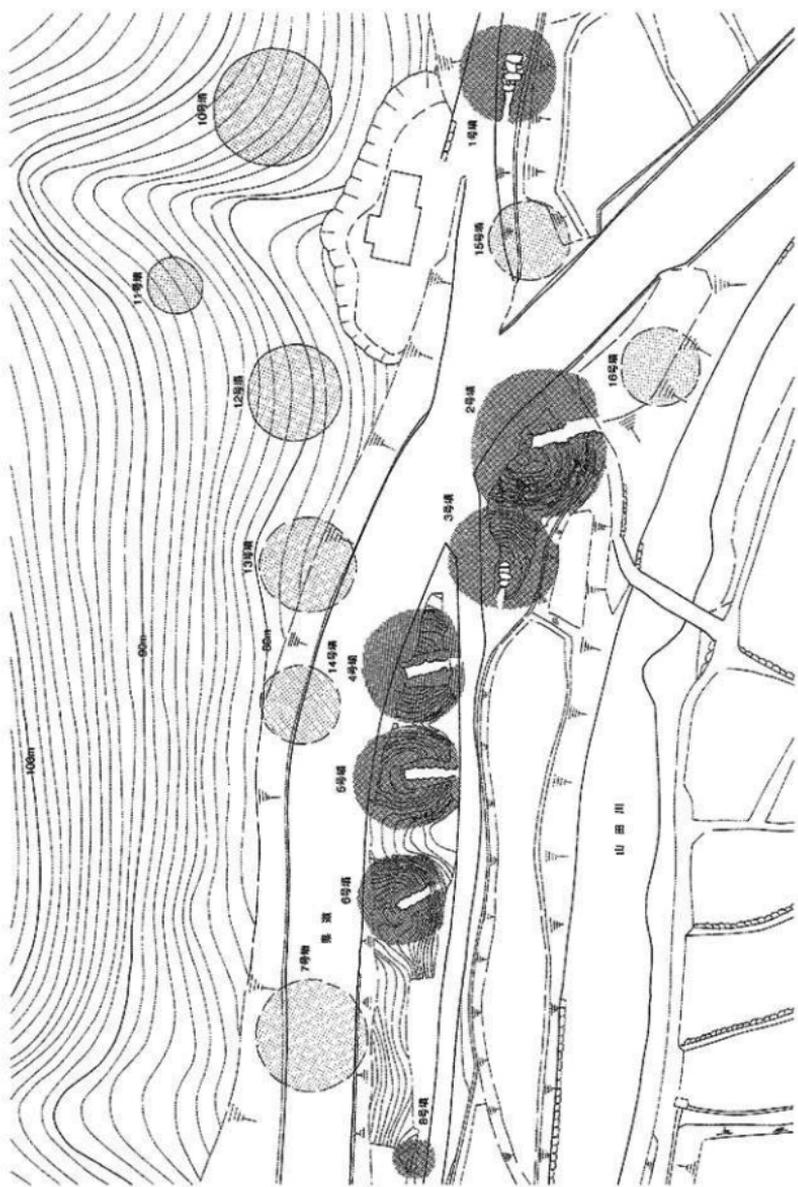
この古墳群は、現在は県道や市道に分断されているため往時の光景は想像し難いが、本来は崖状に浸食され残った急斜面の下端から、かなり上方にまで墳丘端を接するように古墳が築造されている。

山田川沿いの古墳の分布（第16図）には、左岸城に較べて右岸城の古墳群に前方後円墳や、墳丘・石室規模の大きい古墳が集中する傾向がある。しかしながら、いずれも八絃古墳群程の密集度合いはみられず、他の古墳群の立地条件と比較した場合に、南向き斜面という以外にかなり不適当とみえる急斜面に古墳が集中して築かれた状況は非常に特異と言えよう。

八絃古墳群は全ての古墳が南向き斜面に築かれているが、石室の開口方向の点から推定すれば時期的に古く位置付けられる1・3号墳は、斜面の等高線に並行するように横穴式石室が築かれ西に開口



第16図 八絃古墳群周辺古墳分布図 (S=1/5000)



第17図 八墓古墳群分布図 (S=1/500)

している。この点は、時期的に1・3号墳に続く2・4号墳以下（4～7号墳は県教委が調査、第17図）が全て南に開口していることから、古墳群の様相は西向き石室を築造した段階とそれ以降に大別されると思われる。

また、本古墳群と山田川を挟んで指呼の距離にある砂子B遺跡（第16図）では、北から東向きの斜面に古墳群と同時期の6世紀後半～7世紀前半の集落跡が確認されている。

この集落では、工房跡が多数確認され、一帯は精錬の準備段階から製品鍛冶までを一貫して行った大規模な製鉄関連工人の集落であることが明らかになっている。

前述のように、山田地区の古墳時代の集落は地形的な制約から狭小な山裾や谷間に点在するのみで、現在は平坦に見える平野部も無数の小谷と新本川の氾濫原のため生産性も低かったと推定され、集落も確認されていない。この地形的な条件を考慮すると、東若しくは北向きの緩斜面上の砂子遺跡の在り方は非常に特異であり、鉄器生産集落と古墳群は形成時期の点からも密接な関係にあったことは想像に難くない。

第4節 八紘古墳群の調査成果

1. 八紘1号墳（第19図～21図）図版4～図版5

立地の特徴

八紘1号墳は古墳群（第16図）中程に所在し、旧松山往來を踏襲した旧県道が墳丘を削平して石室上を走っているため古墳は道路法面に埋もれる形となっており、その存在については地元でも全く知られていなかった。

本墳の発見の契機となったのは、古墳の谷側斜面を埋めて造成された畑に、圃場整備事業に伴うパイプライン配水池が計画され、その建設工事中に道路法面を掘削したため古墳の石室側壁が露出したことによるものである。

調査前の石室は山側の石材の一部が道路敷きに入り込んでいるが、谷側壁は用水路建設時に大半が露出して非常に不安定な状況を示しており、鋼製パイプで谷側の石材を支えて安全を確保した後に、平成14（2002）年12月1日から立木伐採と人力による表土除去を開始した。

墳丘の規模

本墳の墳丘は、西に開口する石室背後に残存する平面幅2m弱の部分でのみ墳丘盛土と周溝が確認されたが、調査可能な面的幅が狭小なため平面的な把握は不可能であり、土層断面（第19図）での確認に止めた。

土層断面でみると、石室奥壁背面から墳丘端までは約6.3mで、周溝の幅は明瞭ではないが約4m程度と推定される。また、1号墳の西隣には石室を南に開口させる15号墳（第17図）がやはり道路敷に石室を埋められた状態で存在しており、その墳丘の東側周溝とみられる落ち込みが認められた。

このため1号墳の石室前面はほぼ西隣の15号墳の周溝に面する形となり、石室開口部付近がほぼ旧状を保つと仮定し、奥壁から墳丘端までの距離を加えると墳丘の規模は直径12m程度の円墳と推定される。

墳丘盛土

1号墳の墳丘盛土は、良好に遺存する奥壁背後の土層断面（第19図）でみると、石室主軸を等高線と平行する方向にするため、床面の高さに地山を削平して山側に石室掘り方を形成し、谷側は削平さ

れて不明であるが、石室背後は地山削平面上から入念な盛土が行われている。

墳丘盛土は、基本的に掘削した地山の花崗岩風化土（真砂土）とその流土とみられる細かい砂質土を使用し盛土されている。盛土を大別すると、天井石に近い高さまでで3段階の入念な叩き締めを施した基幹の作業単位（Ⅱ・Ⅲ・Ⅴ層）が認められ、その外側にさほど入念な叩き締めを施さないⅠ・Ⅱ・Ⅳ・Ⅵ層を外周に継ぎ足すようにして墳丘全体を盛り上げている。

なかでもⅢ・Ⅴ層の奥壁近くは、各土盛りの単位毎に灰を混ぜた黒灰～暗灰色土を非常に硬く叩き締められており、その硬さは人力の掘削が難渋を極める程であった。この炭化物を混ぜて硬く叩き締めた盛土については、今回調査を実施した本古墳群では類例がなく、若干先行して築かれた同様の立地・石室方向の3号墳でも看取されない。このことから、単に不安定な立地条件だけでは理解できない本墳独特の墳丘築造に際しての技術的要因があると考えられる。

また、墳丘土層断面を観察すると、各土層の端部に1層の厚みに相当する大きさの拳大の礫がある場合が多く認められる。この礫については1～2層程度の厚みの盛土の途中、若しくは端部に位置し、各層の底面に乗るものが多い。このことから、偶然に混入したとみるより、その位置と大きさから墳丘の強度に寄与するものでもなく、盛土に際して、叩き締める前の土留めと叩き締めに際しての目安のために人為的に置かれた可能性を考えたい。

横穴式石室

本墳の埋葬主体部は西に開口し、羨道が奥壁に向かって右側に取りつく全長5.2mの片袖式の横穴式石室で、石室の開口方向はN-61°-Eである。

表土剥ぎが終了した段階で、石室は羨道部の天井石が取り去られている以外は不安定な状況ながらも、当初の予想以上に良好な遺存状態を呈していることが明らかになった。石室の調査は天井石を検出した段階で主軸線を設定し、羨道部から堆積土の除去を行ったが、羨道部の中程に小型の石材が側壁の高さまで積み上げられた状態（第18図）で検出された。

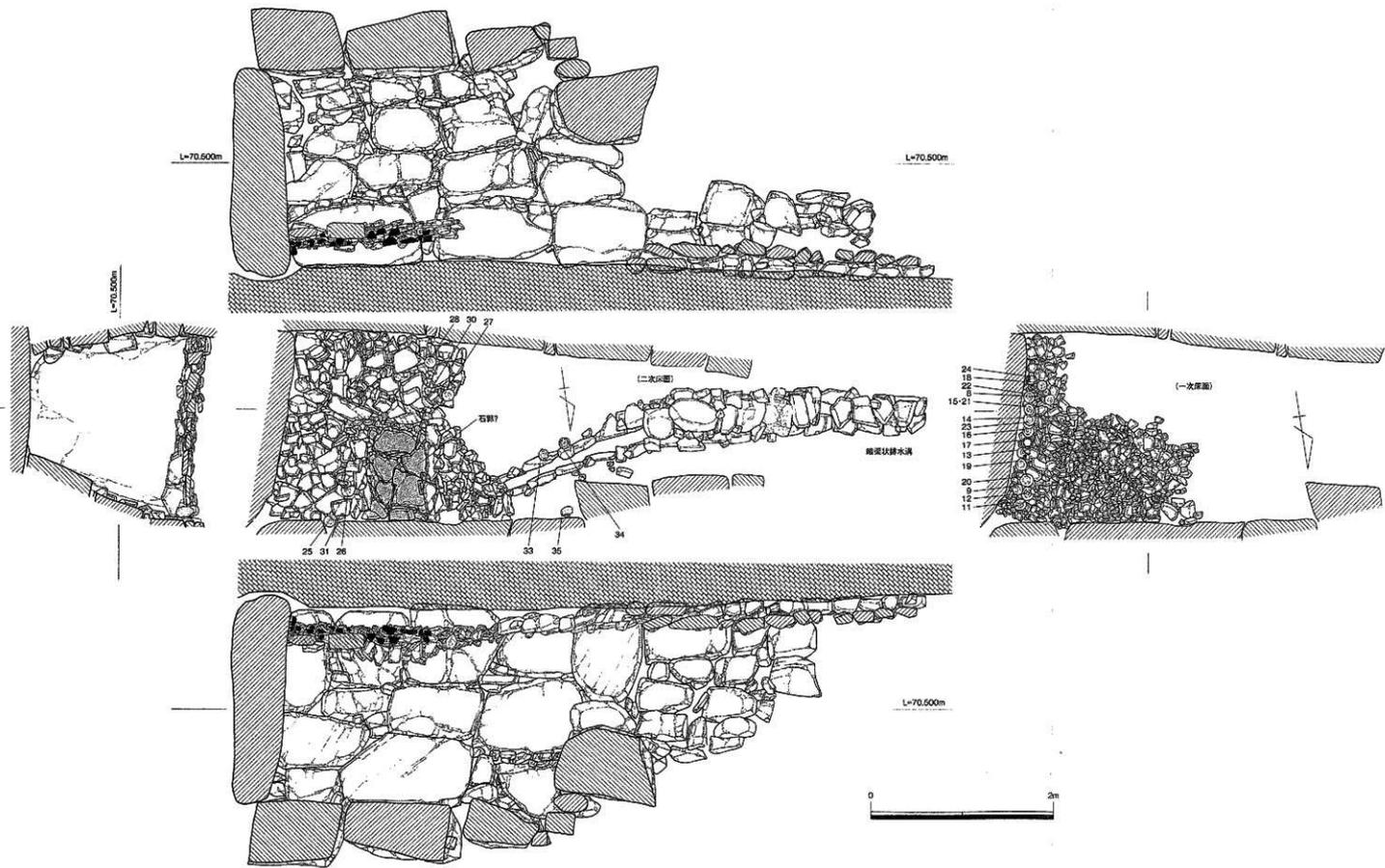
この石積みは当初、石室閉塞施設が遺存していると判断し図化しながら除去したが、床面近くから10世紀後半の土師器環（第21図39）と13世紀の銅片が出土した。このことから埋葬時の閉塞状態を留めておらず、古代後期～中世段階の盗掘時に擾乱を受け移動させられ、再度積み上げられたことが明らかになった。

羨道部の床面では、擾乱された閉塞石を除去した段階で、小型の石材を立て途中まで蓋をした暗渠状の排水溝（第20図）が確認された。この石組の排水溝は羨道部では直線的に伸びるが、玄室に入り山側に曲がり床面の石敷きに続いている。

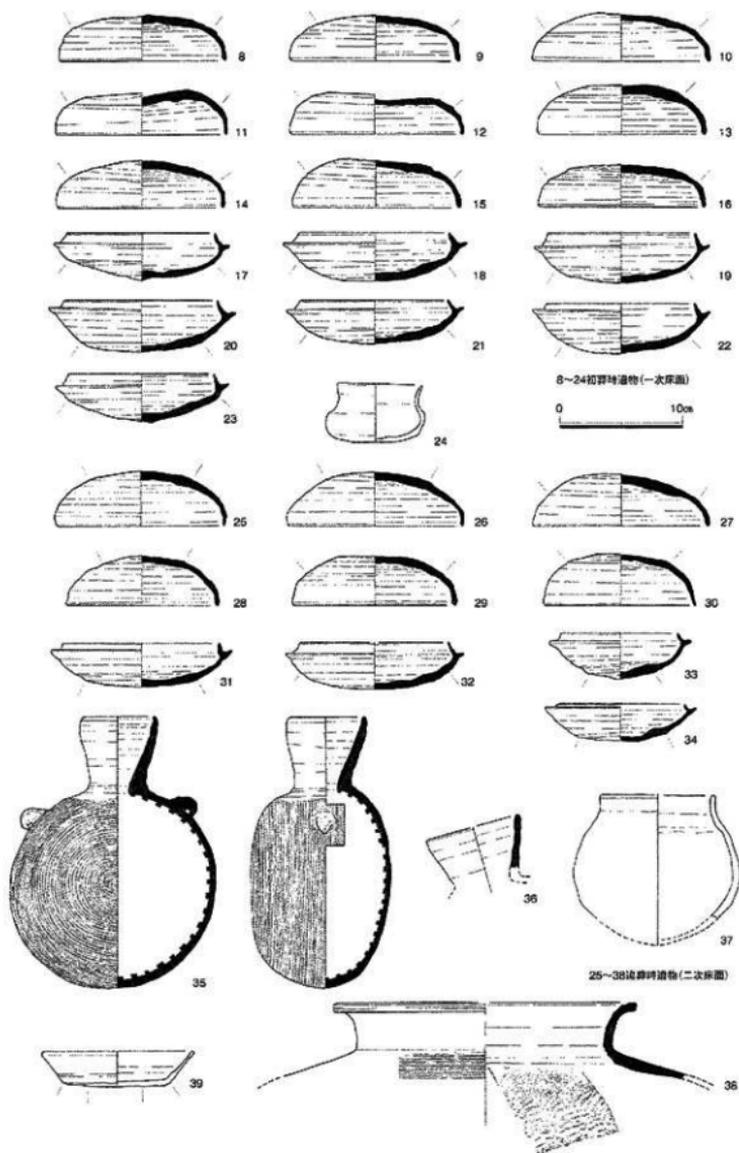
本墳の石室（第20図）は側壁に使用された石材で羨道と玄室の区別を明瞭に意識しており、玄室には比較的、面の揃った大振りな花崗岩が用いられ山側3段、谷側4段の石積みの目地がある程度揃っているのに対し、羨道部の側壁は不揃いな小型の石材が隙間を埋めるように使用されている。

玄室の平面形態はやや奥壁が広い台形（第20図）を呈し、側壁は山側の北壁で長さ2.8m、高さ2.1m～2.2m、谷側の南壁で長さ2.9m、高さ2.2mを測るが、玄室の前壁付近では山側からの土圧による側壁の傾斜が著しい。

玄室の幅は奥壁で2.1m、前壁でやや減じて1.75mを測り、玄門は80cm下がり高さ1.3mである。奥壁（第20図）は幅2.2～1.3m、高さ2.3m、厚さ40～60cmの扁平な大型の一枚の石材を、基盤土を溝状に掘り下げて据え付けている。



第20图 八数1号埴石室平·断面图 (S=1/40)



第21圖 八鉢1号填出土遺物 (S=1/4)

玄室の天井は3枚の石材で構成され、いずれも平滑な面を天井面としているが、羨道部で唯一残る袖部の天井石には直接掛っておらず、間にできた隙間には小型の石材を不安定な状態で詰めている。

玄室床面には奥壁から三分の二程に小型の削石が敷かれ(第20図)、右壁際には若干大振りな板状の石材で1m四方の石郭状の囲みが認められる。この敷き石上には攪乱された状態ではあるが、最終埋葬時の遺物(第21図25~38)が散乱して検出された。

しかし、敷き石の間に土器片が散見されたため奥壁際の敷き石を除去したところ、より小ぶりの石材が敷かれた床面上(一次床面)に、須恵器(第21図8~24)が壁際に片付けられて並んだ状態(第20図)で検出された。このことから、最初に検出した敷き石床面は追葬時に新たに敷設された床(二次床面)であることが明らかになり、石蓋をした暗渠状の溝も端部が取りつく位置と高さからみて、改葬された二次床に付設された溝と考えられる。最後に、一次床面と推定される敷き石を除去した段階で土床面を精査したが遺物は出土せず、土床も非常に締まりのない状態であった。このことから、やはり小ぶりの敷き石床面が初葬時の一次床面であると判断した。

出土遺物

本墳に伴う出土遺物は、攪乱中の土器(第21図39)を別にすると、初葬時の一次床面出土の一群(第21図8~24)と、その他の追葬時の一群(第21図25~37)に大別される。

一次床面(初葬時)出土遺物の器種と器形の種類には須恵器環H蓋(8~16)、環H身(17~23)、土師器壺(24)がある。

追葬時の遺物は二次敷石面上と羨道部及び玄室の土床面上から出土したが、いずれも盗掘時の攪乱により原位置を保つ個体はないと考えられる。出土した土器の器種・器形は須恵器環H蓋(25~30)、環H身(31~34)、提瓶(35)、平瓶(36)、甕(38)土師器壺(37)と、攪乱された閉塞石中から平安時代の土師器環A(39)が出土した。

この他に少なくとも2個体以上の須恵器甕の体部破片が羨道の埋土上層から少量出土しているが、本墳に伴うものか上方の他の古墳から流れ落ちたものかは判断できなかった。

出土したこれらの須恵器の内、8、9、11、12、14、17、18、21、22、25~27、29、31は胎土中に黒色溶解粒を含むことから、備前の邑久宮址群で生産され当地域に搬入された製品と考えられる。これらの須恵器の新旧の様相を比較する指標として、先ず一次床面(初葬)から出土した須恵器環H蓋(8~16)と追葬時の須恵器杯H蓋(25~30)を、口径に関係なく口径に対する回転ヘラ削り径の比率で較べる。初葬の環H蓋は口径に関係なく0.76~0.88であるが、追葬の杯H蓋では0.85前後のもの(27・29)と0.59~0.66のもの(25・26・28・30)に大別される。

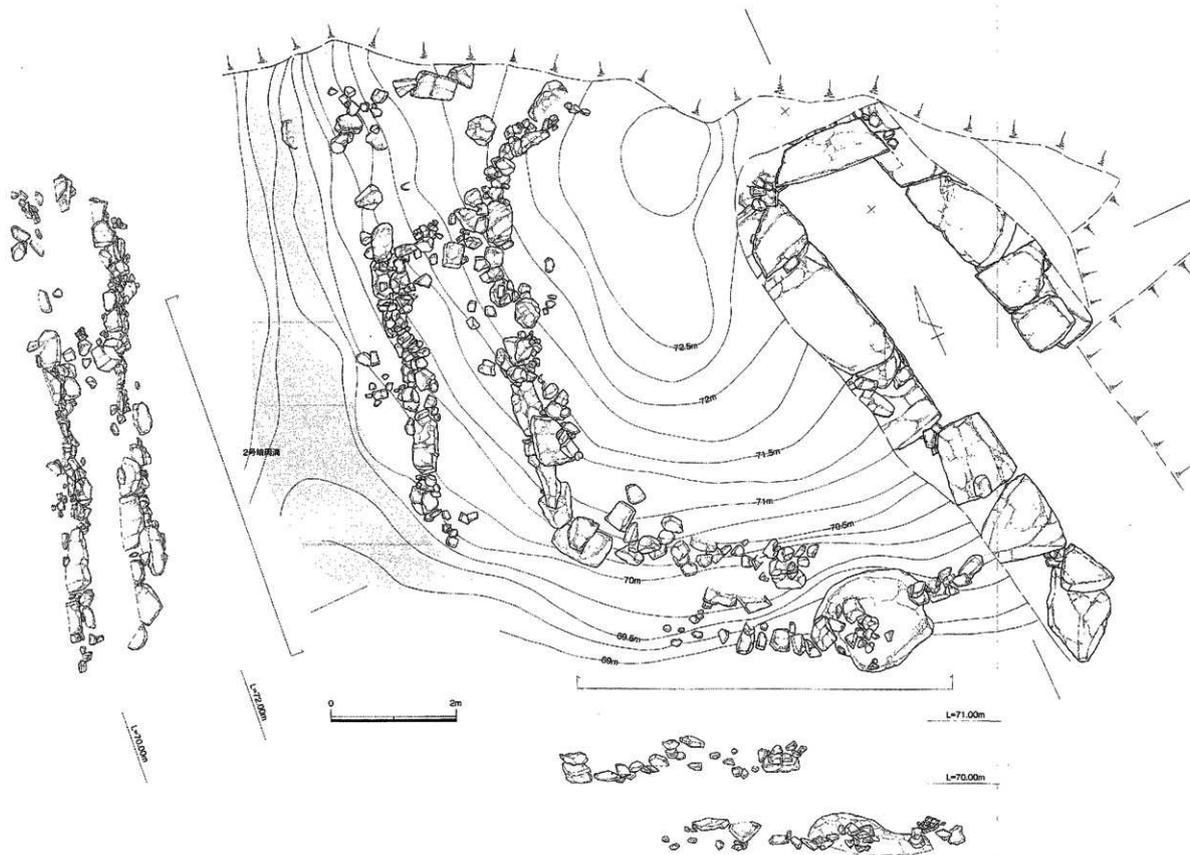
さらに後者には、ヘラ削りを省略したヘラ切りみの環H身(33・34)も併伴する点を加えると、新旧の様相は十分に土器群の時期差を示しており、初葬と2回以上の追葬の時間差と理解したい。

小結

八紘1号墳は古墳群の西支群の東端に位置し、西に開口する全長5.2mの片袖式の石室を埋葬主体とする。墳丘の規模は推定で直径約12m、墳丘の形態は円墳と推定される。

本墳は追葬時に石室内の敷石を追加して排水溝を増設しているが、出土した初葬時と大半の追葬時の須恵器にも明確な時期差が認められ、築造時期としては7世紀第1四半世紀が想定される。そして、初葬後の短期間に石室内を改装して追葬が1~2回行われたと推定される。

また、1号墳の石室の形態の点では、羨道が短く玄室の長さに対して室高が高く、側壁を持ち送り気



第22図 八柱2・3号墳墳丘平面図 (S=1/100)

味に積み上げている点は古相の横穴式石室の様相を示しており、同様に横穴式石室の開口方向が西である点は当古墳群の中では古相の所産と考えられる。しかし、奥壁には一枚の石材を据え付けている点は新しい要素と捉えられ、石室形態変化の過渡期ともいえる形態を呈している。

(註一) 須恵器杯口は形態の変化が捉え易く、法量・細部の形態・技法等が編年の指標となっているが、形態の細部の省略と口径の分化が始まるTK43～TK209型式以降は、口径に対してのヘラ削りの幅や有無、ヘラ切り後の調整の有無が変化の確実な指標となると考える。

2. 八紘2号墳 (第22図～27図) (図版6～図版10)

立地

八紘2号墳は、古墳群の中程の最も南に張り出した斜面に所在し、県道建設時に未調査のまま背後の斜面と墳丘の一部を削平されたため、本来の景観を復元することは難しい。

調査前の本墳は樹木が生い茂り、先述のように西隣の3号墳との間に土砂に埋もれた石材が投棄されていたため墳丘の規模を明確に認識できなかったが、石室は天井石が取り去られているため窪んでおり立木伐採後に大まかな位置は確認できた。

発掘調査は投棄石材除去後に人力で表土剥ぎを行ったが、墳丘はほぼ東半分が道路と水路により削られており、石室の天井石も削られて残った奥壁に掛る一枚のみで、総じて残存状況は良くない。

墳丘と周溝の調査は石室主軸と直交する方向にトレンチを設定して掘り下げ、土層断面(第25図)で墳丘盛土と周溝を確認し、さらに西隣の3号墳との切り合い関係(第29図)が把握できるよう補足のトレンチも設定した。

墳丘盛土

本墳では土層断面(第25図)からみると、石室はその立地条件を反映し、通常の横穴式石室によくみられる地山を掘り込んで整形した掘り方に石材を構築する手法が採用されていない点が特色である。

先ず崖状に張り出した緩斜面に基礎層をほぼ水平に削平し、後に花崗岩風化土を薄く敷き、側面で50cm、奥面で80cmの高さで、内法が約8m×6mの馬蹄形(第23図)に積み上げた不揃いな石材上に盛土(第25図VI層)を行い、深さ1m～1.3mの石室の掘り方を構築している。この石室周囲の石材で形成された土手状の掘り方盛土(VI層)は墳丘盛土に較べてさほど硬く突き固められていない。

この基礎地業とも言うべき類例のない入念な石材配置については、古墳群の中では後発であり尚且つ古墳群の中で最大規模を意図した本墳は、古墳群全体の立地条件からみるとその占地に於いてさほど選択の余地が無かった可能性が高い。このため、古墳群の最も前面であるが川の崖面に突き出たような不安定な立地場所での築造に対応する必要に迫られ、地山を利用せずに古墳の規模に応じた盛土を可能とするため、入念な基礎工程が必要であったと理解するのが妥当であろう。

墳丘盛土は、石室の東側と背後では遺存状況が悪く周溝は確認できなかったが、西側では基底面から高さ3m以上が良好に残存している。

墳丘盛土(第25図)は、この後に、石室の基底石の半分以上の高さまで裏込め土を硬く締め積み上げ、石室の周囲に水平面を造成し盛土を行っている。これ以降の盛土は石室の石材の構築に対応して積み上げられたようで、側壁の上端面で作業単位が終了し、いずれの面でも盛土の叩き締め方が緩く変化する。

墳丘盛土は積み方が微妙に異なる点から5層に大別でき、それぞれが盛土作業の単位と考えられる

が、石室の奥側と東側に較べて西側は盛土の締め方が硬い傾向がある。また、石室東側の盛土中には炭化物と焼土が薄く堆積した被熱赤化面（第25図Ⅲ層）が2面認められ、盛土作業途中の休止面で大規模な焼き火が行われたと推定されるが、盛土中に炭化物や灰が混ぜられた状況は看守できないためその目的については不明である。

盛土は基本的にはやや締まりのない荒い明褐色～黄褐色砂質土と、非常によく締められた黄茶色土を細かい単位で互層状に積み上げており、特に石室西側のⅣ層では、石室近くほど人力でトレンチを掘り進めることが困難なほど硬く、調査は難渋を究めた。

また、1号墳でも指摘した土層中の拳大の礫はやはり本墳でもみられ、石室西側の墳丘盛土のⅣ層では、礫を境に盛土の硬さが異なる点からやはり叩き締めの目安として置かれた可能性が高い。

外蔵列石は墳丘土層断面（第25図）でみると、墳丘の硬く締めたⅡ層～Ⅳ層の積み上げが終了した後、墳形を最終的に整形するためのⅦ層に墳丘築造過程の終盤で埋め込まれたと考えられ、調査時には封土が流失した細かい黄褐色土と腐食土を除去した段階で並んだ石材の一端が検出された。

しかしながら、石室の天井石の高さから想定される墳丘盛土の高さを約4mと推定すると、列石は築造当初は墳丘の表面には全く露頭していなかった可能性も高く、その目的は外見上の装飾ではなく盛土の流失防止用と考えることが最も妥当であろう。

外蔵列石の平面形態（第22図）は前面、側面共に直線的に石を配置しているものの、石室主軸に平行も直交もしていない。また、二段の列石は約1mの比交差でほぼ等間隔の高さで配石されているが、石材の大きさや形状は様々でその使い方も残存状況からみれば複雑な感も否めない。

検出できたほぼ全周の三分一の周溝を石室の主軸で反転復元し墳丘の規模と形態を推定すると、墳丘裾はやや不明瞭であるが前面が直線的な直径約18mの円墳と考えられる。

横穴式石室

本墳の埋葬主体部は南に開口し、奥壁に向かって右側に羨道が取り付く全長8.8mの片袖の横穴式石室（第22図）で、石室の開口方向はN-171°-Eである。。

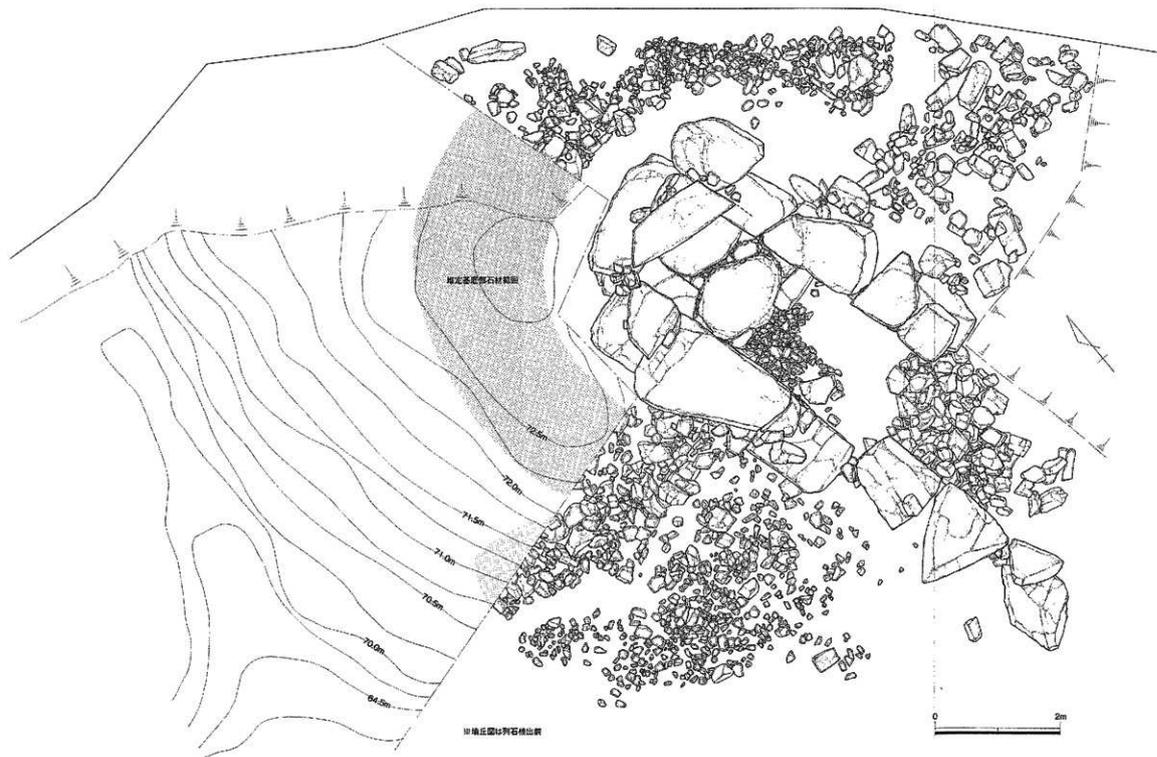
石室は天井石の大半が後世に取り去られ、奥壁に向かって右側の羨道部の側壁も水路工事により破壊されて失われており、総じて遺存状況は良くない。

横穴式石室は天井喪失後に流れ込んだ砂質土を除去した段階で、羨道部を塞ぐように高さ30cmに積まれた閉塞材とみられる人頭大の石材（第24図）を検出した。この閉塞とみられた石材は、固化したながら解体する途中で中世の土師器鍋（第27図80）が出土したことから、本墳は鎌倉時代に石室内が盗掘されて攪乱を受け、その際に閉塞石も移動させられたことが判明した。

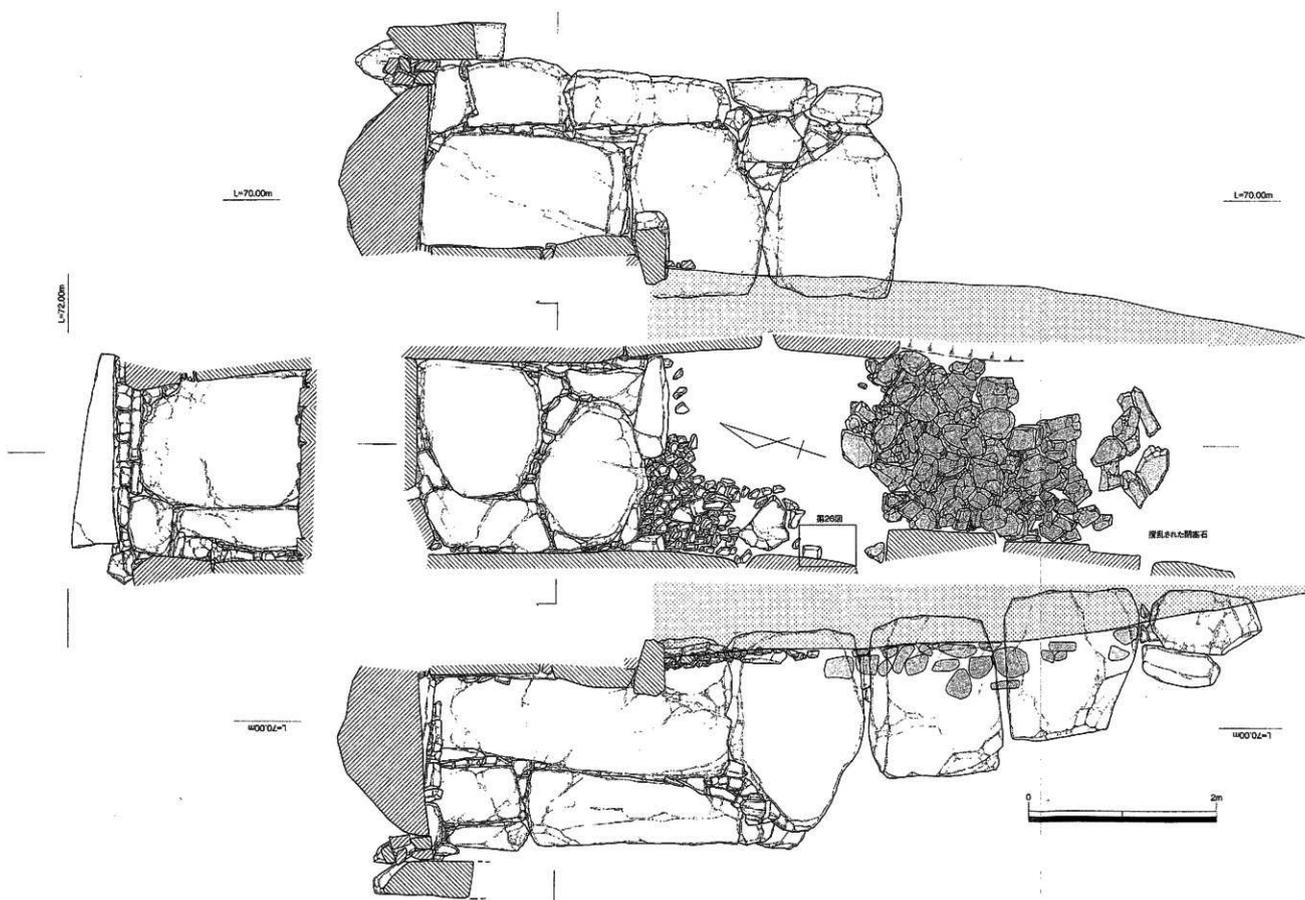
羨道部は天井石を全て取り去られているため不明であるが、遺存する左側壁で長さ4.1m、幅は推定で約1.8mと考えられ、開口部に向けてやや開き気味の平面形態を呈すると推定される。遺存する羨道側壁の内、玄室に近い二石は玄室の石材と同じ大型の断面方形を呈する石材を用いており、特に平滑な面を石室内面に向けることを意識している点は玄室と共通している。

玄室は、西側壁で長さ470cm、幅は奥壁で200cm、羨道付近で215cmを測る整った長方形の平面形態を呈し、奥壁上に残る天井石で推定すれば、その断面はほぼ200cmの正方形であることから、意識的に整美な壁面の方角を重視して石室を築造していると考えられる。

東側側壁は二段の石積みで、基底石3石の内、羨道に近い二石は幅130cm×高さ180cm前後の縦長の石を立て、その奥に幅240cm×高さ160cmの横長の石が据えられている。



第23図 八幡2号墳墳丘基部石材配置図 (S=1/60)



第24图 八幡2号石室平・断面图 (S=1/40)

- VI-1 跡まりのある軽い黄褐色砂質土
(傾圧盛土層はI層・II層に比べて軽い粒子でまじりやすく、にびい色調を呈する)
- VI-2 跡まりのない軽い粒子の黄褐色土
- VI-3 跡まりのない軽い粒子の黄褐色粘粉土
- VI-4 跡まりのない軽い粒子の黄褐色粘粉土。風化花崗岩砂礫を若干含む
- VI-5 跡まりのない軽い粒子の黄褐色粘粉土。風化花崗岩砂礫を含む
- VI-6 跡まりのない軽い粒子の軽い黄褐色粘粉土。希少な風化花崗岩砂礫を含む
- VI-7 跡まりのない軽い粒子の黄褐色粘粉土
- VI-8 跡まりのない軽い粒子の黄褐色粘粉土

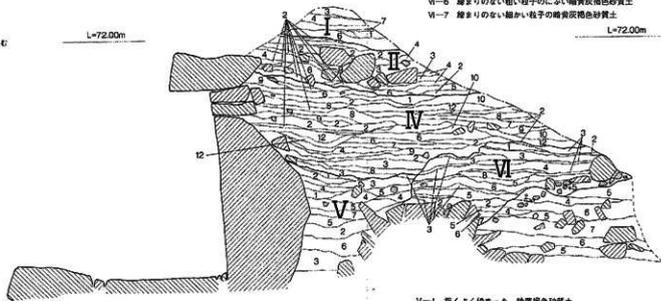
L=72.00m



- I-1 やや跡まりがない軽い粒子のくすんだ黄褐色土 (傾圧盛土)
- I-2 跡まりのない軽い粒子の黄褐色粘粉土。風化花崗岩砂礫を若干含む
- I-3 跡まりのない軽い粒子のくすんだ黄褐色土。黄褐色土。小礫を若干含む
- I-4 跡まりのない軽い粒子の黄褐色土。風化花崗岩砂礫を若干含む
- I-5 跡まりがなくにびい色調を呈する黄褐色土。風化花崗岩砂礫を若干含む
- I-6 跡まりのない黄褐色土。風化花崗岩砂礫を若干含む
- I-7 やや跡まりのない黄褐色粘粉土
- II-1 跡まりのある軽い粒子のくすんだ黄褐色粘粉土
(傾圧盛土。直層はI層に比べて跡まりがあり、にびい色調を呈し黄褐色粘粉土砂礫を多く含む)
- II-2 跡まりのある軽い粒子のくすんだ黄褐色粘粉土
- II-3 よく跡まった軽い粒子のくすんだ黄褐色土
- II-4 跡まりのない軽い粒子のくすんだ黄褐色粘粉土。風化花崗岩砂礫を多く含む
- II-5 跡まりのあるくすんだ黄褐色粘粉土。風化花崗岩角礫と砂礫を多く含む
- II-6 跡まりのない軽い粒子のくすんだ黄褐色土
- II-7 跡まりのある軽い粒子のくすんだ黄褐色土
- II-8 跡まりのない軽い粒子のくすんだ黄褐色土
- II-9 跡まりのないくすんだ黄褐色土。風化花崗岩角礫と砂礫を多く含む
- II-10 やや広く跡まった黄褐色土。風化花崗岩角礫と砂礫を多く含む
- II-11 やや広く跡まった黄褐色土。風化花崗岩砂礫を若干含む
- III-1 跡まりのある黄褐色粘粉土。風化花崗岩砂礫を含む
(傾圧盛土。直層はI層に比べてと砂礫で跡まりがある)
- III-2 跡まりのない軽い粒子のくすんだ黄褐色粘粉土。風化花崗岩砂礫を若干含む
- III-3 跡まりのある軽い粒子の黄褐色粘粉土。風化花崗岩砂礫を若干含む
- III-4 跡まりのない黄褐色粘粉土。風化花崗岩砂礫を含む
- III-5 傾圧盛土層に上り跡まりのない黄褐色粘粉土。風化花崗岩砂礫を含む
- III-6 跡まりのある軽い粒子のくすんだ黄褐色粘粉土。風化花崗岩砂礫を若干含む
- III-7 よく跡まった軽い粒子のくすんだ黄褐色土。風化花崗岩砂礫を若干含む
- III-8 跡まりのない黄褐色粘粉土。風化花崗岩砂礫を若干含む
- III-9 跡まりのない黄褐色粘粉土。風化花崗岩砂礫を若干含む
- III-10 やや広く跡まった黄褐色土。風化花崗岩角礫と砂礫を若干含む
- III-11 やや広く跡まった黄褐色土。風化花崗岩砂礫を若干含む

- IV-1 やや広く跡まった黄褐色粘粉土。風化花崗岩砂礫を含む
(傾圧盛土。直層はI層に比べて跡まりがあり、黄褐色の色調を呈する)
- IV-2 跡まりのない軽い粒子のくすんだ黄褐色粘粉土。風化花崗岩砂礫を若干含む
- IV-3 非常に強く跡まりの付いた黄褐色粘粉土。風化花崗岩砂礫を若干含む
- IV-4 非常に強く跡まりの付いた黄褐色粘粉土。風化花崗岩砂礫を若干含む
- IV-5 跡まりのない黄褐色土。風化花崗岩砂礫を若干含む
- IV-6 跡まりのある軽い粒子のくすんだ黄褐色粘粉土。風化花崗岩砂礫を若干含む
- IV-7 よく跡まった軽い粒子のくすんだ黄褐色土。風化花崗岩砂礫を若干含む
- IV-8 跡まりのある軽い粒子の黄褐色粘粉土
- IV-9 跡まりのある黄褐色粘粉土。風化花崗岩角礫と砂礫を若干含む
- IV-10 やや広く跡まりのない黄褐色粘粉土。風化花崗岩角礫と砂礫を若干含む
- IV-11 広く跡まりのある黄褐色粘粉土
- IV-12 跡まりのない黄褐色粘粉土。風化花崗岩砂礫を若干含む

L=72.00m



- VI-1 跡まりのある軽い黄褐色砂質土
(土壌の窪み外周層土。V層はV層に比べて軽い粒子でまじりやすく、風化花崗岩小礫を多く含む)
- VI-2 跡まりのない軽い粒子の黄褐色土
- VI-3 跡まりのない軽い粒子の黄褐色粘粉土
- VI-4 跡まりのない軽い粒子の黄褐色粘粉土。風化花崗岩砂礫を若干含む
- VI-5 跡まりのないくすんだ黄褐色粘粉土。風化花崗岩砂礫を含む
- VI-6 跡まりのないくすんだ黄褐色粘粉土
- VI-7 跡まりのないくすんだ黄褐色粘粉土

- V-1 広く跡まった、黄褐色粘粉土
(傾圧盛土層土。V層はI層と同等に強く跡まりを呈している)
- V-2 跡まりのある軽い粒子のくすんだ黄褐色土
- V-3 跡まりのないくすんだ黄褐色粘粉土。風化花崗岩砂礫を若干含む
- V-4 よく跡まった軽い粒子の黄褐色粘粉土
- V-5 跡まりのある黄褐色粘粉土。風化花崗岩角礫と砂礫を含む
- V-6 跡まりのないくすんだ黄褐色粘粉土。風化花崗岩小礫を若干含む
- V-7 よく跡まった軽い粒子の黄褐色土。風化花崗岩小礫を若干含む

第25図 八幡2号墳填土層断面図 (S=1/40)

二段目は天井までの上端を揃えて横長の不揃いな大きさの石材を一部二段に積んでいるが、縦横ともに特に目地は意識されていない積み方とみられる。

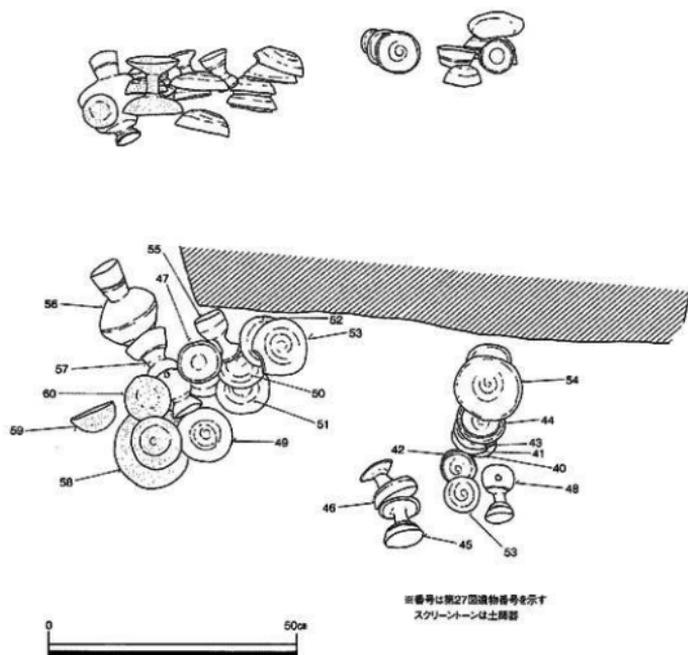
西側側壁も基本的には二段の石積みで、その基底石は羨道に取り付く1石は東側と同様に高さ220cm×幅140cmの縦長の石材を立てているが、その奥は幅340cm、高さ140~120cmの横長の石材を据え、天井までをやはり一部二段の不揃いな横長の石材を上端を揃えて積み上げている。

奥壁はその石材の使い方から推定して、一枚の石材で構築する意図があったと推定され、側壁に扶まれた状態で高さ2m幅140cmの平滑な石材が立てて据えられており、適応する石材の調達都合からか足りない幅50cmは高さ130cmの縦長の石材等で補充されている。

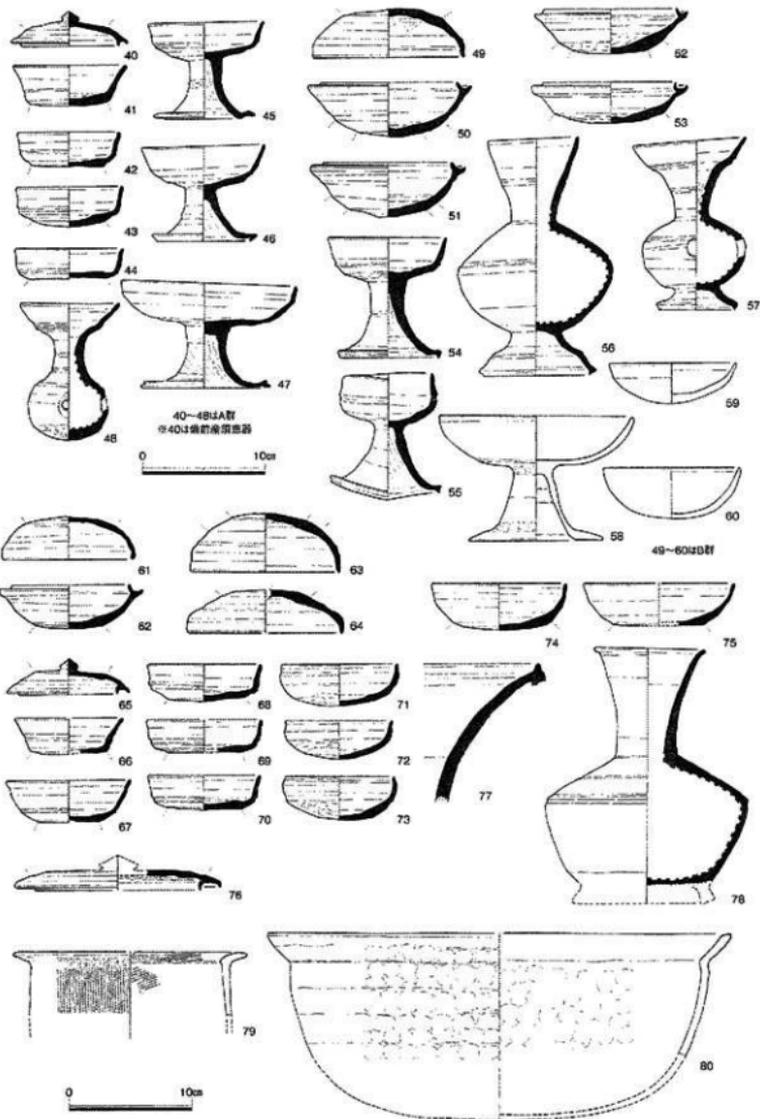
玄室の床面上（第22図）には、100~120×130cmの不整形な平滑な二枚の大ぶりの石材を中心に200cm×220cmの範囲を覆うように、土床から約20cmの比高差の敷石を施している。この敷石端の一部が側壁に食い込んでいることから、石室の築造時に敷石を置いた後に側壁を設置した可能性が高く、敷石は追葬時に改装されたものではなく築造当初の床であると考えられる。

敷石の西側壁寄りには小礫を敷いた面が検出されたが、小礫は大ぶりの敷石の下に続くことから敷

69.600m



第26図 八紘2号墳石室内遺物出土状態 (S=1/10)



第27図 八紘2号墳出土遺物 (S=1/4)

石の安定財とみられ、本来は小礫上に大ぶりの敷石が存在していた可能性は否定できない。

出土遺物

本墳の出土遺物は、大別すると若干の墳丘上からの遺物を除くと大半は石室からのものであるが、石室は敷石面上に後世の焚き火跡が認められる等の擾乱が著しく、埋葬時に近い状態を保っているとみられるのは玄室の西側壁南端の一隅でかたまつて出土した土器のみである。

これらの土器は丁寧に重ねられた出土状況（第26図）から追葬に際して片付けられたとみられ、まとまりとしてA群（40～48）とB群（49～60）に分けられる。

A群はいずれも須恵器で環G蓋（40）、環G身（41）、椀（42～44）、高環（45～47）、甕（48）がある。この内、椀は通常の環Gとは異なり高環の環部を転用したような形態である点から、刺突文帯は省略されているものの、本来は蓋を伴う装飾椀の系譜と判断した。

B群の土器には須恵器の環H蓋（49）、環H（50～53）、高環（54～55）、甕（57）、台付壺（56）と土師器の高環（58）、環（59～60）がある。

環H（50）と（51）は、その法量からみると、未だ回転ヘラ削りが恒常的に省略される段階ではないが、底部外縁に一周のみの回転ヘラ削りが加えられている他、（52）は手持ちヘラ削りを加えており、ヘラ削り調整からヘラ切り未調整への過渡期の様相とみられる。

椀形環（71～73）は、いずれも焼成が互質気味で不良である点の特徴である。底部の調整が外面に手持ちヘラ削りを加えている点と、口縁部の形態等から、類例の少ない土師器環の形態を模倣した試作品的な須恵器と考えられる。しかし、通常の土師器環（59～60）にみられる深淺の法量分化はこれらの個体には認められない。

この他の環H（62）、環H蓋（61、63、64）、環G（66、67）、椀（68～70）、環G蓋（65）と環B蓋（76）、椀形環（環ha）（74～75）、甕（77）、壺K（78）は床面上の出土であるが、何れも破片化しており盗掘時に擾乱された状態と考えられる。

この内、杯B蓋、椀形杯（環ha）、壺Kは7世紀末から8世紀初頭の所産とみられ、その段階まで追葬が行われたと考えられる。県教委が調査を実施した5号墳にもやはり同時期の追葬が認められる。

小結

八紘2号墳は古墳群で最も前面に築かれた円墳で、墳丘の直径18m、南に開口する片袖式の横穴式石室は全長8.8mを測り、いずれも本古墳群で最大の規模である。

古墳の築造に際しては、立地条件を考慮して地山を掘り込んだ石室掘り方を基盤とする通常の横穴式石室ではなく、基盤に石積みをして堤状の掘り方を築造して石室を構築している点の特徴である。

横穴式石室の石材は他の古墳に較べて平滑で大型化しており、壁はほぼ垂直で石室断面が正方形を呈している。これらの石室の形態からみても、1号墳や後述する3号墳より後出の所産であることは明らかである。

また、出土した須恵器からみると、環Hのみで構成されるB群土器は4～6号墳（第34図）よりやや前出の様相を示し、これを古墳築造時の遺物とすると、2号墳は4～6号墳に若干先行する7世紀第2四半期に築かれたと考えられる。なお、出土遺物からみた古墳の築造時期と追葬時期については第Ⅲ章第3節で詳細に検討する。

3. 八紘3号墳（第28図～33図）（図版10～図版12）

立地

八紘3号墳は2号墳の西隣(第17図)に位置し、より山側に所在する4号墳との間を市道により切断されている。3号墳は2号墳との間の捨石・廃土を除去した段階でほぼ墳丘全体が姿を現し単独の古墳であることが確認できたが、谷側は用水路で崖状に大きく削られ、山側も市道の建設時にやはり削られているため墳丘は東西方向に細長い形状を呈し、残存状況は良好ではないことが予想された。

発掘調査は、腐食土を除去した後に観察用の畔を残し徐々に墳丘を精査しながら掘り下げ、石室の検出を行ない天井石の一部を確認したが、この段階でも盗掘らしい落ち込みは検出出来なかった。

このため、天井石の配置から西向き石室であることが判明していることを踏まえて、石室開口部と推定される墳丘西側斜面を精査して閉塞とみられる小型の石材(第28・29図)を検出し、この閉塞石も動かされていないことを確認した。この時点で本墳は全く開口していない未盗掘の横穴式石室であると判断し、調査方法の再検討のため2号墳と平行していた調査を一時中断し、2号墳の調査をほぼ終了した後に改めて3号墳の調査に着手した。

墳丘盛土・周溝

まず、調査は墳丘から着手し、石室天井石から推定される中軸線に墳丘トレンチを設定して掘り下げ、隣接する2号墳との先後関係の確認から行い、墳丘土層断面(第30図)で3号墳の周溝が埋没した段階で2号墳の周溝が掘られた状況が明らかになった。

3号墳の墳丘は、前述のように大半が原状を留めないため、周溝が確認できたのは僅かな部分に止まるが、墳丘・石室の土層断面から推定して規模と形態は、ほぼ直径10mの円墳と考えられる。

墳丘盛土は、地山の角礫を多く含む花崗岩風化土の基盤をほぼ水平に削平した後に盛土を積み上げている。

盛土は薄い風化花崗岩小角礫を含む荒い砂質土とやや細かい土を交互に突き固めているものの、1・2号墳にみられたような特に硬い盛土層は認められない。墳丘盛土(第31図)は良好に残存する石室後背部のみとほぼ3層に大別され、1号墳と同様に基盤層を掘り込んだ石室掘り方を採用していない本墳では、石室石材の構築工程に対応して順次、盛土が積み上げられた状況が看取される。

また、1・2号墳と同様に人頭大～拳大の角礫も散在して埋められているが、やはり礫を境として盛土の状況が変化することから叩き締めを目安として置かれた可能性が高い。その他、墳丘の列石については残存する墳丘のみ限りでは特に列状の外護列石の存在は認められなかった。

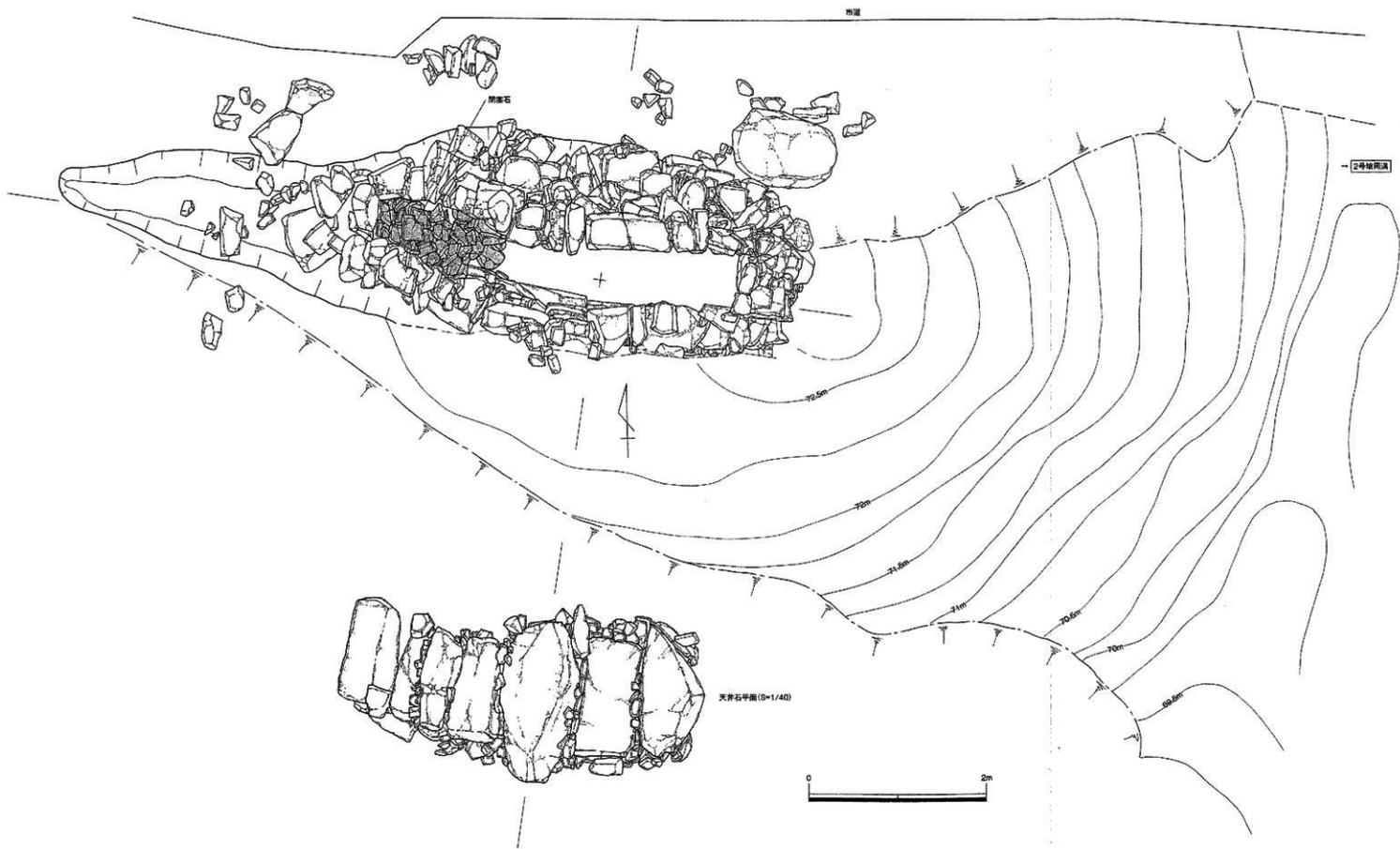
本墳の周溝は平面的に確認できた部分は少ないが、石室後背部の地山層に掘り込まれた部分では幅約3m程度とみられる。その周溝底面から推定される墳丘高は約3m以上、石室前面で約2.5m以上であり、墳丘の規模に較べて高さが際立つ外観といえよう。

横穴式石室

本墳の埋葬主体部は西に開口する全長4.7m無袖の横穴式石室で、石室の開口方向はN-60°Eである。

この石室は墳丘の精査の段階で非常に稀な未盗掘の横穴式石室であることが判明し、石室内部の状態の把握に重点を置いた調査を計画した。しかし、天井石を検出した段階で石室閉塞部の幅が80cm弱しかないので開口部からの調査が非常に困難であり、さらに石室が山側からの土圧により谷側に歪んで傾き危険な状態であることが明らかになった。

このため、先ずクレーンで7枚の天井石を図化しながら除去し、支柱で支えながら石室を掘り下げることとし、閉塞石も図化しながら掘り下げて除去し、石室埋土を半済して掘り下げ土層断面(第31図)を記録して床面を検出した。



第28図 八幡3号墳墳丘・石室平面図 (S=1/40)

石室内の埋土は石材の隙間から流れ込んだ細かい砂質土で、天井石との間に約10cm程度の隙間を残しほぼ石室内は埋没した状態であった。石室内の埋土層断面（第30図）で見ると、閉塞石から約80cmまで非常に細かい砂質土が閉塞部から流れ落ちる状態で堆積しており、閉塞石は積み上げたのみで入念に突き固めた封土は認められない。

石室の奥壁と谷側壁に接して高さ60cm、長さ1m、幅55cmの木棺痕跡（第33図）が認められた。木棺の痕跡内には流入土に較べて締りのない茶褐色土が堆積している点から、木棺が崩壊する前に流入土で木棺が埋没し、板材が腐食した後に空洞に周囲の埋土が流入したと推定される。

木棺痕跡内では細かい人骨片が重なった状態で検出され、奥壁沿いに須恵器坏3個体（第33図81～86）が蓋をした状態で並んで置かれていた。これらの須恵器は人骨片が覆うことから、当初から木棺内に置かれて副葬された可能性が高い。この木棺痕跡からは鉄釘は検出されなかったことから組み合わせ式の木棺と考えられる。

また、木棺の大きさが成人の遺体を収納できる大きさではない点と、人骨片が石室の主軸方向に揃えられて重なっていることから、遺骸を直接納めたのではなく別の場所で遺骸が白骨化した後に小型の木棺に骨片が納められた可能性を考慮すべきであろう。

この木棺痕跡の反対側の山側壁沿いには、須恵器の坏と壺（第34図89～107）が重ねて片付けられ、頭蓋骨と鉄釘3点と鉄鎌1点が床面上で出土した。この木棺の大きさは片付けられた須恵器の位置から推定して、長さ1.5m前後、幅50cm前後と考えられる。

以上の出土状況から、山側壁の遺骸と遺物が初葬時のもので、検出された木棺痕跡が追葬と考えられ、当初の未開封の横穴式石室であるという推定の通りに2回の埋葬の状態が後世の擾乱を受けることなく良好に遺存していたとみられる。

石室が谷側に歪んで傾いているため明確な羨道と玄室の区別を認め難いが、奥壁から280cmの位置に主軸に直行して配置された石材を柵石と見るならば、天井石の柵石や側壁の石材がやや小型である点と符号し、羨道部が1.7m、玄室3mの石室と見るのが妥当であろう。

玄室の床面は10～20cmの小礫（第32図）を全体に隙間無く敷いているが、中央部に黒色の玉砂利が目立つことから、意図的に装飾的配置をした可能性も考えられる。

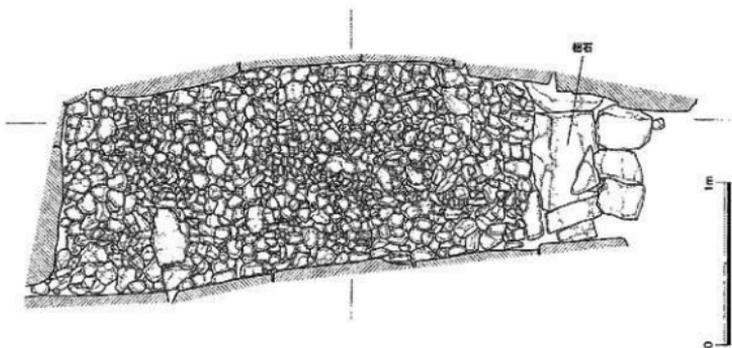
床面の敷石は調査後に除去して床面を精査したが、床面土は軟弱で遺物は検出されないことから、石室床面は古墳築造当初に敷かれたものと判断した。

石室の平面形態は玄室と羨道の区別が曖昧であるが、床面の柵石より前方が若干狭まっていることから羨道と考えられる。玄室の平面形は谷側に歪んでやや胴張りを呈しているが、本来は直線的な長方形であったとみられ、玄室は高さが奥壁付近で145cm、羨道口で110cm、長さは3m、幅は奥壁付近で120cm、柵石付近で100cmを測る。羨道は高さ120cm前後、長さ170m、幅95～78cmで、やや入り口付近が狭まる形態と推定されるが、現状は大きく歪んでいるため正確には窺知し得ない。

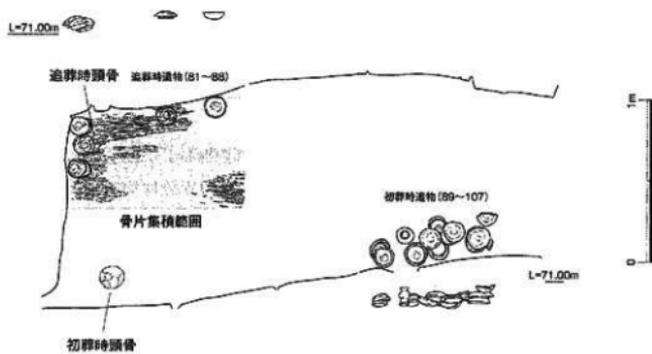
玄室の奥壁（第29図）は小振りで不揃いな石材を基本的に3段に横積し、さらに隙間を小型の石材で埋めているが、最下段には基底石にしては一見不安定な100×70cm、厚さ20cmの扁平な石材が用いられており、さらに幅を確保するために縦長の石材で補足している。

玄室側壁（第29図）は何れも横積みの3～5段積みで、最下段には大きめの石材を用いているが谷側壁の石材が山側壁に較べてより石材が大振りで、2段目以上も同様の傾向を示している。

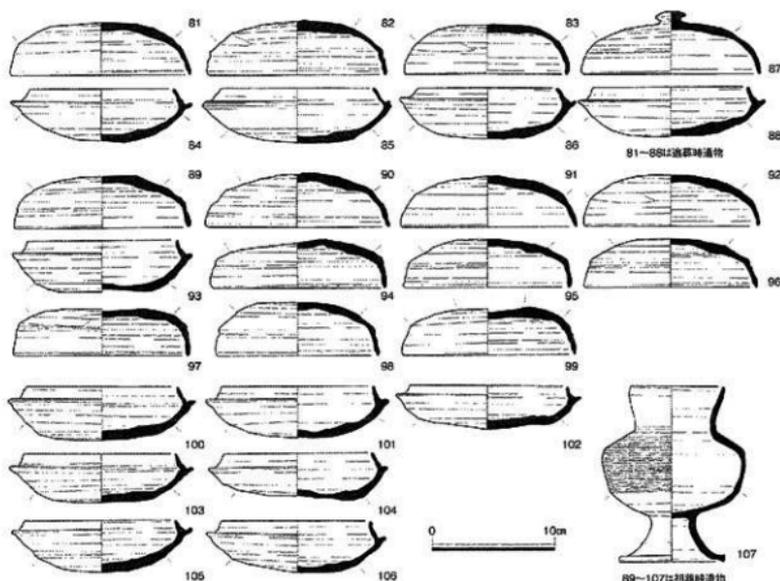
また、奥壁と側壁の基底石には目地が通っており、不揃いの石材が多い2段目以上も、構築工程を



第31图 八紘3号墳石室床面平面図 (S=1/20)



第32图 八紘3号墳石室内遺物出土状態 (S=1/20)



第33図 八鉢3号墳出土遺物 (S=1/4)

窺わせるように奥壁と両側壁は水平且つ直線的ではないものの目地と見做せるラインが通っている。

石室側壁の傾斜は現状では石室全体が歪んで谷側へ傾き、谷側はほぼ垂直であるが、築造当初は谷側壁基底石と2段目の石材の傾斜から復元すれば少なくとも 10° 前後は内傾していたとみられる。

天井石(第28図)は幅90~35cm、長さ180~120cmの横長の7個の石材を石室主軸に直交するように架けており、何れも平滑な面を水平に石室内に向けている。

出土遺物

本墳に伴う遺物は全て石室内から出土したもので、出土状態(第32図)からみて山側壁際に片付けて重ねられた初葬時の須恵器と、奥壁際の追葬時に供献されたものに大別される。

初葬時の須恵器(89~107)には坏H蓋(89~99)と坏H身(100~106)、脚付き甕(107)があるが、坏の蓋と身のセット関係でみると坏身が八個体、坏蓋が十個体で整合しない。この点を追葬時の遺物でみると、本来は坏の蓋は身に被せて供献されることが基本であったと考えられることから、初葬時の坏身の遺存数は不自然であり、追葬時の片付けで破損した個体(102)もみられることから、意図的に持ち出された可能性をも考慮すべきであろう。

追葬に伴う須恵器(81~88)は、蓋をして並べられた3個体と棺上から転落したとみられる1個体で、いずれも蓋と身がセットで供献されている。

これらの須恵器の坏H蓋と坏H身を、分量と蓋の稜線と口縁端部の特徴で分類すれば、坏身(106)の口縁部立ち上がり口蓋(96・98)の口縁端部がやや古相を示し、初葬時の須恵器は陶邑編年のMT85~TK43型式の範疇に含めて大過ないと考えられる。同様に追葬時の須恵器にも坏蓋(81)の稜

線と口縁部の形態が古相を示し、MT85型式に含めて考えることに違和感はないと思われる。

このように初葬時と追葬時の遺物が出土状況で明確に区別できるにも関わらず時期差が認められないことから、初葬から時間をさほど空けることなく1回の追葬が行われと推定される。

小結

八絃3号墳は2号墳の西側に隣接する直径10m、高さ3mの横穴式石室を埋葬主体部とする円墳で、後出の2号墳の周溝に周溝を切られている他、後世の削平で墳丘の残存状態は良くない。

横穴式石室は調査例が稀な未盗掘の石室で、閉塞石や初葬と1回の追葬の状態が良好に遺存していた。初葬は釘を使用した木棺で、追葬は組み合わせ式の木棺とみられるが、仰臥した成人遺体を納めるには小さく、人骨の出土状態からも遺骸が白骨化した後に木棺に納めた可能性が高い。

3号墳から出土した初葬と追葬に伴う須恵器に、時間差が看取される型式差は認められず、築造から非常に短期間に追葬された考えられる。その追葬時期は須恵器で見る限り1号墳が築造される以前であり、本古墳群では1号墳以降の古墳に須恵器の形式差が認められる追葬が多い点と対照的である。

この点は、須恵器の一型式の実年代幅の相違、あるいは横穴式石室への追葬に対する期間・思想の変化等が想定されよう。

第四章 考察

第1節 調査成果からみた八絃古墳群の時期的変遷

八絃古墳群では、本報告書収録の農業基盤整備事業に伴い総社市教委が発掘調査を実施した3基の古墳以外に、平成21年度に県教委により県道の拡幅に伴い隣接する4～8号墳（第17図）⁽⁹⁻¹¹⁾の発掘調査が実施され、報告書が刊行されている。

本古墳群は、南向き斜面の東西約300mの範囲に、現時点で38基の横穴式石室を主体部とする古墳（第16図）が確認されており、谷筋を目安として地形で大別した東西の二支群で構成されている。

この内、調査された西支群の8基の古墳の先後関係を出土遺物（第39図）⁽⁹⁻²⁾で概観すると、先ず、陶器編年TK10型式の須恵器が供献された7号墳が最も古く位置付けられる。これにやや遅れて初葬時にMT85～TK43型式並行期の須恵器が供献された3号墳が築造され、次に、TK209型式に平行する時期の須恵器が初葬時の一次床面に供献された1号墳が若干遅れて築かれたと考えられている。

この内、本体が消滅していた7号墳については不明であるが、1・3号墳は何れも横穴式石室の主軸が等高線に平行して西向きに開口する点が共通しており、本古墳群では他に9・10・19・25・29・32号墳（第15図）が同様に西に開口していることが確認されている。

これらの古墳の構造上の特徴としては、(1)石室の側壁・奥壁の構築には比較的小振りな石材が用いられている。(2)側壁の持ち送りがやや内傾する。(3)石室の構築に際して地山を掘り込んだ石室掘り方を設けないことから、石室の床面が山側周溝と同程度の高さになる点が共通している。

この構造的な傾向を、副葬された須恵器の型式変化の時期幅から推定すると、古墳群はほぼ2築式内の短期間に相次いで築造されて形成されたと推定され、そのグループ中では15m以上の墳丘と6m以上の石室を有する32号墳の規模が最大と推定される。

以上の西向き石室の古墳に対し、続いて築造された2・4・5・6・8号墳の石室は南に開口する。

初葬時に供献された須恵器も陶色編年ではTK209型式以降の範疇にほぼ捉えられ、実年代で7世紀前半中頃を境として古墳群の中で石室の開口方向が南を指向したとみられる。

また、供献された須恵器以外に、棺釘の位置等の追葬の回数を直接的に検証できる痕跡は確認できていないが、南向き石室の2・4・5号墳は7世紀前半に築造された後に、後半から8世紀初頭まで追葬で継続して石室が利用されている。この点は、西向き1・3号墳には継続的な追葬が見られないことと対照的である。

市内で調査された石室の開口方向を概観すると、竪穴系横口のすりばち池1号墳⁽⁴¹⁻³⁾を始めとして緑山6,7号墳⁽²⁸⁻⁴⁾、沖田奥2号墳⁽²⁸⁻⁵⁾、藤原2号墳⁽²⁸⁻⁶⁾、板井砂奥7,10号墳⁽⁴¹⁻⁷⁾、古池奥1号墳⁽⁴¹⁻⁸⁾等のTK-10~TK-43型式平行期の古墳は、やはり西、若しくは南西に開口する例が多い。

以上の点から、当地域ではほぼ6世紀中頃に導入された横穴式石室は、6世紀後半~7世紀初頭までは地形に関係なく西に開口する規範が存在し、その後、次第に南向きが主流になると考えられる。

また、八紘4号墳の最後の追葬には、律令体制下で整備され始めた政治的文物とも言える飛鳥4期の特徴を有する畿内系土師器や須恵器の積椀が副葬されている。これらの遺物からみて、被葬者は横穴式石室墳を利用し続けた在地の有力者の系譜に連なり、法正寺1号墳の被葬者よりは下位であるが律令思想を受け入れ、仏教思想をある程度理解し地方官人に登用された人物であろう。

一方、副葬された須恵器の組成を集落遺跡の出土例と対照すると、3号墳の初葬と追葬の須恵器にみられる程度の型式間の差異に積極的に時間幅を読み取ることは難しく、まとまった土器群として混在して使用・消費されることが通常であると考えの方が自然である。

さらに、6世紀末葉以降に在地での須恵器生産が開始されても恒常的に脆弱な生産状況が続いた備中地域では、今回の1・3号墳の出土須恵器にみられるように、備前地域からの搬入品と在地産の製品が併用して消費される状況が最終的には9世紀まで続くことが確認されている。

このため、生産時の時間差を内包した備前産と備中産の須恵器が混在して消費される土器様相が備中では恒常的であった点を、二次的な消費の場である古墳の副葬品では十分留意する必要がある。しかし、古墳に副葬された須恵器が示す年代の内、生産された時期、被葬者が活動した時期、埋葬された時期の何れを示し、どのような時期幅を内包しているのかを検証することは前提として必要な作業であるが、実際の遺物出土状態からみると非常に難しい。

また、二次的な消費地である古墳に於いては、1号・3号墳にみられたような追葬時の片付け等の出土状況に恵まれない限り、後世に攪乱を受けた古墳内の詳細な初葬と追葬の回数や時間関係を、結果的に遺存した須恵器の資料操作で断定的に判断することは実態を反映しているとは言いがたい。

上記の点を念頭に置き、第2節では今回の1~8号墳の発掘調査で出土した土器から読み取れる土器群として違和感のないまとまりと古墳の初葬と追葬の関係を、備中の7世紀の窯出土資料が示す時期幅と比較し、その年代的な位置について考察する。

第2節 八紘古墳群出土の須恵器

1. 備中に於ける7世紀の須恵器生産の様相の概要

今回の八紘古墳群の発掘調査では、6世紀末葉から7世紀末葉の須恵器がまとまって出土した。

古墳から出土する須恵器は、全て被葬者の副葬品として供献されたもので、古墳の築造年代や追葬の状態を窺い知る上で最も一般的な出土資料である。無論、土師器や鉄器も古墳や被葬者の時期・性

格を推定する上で重要な資料であるが、量的に豊富で普遍的に出土する遺物という点に於いては、やはり須恵器供膳具に勝る副葬品はないと考えられる。

一般的に須恵器の実年代は、普及地域全体での齊一的な形式・形態変化を前提とし、国内最大の生産地である陶邑古窯址群の標識窯資料の型式編年と、7世紀以降に宮都が置かれ実年代資料が豊富な飛鳥地域出土資料に拠ることが一般的で、それに各々の地域の資料を比較し年代を推定してきた。

須恵器の器形の変遷の画期としては、7世紀になり飛鳥地域に政治的な拠点として宮都が造営され、土器の消費量が増加すると共に、仏教思想の普及の影響により器形の種類の交替が進行する。

この金属器を指向した変化は須恵器だけでなく畿内中枢では土師器に特に顕著であり、宮都が所在した飛鳥地域の発掘調査資料では、地方とは異なり土師器供膳具の占める割合が高い点の特徴である。

このため、飛鳥地域の土器編年（飛鳥Ⅰ～Ⅴ期）では貢納国から搬入される須恵器に較べ、より消費地に近い場所で生産され、細かい意匠の需要が反映される土師器資料が、形態・法量・調整に於いて須恵器より細かい変化を捉え易いことから基軸資料としてはより重視されている。

一方、7世紀の須恵器供膳具の器形の基本的変遷は、古墳時代以来の伝統的な坏Hを中心とする組成から、坏G・坏B等の金属器横搬への段階的移行を基本としてきた。しかしながら、窯出土資料の増加や既存資料の再検討により、その生産実態は地方のみならず畿内の主要な須恵器供給地である陶邑に於いても様々な変化が存在することが再認識されている。

特に古墳時代以来の伝統的な器形である坏Hは、TK43型式の段階までは法量が一定しているが、それ以降は地方窯の増加を背景として一型式内での法量のバラツキが顕著になる傾向がある。

そして、新しい器形の坏Gを主体とする段階が無いままに、古墳時代以来の坏Hが伝統的な需要に応じて7世紀末まで生産され、同時並行して坏Bに転換する事例が陶邑窯、東海地方の他に消費地の郡城⁽⁹⁻¹¹⁾でも共伴する例が明らかになっている。

その一方で、岡山県内の須恵器窯標識遺跡とされてきた備前の寒風1号窯の最終床面上資料にみるように、焼成主体の坏Hが縮小した法量の最終段階まで坏Bを伴わず、尚且つ坏Gを一定量共伴する定石的な焼成形態も存在するが、県内調査例ではむしろ少数の可能性のある点に注意が必要である。

備中の須恵器生産の開始時期は試作的な総社市奥ヶ谷窯を除くと、南部の倉敷市の江田山古窯址群でTK43型式平行段階で小規模な生産が始まる。続いて玉島陶古窯址群でもTK209型式に平行する寒田4号窯で生産を開始し、ほぼ評・郡を単位として各地域で小規模な生産が始まるとみられる。

律令期の郡城⁽⁹⁻¹¹⁾でみると都宇郡に江田山古窯址群、二子古窯址群、窟屋郡に末ノ奥古窯址群⁽⁹⁻¹¹⁾、加夜郡に奥坂古窯址群⁽⁹⁻¹¹⁾、浅口郡に金光須恵古窯址群⁽⁹⁻¹¹⁾が成立する。この他の郡にも7世紀～8世紀にかけて単独もしくは2基程度の散発的な生産はみられるが、上記の窯群も含めて下道郡の玉島陶古窯址群以外の窯群は、断片的且つ短期的な生産にとどまる在地供給用の窯である。

備中で唯一のまとまった須恵器生産地帯である玉島陶古窯址群は、7世紀前半～8世紀末葉⁽⁹⁻¹⁰⁾までの約二百年間に操業した約三十基の窯が確認されている。しかしながら、期間からみた窯群の規模は貢納国である備前国は別としても、美作国や備後国に較べても非常に小規模で操業開始も遅く、備中国では恒常的に在地窯だけでは須恵器を自給できない状態が続いたとみられる。

前述のように八柱古墳群でも、備中での生産開始以前～開始段階の1・3号墳の須恵器の大半が備前産であり、備中での生産が本格化した7世紀前半以降の他の古墳にも備前産須恵器が認められる。

この備前産須恵器の出土量は遺跡・遺構の性格が影響しており、官衙遺跡の供膳具に於いては、よ

り上質な備前産須恵器の占める割合が上位の官衙ほど高い。⁽²⁸⁻²⁹⁾

この点に留意するならば、7世紀代に於いては最も普遍的な供膳具の器形である坏Hの形式変化を中心に、新たな器形の受容と器形の種類の消長に重点を置いた在地の窯出土資料の編年と陶邑・飛鳥編年との対比が基礎的作業として先ず重要であると考ええる。

このため、本稿では、この点を踏まえて備中地域の窯資料と対比して、八絺古墳群と法正寺1号墳から出土した須恵器の年代的な位置と想定し得る時期幅内での古墳群の时期的な変遷を検討したい。

2. 八絺古墳群出土須恵器の位置付け

次に一連の調査で出土した八絺1～7号墳の須恵器を、須恵器窯の存続時期に対応させながら各古墳の築造時期と使用された時期を検討する。

先ず、1号墳から出土した須恵器(第20図)では、一次床面上から出土した初葬8～23と追葬の25～31の坏Hは口径と径口指数から寒田4号窯の1・2類に相当し、追葬の28～30, 33, 34は3・4類に相当するが、この段階の須恵器は、邑久窯跡群からの搬入品が大半を占めるのが特色である。

須恵器からみて1号墳の築造年代は7世紀初頭と考えられ、石室の利用状態から推定される埋葬の回数は、一次床面と敷石を追加した二次床面の最低でも2回の使用が確実である。ただ、掘乱された二次床面の小ぶりな坏H(28～30, 33, 34)に若干の時期差を見出すならば3回の埋葬を想定することもできるが、相対的な出土個体数からみて積極的に肯定できない。

次に2号墳出土の須恵器は出土状態から3群に大別され、B群(49～60)の坏Hは法量と径口指数では寒田4号窯の4類に相当するが、回転ヘラ削りからヘラ切り未調整への過渡期であり、椽相がやや異なる。A群は坏Gの法量からみて飛鳥Ⅱ, 7世紀第3四半世紀と推定される。この他の掘乱された状態で出土した61～73は上記の二群と近似した法量であることから、須恵器からみて2号墳の築造は1号墳の最終追葬後の7世紀第2四半期と考えたい。

2号墳の石室への埋葬は、出土状態から分類した二つの土器群に時期差が認められる点から、7世紀第3四半期に継続して埋葬が行われ、8世紀初頭に再び追葬されたと考えられる。

次に3号墳に副葬された須恵器は前述のように初葬がMT85型式で、追葬がMT85～TK43型式の段階と考えられるが、胎土・焼成からみてほぼ全てが備前産須恵器であろう。

MT85～TK43型式の実年代については現時点では流動的であるが、従来の実年代根拠の大半が成立する可能性が乏しいことは数多く論証されており、相対的にほぼ7世紀初頭にその実年代の中心があると考えられ、3号墳には短期間に2回の埋葬が行われたと推定される。

4号墳出土の坏H・Gは法量と径口指数の点で飛鳥Ⅱに相当し、畿内産土師器を模倣した在地産の坏C(第34図1, 2)も原型の法量と形態の点から、同様に7世紀第三四半世紀以降の所産と推定される。備前産の須恵器椽枕(第34図10・11)は7世紀末葉に追葬があったことを示している。

5号墳と6号墳の坏Hは共に法量と径口指数が寒田5号窯に相当し、他の平瓶、高坏、把手付碗も寒田4号窯より若干後出の椽相が認められる。5号墳の坏Bは、「都殿」墨書の8世紀初頭の三須河原遺跡SK03⁽⁴⁰⁻⁴¹⁾と同時期に位置付けられる点から、2・4号墳と同様にやはり時間を置いた7世紀末から8世紀初頭の追葬と考えられる。

7号墳は古墳本体は消滅して不明であるが、出土した坏HがTK10型式に相当し、埴輪も伴う点から八絺古墳群では最古の6世紀後半に位置付けられる。

単葬の小規模石室の8号墳出土の須恵器は、法量と径口指数から寒田4号窯の2・3類に相当する

ことから、4・5・6号墳に若干先行する飛鳥I新相の時期の埋葬と考えられる。

第3節 周辺の古墳群との関係

今回の発掘調査の対象となった八紘古墳群の他に、山田川沿いの古墳群としては二反峠古墳群と砂子山古墳群が知られている。(第16図)

この内、砂子山古墳群は尾根稜線上に二基の前方後円墳、3号墳(全長38m)、4号墳(全長43m)と円墳4基の前期古墳が集中して築かれている。この他に11号墳(全長30m)、集落遺跡(砂子遺跡)に近接した緩斜面に12号墳(全長27m)、13号墳(全長28m)の横穴式石室を有する三基の前方後円墳が確認されている。

ただ、横穴式石室を主体部とする円墳の分布の点では、15号墳(直径25m)以外は小規模の古墳が疎らに存在するのみで、他の古墳群とはその様相が対称的である。

これに対し、二反峠古墳群ではいずれも横穴式石室を主体部とする二基の前方後円墳(10号墳全長23m、20号墳全長26m)と、横穴式石室を主体部とする墳丘径7~15mの円墳二十基が約400mの範囲に非常に近接して築かれている。

この古墳群で確認できた限りでは、前方後円墳の10・20号墳と円墳の18号墳だけが西向きに開口する横穴式石室であり、他は南若しくは南東方向に開口している。この石室の開口方向の傾向を山田川を挟んで指呼の距離にある八紘古墳群の事例を当てはめるならば、この三基が古墳群の中で相対的に古い時期の所産と位置付けられよう。

また、前方後円墳で比較すると、明確に石室が西向きの二反峠10・20号墳が前方部を尾根下降方向に築いているのに対し、砂子山13号墳は前方部を尾根上方に向けて築いている点は、総社地域で最後の前方後円墳である江崎古墳(全長50m)に類似している。特に砂子山13号墳は後円部の石室が南西方向に開口している点も江崎古墳と同様である。

以上の墳丘の形態と石室の開口方向の点から、相対的に二反峠10・20号墳を六基の横穴式石室を有する前方後円墳の中で最も古く位置付けることが可能であろう。

高梁川以東の総社市域に拡大してみると、5世紀後半に一旦途絶した前方後円墳の築造が、6世紀後半に高梁川以東の三須丘陵の南端に築かれたこうもり塚古墳(全長100m)で再開し、続く7世紀初頭の江崎古墳で終焉すると考えられてきた。

一方、高梁川以西の小田川右岸(現倉敷市)には、5世紀後葉から6世紀前半にかけて高梁川以東の空白を埋めるように天狗山古墳・勝負砂古墳と、横穴式石室を主体部とする前方後円墳では最古に位置付けられる二万大塚古墳などの前方後円墳が築かれる。

そして、前述のこうもり塚古墳・江崎古墳の2古墳に較べ墳丘・石室の規模は小さいものの、同時期にやはり横穴式石室を有する5基の前方後円墳が山田地区に集中して築かれている点は、県内の他地域と比較しても前方後円墳の消長の点では非常に特異な様相といえよう。

この山田地区の前方後円墳を、墳丘の規模と形態が政治的序列的視点でみると、墳丘の全長が30m以下である点と、こうもり塚古墳・江崎古墳・金子石塔塚古墳などの同時期の備中の代表的首長にみられる浪形石製の家形石棺を持たないことから、新本川中流域に限定された首長墓であろう。

山田川沿いの後期古墳群の遺集集団の地理的な位置については、今回の農業基盤整備事業に伴う確認調査で、前面の現在の平野部は大半が低湿地が入り組み、自然発生的な集落の立地は不可能である

ことが判明している。このため、東向き⁽¹⁸⁾の緩斜面に存在する砂子遺跡以外には山裾の狭小な斜面や南向きの急斜面に住居が散在するのみで、安定した大規模な拠点集落は山田地区には存在しないことが明らかになっている。

この砂子遺跡⁽¹⁹⁻²⁴⁾（第3図）は山田川右岸の緩斜面に広がり、前述のように6世紀後半から7世紀中頃まで継続して操業された、鉄鉱石を原料とする鉄精錬の準備段階から製品鍛冶までを一貫して行う工房と工人の住居址が多数存在すること確認されている。

その規模と内容は、全国的にみても最古級の千引カナクロ谷遺跡を始めとして、6世紀第4四半世紀から7世紀後半までの製鉄遺跡が濃密に分布する総社市域でも特筆すべき製鉄関連遺跡である。

地形的には砂子山古墳群、二反峠古墳群そして八紘古墳群はこの砂子遺跡を囲むような配置（第3図）をとり、時間的にも製鉄関連集落の隆盛期と古墳群の築造時期が重なることを併せて考えると、砂子遺跡の集落を古墳群の主体造墓集団の主体とすることに矛盾はないと思われる。

特に砂子山12号、13号墳の2基の前方後円墳は砂子遺跡を間近に見下ろす位置にあり、前方後円墳が6世紀後半に新たに集中して築かれ、その周囲に継続して古墳が密集する特異な背景には、農業生産集落とは異質の製鉄集団の経済力の存在を想定することが最も妥当であると考えざるを得ない。

ちなみに、新本川を挟み南東に約2km離れた低丘陵上で調査された「第二工業団地遺跡群」⁽²⁵⁻²⁶⁾（第2図）では、やはり6世紀後半から7世紀前半の24基の古墳群と、7世紀前半を中心として操業された62基の製鉄⁽²⁷⁾と16基の製炭窯が重複する立地で存在している。この遺跡群で明らかになった古墳の分布は、北に派生する丘陵という立地条件から山田地区に較べるとその密度は疎らである。

また、その後の周辺の調査でも大規模な工人集落は一定確認されていないことになっており、同時期に操業した両遺跡の関係や山田川沿いの製鉄⁽²⁸⁾の実態は不明であるものの、現時点の見解では新本川流域の製鉄集団の一大拠点は、砂子遺跡を始めとする山田川沿いの地域である可能性が最も高い。

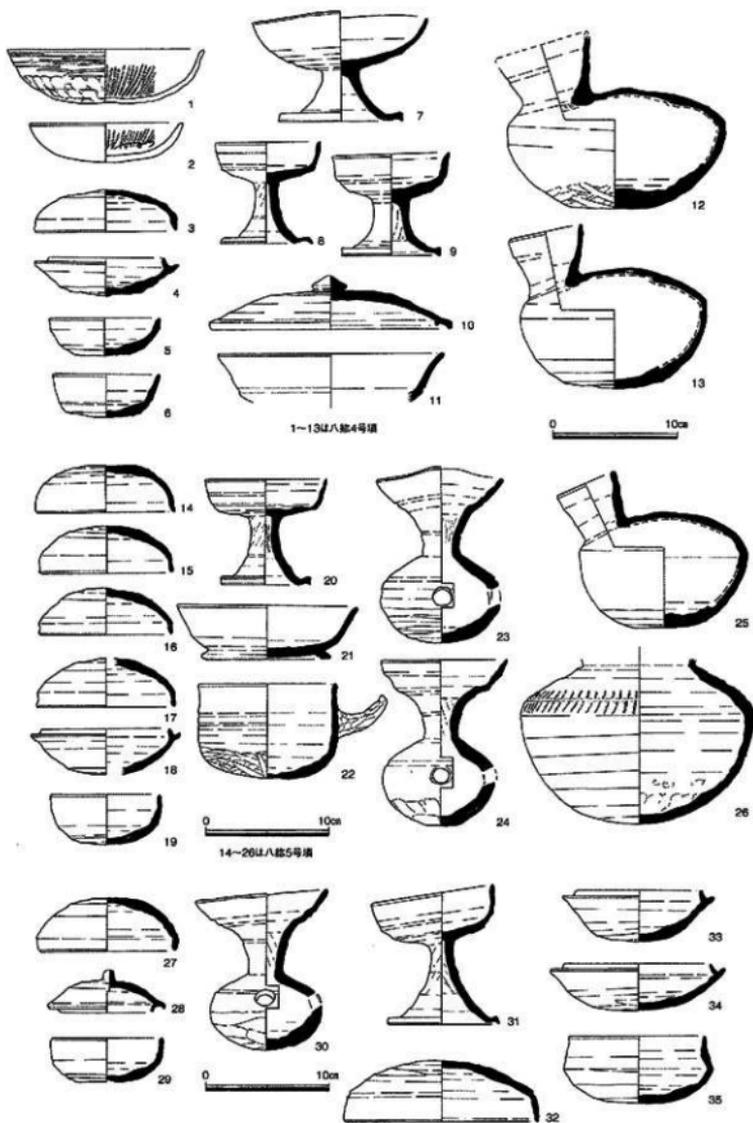
一般的に大化の薄葬令を契機として7世紀後半には新たな古墳の築造は減少していくとされているが、総社市内の古墳の様相をみると7世紀第3四半世紀にはまだ格段に古墳が減少するとは言えない。

総社市内では、須恵器⁽²⁹⁾杯Bが初葬で副葬されていることを指標としてみると、やはり古墳が急減するのは7世紀第4四半世紀であり、既存の古墳への追葬も同時期に停止し徐々に骨蔵器の埋葬・追葬に転換することから、埋葬に対する意識が大きく変化したと考えられる。山田地区に於いては今回調査を実施した7世紀末葉～8世紀初頭の法正寺1号墳の築造を最後として停止したと考えられる。

総社市域の7世紀第4四半世紀～8世紀初頭の終末期古墳の構造的な特色としては、(1)従来の群集墳から離れた位置に単独で存在する。(2)墳形は方墳で墳丘の後背面を深く掘り込み急傾斜とする。(3)石室は平滑な垂直の壁面を指向する傾向がある。(4)単葬である(5)畿内系土師器が副葬されることが多い等が挙げられる他、その特異な立地に於いて風水思想等の新しい思想的な背景を指摘する意見もある。

法正寺1号墳は遺存状況が悪く畿内系土師器も確認されていないが、従来の横穴式石室墳が疎らな地域の尾根上に単独で築かれ、立地等や墳丘で典型的な終末期古墳の様相を呈する古墳である。

同様の総社市域の終末期古墳としては、先ず7世紀末葉の藤原京期の千引7号墳⁽³⁰⁻³¹⁾が挙げられる。この古墳は尾根一帯の千引古墳群に含まれるものの、緩斜面に所在する他の古墳とは一線を画すように奥まった急斜面に単独で立地する方墳である。小型の横穴式石室には木炭床を有し須恵器⁽³²⁾円面硯や畿内系土師器杯Aが副葬されている他、仏器的な須恵器⁽³³⁾を伴う。これらの点から、被葬者は在地の



参照書目233〔八幡古墳群〕より引用。一部改定 27～31は八幡6号墳, 32は八幡7号墳, 33～35は八幡8号墳

第34図 八幡4・5・6・7・8号墳出土遺物 (S=1/4)

古墳群の被葬者に連なる氏族の出身であるが、円面硯を始めとする特異な副葬品からみて高位の律令官人に登用された人物とみられる。

現在の山田、新本地区にまたがる田上郷には他に終末期古墳が確認されていないことから、法正寺1号墳の被葬者像としては、田上郷地域を統括してきた在地の首長で、なお且つ律令制度下の官人に登用された人物を想定することが最も妥当であろう。

また、山田地区の東隣の久代地区の長砂2号墳は墳丘は方墳であるが、石室は岡山県内で唯一の横口式石櫛で、その構造からみて7世紀末葉に位置付けられ終末期古墳に含まれる。

この横口式石櫛は畿内の特別な階層に採用された石室であり、その材料が兵庫泉産の竜山石であることを併せて考えると、被葬者は在地の古墳の延長線上では理解できない。総社地域では長砂2号墳以上の内容の終末期古墳は存在しないことから、被葬者像としては畿内中枢との特別なつながりを有する下道郡域の最有力者、若しくは中央から派遣され当地で没した高級官人が想定できよう。

この他にも総社市内で終末期に築造され古墳としては、立坂北10号墳、福井大塚10号墳、法蓮広堂山14号墳がある。これらの古墳も7世紀末葉～8世紀初頭に築造された古墳ではあるが、前記の3基とは対照的な在り方を示し、単独で特別な立地ではなく、在地で連続して形成されてきた古墳群の中に築造されており、在地の横穴式石室墳の延長線上の最終形態を示すものと理解できる。

また、これらの墳丘・横穴式石室の規模も簡略化が進行して小規模な点が特徴であり、法蓮広堂山14号墳にみられるように極限まで小型化・形態化しながらも伝統的な埋葬形態を踏襲している点も、在地の埋葬儀礼の保守性を顕著に示すものと考えられる。

このように、律令期の政治的地位と思想が反映された形態を示す新しい墳墓の築造と、古い時代からの伝統的な埋葬形態である古墳の終焉とが同時期に進行する状況は、律令思想と新しい身分秩序を伴う政治体制の地方への浸透が齊一的ではなかった一端を示すものと理解したい。

また、総社市内では、新本川上流域の横寺遺跡で、藤原京成立直前の大規模な官衛的配置の建物とまとまった量の畿内系土師器が発見されており、県内でも最古の「評」段階の官衛と評価されている。

今回、取り上げた終末期古墳は、いずれも横寺遺跡の官衛が成立した後に築造されている点も注目され、その点では律令制度の受容と墓制を考える上で注目すべき現象であろう。

また、新本川流域が含まれる下道郡（評）は岡山県下に於いても古代寺院が顕著に集中する地域でもあり、中四国地域最古の7世紀中頃に建立された秦原廃寺をはじめ、白鳳期には旧山陽道沿いに箭田廃寺、岡田廃寺、八高廃寺が相次いで建立される。この仏教思想の浸透を反映するように、在地の古墳群の占拠を踏襲しながら骨蔵器の埋納が急増するが、同時に上記の終末期古墳がこれらの寺院が造営された時期よりやはり後出である点は、宗教的思想に於ける当地方の保守性をよく示している。

註

(註-1)「八柱古墳群」『岡山県埋蔵文化財発掘調査報告』156 岡山県教育委員会 2011

(註-2)『須恵器大成』田辺昭三 角川書店 1981

(註-3)「すりばち池古墳群」『総社市埋蔵文化財発掘調査報告』13 総社市教育委員会 1993

(註-4)『緑山古墳群』総社市文化振興財団 1987

(註-5)「第二工業団地遺跡群 沖田奥古墳群」『総社市埋蔵文化財発掘調査報告』11 総社市教育委員会 1993

(註-6)「第二工業団地遺跡群 藤原古墳群」『総社市埋蔵文化財発掘調査報告』11 総社市教育委員会 1993

(註-7)「第二工業団地遺跡群 板井砂奥古墳群」『総社市埋蔵文化財発掘調査報告』11 総社市教育委員会 1993

- (註一八)「第二工場地遺跡群 古池奥古墳群」『総社市埋蔵文化財発掘調査報告』11 総社市教育委員会 1993
- (註一九) 畿内系土師器は、飛鳥期に宮部が豊かれた飛鳥地域を中心として独自の発展をした土師器供具で、律令期には宮部の造営と官人層の出現に対応し、細かな法量分化を特色とする新しい器形組成が登場する。都城とその周辺の内(山陽道では播磨東半以東)では、供具に於いては量的に須恵器を上回り過半を占めるほど一般的な土器である。しかし、西日本の畿外(山陽道では播磨西半以西)に於いては出土する遺跡が官衙・寺院に限られるのが特徴であり、政治的上位の官衙ほど豊富な組成の土師器が出土するからみて、律令制度の思想を具現化した政治的文物として扱われていると考えられる。岡山県下で出土する畿内系土師器は畿内の土師器の形態・法量・色調を忠実に模倣するもの(I類)、形態は畿内の土師器を模倣すが丹塗りを施す等、地方色が強いもの(II類)に大別され、当地方の国府や郡衙の周辺で官衙用に限定的に生産されたと考えられている。ただ、現時点の知見では、胎土・焼成・調整等からみて確実に畿内から搬入されたことと確認される個体は非常に少ない。
- (註一〇) 備前の邑久古窯址群から搬入された須恵器は、焼成、細部の調整等で上質なため備中産須恵器との識別は容易であるが、特に胎土の点で良好であるだけでなくスジを良く黒色溶解粒の含有が邑久古窯址群の須恵器の特徴である。ただ、同様の黒色溶解粒を含有する和泉陶器窯と混同し、6世紀後半以降にも陶色産須恵器が備前・備中に搬入されたことと認識する論考もみられるが、胎土・焼成からも陶色産須恵器と邑久産須恵器の識別はさほど困難はない。
- (註一一)「藤原京朝堂院第二次整地土出土土器の再検討」尾野善裕『紀要2018』奈良文化財研究所2018
- 尾野氏はこの論考中で、藤原京朝堂院第二次整地土出土土器の廃棄年代が天武14年(685)以降である点と、この資料中に律令期の須恵器質納棺である備前の邑久古窯跡群から持ち込まれた杯Hが併存していることを指摘している。そして、新林窯を例として邑久古窯跡群では在地向けの杯Hの生産が杯B生産直前まで続き、短時間で宮部質納棺に杯Bの生産に転換した可能性が高いと推測している。同様に備中で杯Hから杯Bに短時間で生産を転換させた窯としては、上竹西ノ坊1・2号窯、末ノ奥4号窯、二子御堂2号窯がある。この内、末ノ奥4号窯の杯H蓋は口径は14cmで、一見、大振りな古祖の杯蓋に見えるが、頂部のへう割りには省略されへう切り未調整であり、他の小振りな杯蓋と同様の胎土・焼成であることから口径に関係なく杯B直前の時期の所産と考えられる。しかしながら、備中は備前のように宮部向けの生産を行う須恵器質納棺ではなく、終始脆弱な須恵器生産しか確認されていないが、整備された官衙への供給を契機として杯Bの生産を開始したと考えたい。また、寒田6号窯(註一三)、くもんふ2号窯(註一六)のように杯Hが最終段階とみられるまで小型化する窯でも杯Bを生産していない窯がある。これらの窯については、最終操業年代を杯B以前の実年代に遡って考えるよりも、これらの窯に対する器形の種類の需要が従来どおりの在地向けの杯Hに終結したと理解したい。一方、末ノ奥4号窯(註一五)、二子御堂2号窯(註一四)では杯H蓋の口径が10cm以下に縮小せず杯Bに移行しており、前述の大振りな杯蓋と併せて杯の口径の低下と焼成する器形の種類の交代が済一的ではなく、焼成する器形の種類の異なる窯が同時に操業していたことを示している。このように備中の須恵器窯でも、伝統的な食器である杯Hの生産は藤原京期直前までは確実に続いており、古墳から出土する杯Bと杯Hにことさら時間差を設け、再利用や追跡段階の副産品とみるよりも、杯Hと併伴若しくは連続して副産された可能性をも十分考慮する必要がある。
- (註一二)「寒風古窯址群」
- (註一三)「黒土窯址・寒田窯址」『岡山県埋蔵文化財発掘調査報告』第31集 岡山県教育委員会 1979
- (註一四)「二子御堂奥古窯跡群」『岡山県埋蔵文化財発掘調査報告』第2集 岡山県教育委員会 1974
- (註一五)「末ノ奥古窯跡群」『山村村史』
- (註一六)「奥坂遺跡群 くもんふ1・2号窯」『総社市埋蔵文化財発掘調査報告』15 総社市教育委員会 1999
- (註一七) 金光須恵古窯址群は、7世紀前半の窯5〜6基が確認されており、近接する岸名遺跡では工房とみられる住居址が確認されている。
- (註一八)「上竹西ノ坊窯」『岡山県埋蔵文化財発掘調査報告』第54集 岡山県教育委員会 1981
- 上竹西ノ坊1号窯では、杯Hは床面中に埋められた状態で出土しており、床面上に遺棄された杯B、椀形杯とは生産の時間差があることは確実である。ただ、薄く貼られた床面からみて、焼成主体が僅かな時間差で杯Hから杯B・椀形杯に転換したと考えられる。
- (註一九) 備中では、横内上池窯が玉島陶古窯跡群の最終操業窯と考えられており、期的には長岡京期とみられる。この窯の出土資料をみると器形の種類は少なく、大半を供具が占め貯蔵具は少なく、焼成も瓦質気味の個体

が多い点が特徴である。これ以降に操業した窯は確認されておらず、備中に於ける須恵器生産は終了したと考えられる。同様に6世紀から9世紀まで須恵器生産が殆ど低調な中国地方の地域としては信吾園があるが、その共通した様相の原因としてはやはり鉄生産の影響も考慮すべきと思われる。

(註-20) 総社市内では、三須原衝に比定され畿内系土師器が伴する三須河原遺跡SK03出土の須恵器杯Bの身と蓋には「郡殿」の遺書が認められるが、いずれも備前産の上質な個体にのみ描書されており、備中産の個体には他の遺構も含めて遺書は認められない。また、下道評)衝の可能性が考えられる大型建物(調査された横寺遺跡でも、やはりまとまった量の畿内系土師器と備前産須恵器が出土している。これに対して、下道郡田上郷の自然発生的集落の中の官的施設(郡衝?)と考えられる宮ノ前遺跡、坊内遺跡では、畿内系土師器が少量出土しているが、伴する須恵器は全て備中産である。このように、備中では上位の官衝ほど畿内系土師器と備前産須恵器がセットで出土する頻度が高い傾向が認められ、遺跡の政治的序列を推察する手掛かりの一つとなり得ると考えられる。

(註-21) 寒田窯跡群4号窯「倉敷市埋蔵文化財発掘調査報告」第10集 倉敷埋蔵文化財センター 2003
寒田4号窯は備中で調査された窯跡の中で、杯Hが最も豊富に出土した窯であるが、報告書中の陶色編年を引用した年代観は今日的な視点で見ると合致しない部分が多い。しかしながら、窯跡調査例が少ない備中の状況と、TK43以降の須恵器は法量分化、技法の変化に加えて器形の種別の変容・消長が著しいため、標識窯式として公表されているTK209,TK217の内容とは齟齬が生じる場合が多い点を鑑み、豊富な須恵器出土量と土師器で補強された飛鳥・藤原地域の編年年代観を参考とする。現時点で、飛鳥・藤原地域の宮部を中心とした飛鳥Ⅰ～Ⅴの土器の変遷は、山田寺下層SD619・整地層、甘樫丘東麓遺跡SX037→飛鳥池遺跡灰緑色粘砂層、甘樫丘東麓遺跡SK184→坂田寺SG100→(水落遺跡陪石遺構周辺)→大官大寺SK121→藤原京西三坊坊間路側溝、藤原京下層廻河SD190Aと考えられている。その実年代については、飛鳥Ⅰが、舒明天皇13年(641)に造営を開始した山田寺の整地開始と、甘樫丘東麓遺跡SX037が乙巳の変(645)に関係することから、7世紀第2四半期となり、坂田寺SG100に代表される飛鳥Ⅱが650年を越えないことは確定と考えられている。飛鳥Ⅲ～Ⅳの年代は、大官大寺造営(677)に伴い埋められた土城SK121、本薬師寺(680発願)造営で埋められた藤原京西三坊坊間路側溝、藤原京造営用に掘られた運河で、天武朝末年頃(682～685)の木簡を含む藤原京下層廻河SD190Aから藤原京以前の7世紀第4四半期と考えられている。

「坂田寺SG100出土の土器群—坂田寺第1次」杉杉智宏「紀要2018」奈良文化財研究所

(註-22) 註-1と同じ

(註-23) 註-13と同じ

(註-24) 「三須河原遺跡」『総社市埋蔵文化財発掘調査報告』16 総社市教育委員会 2003

(註-25) 「砂子遺跡」山田地区景観ほ場整備事業に伴う発掘調査(6)『総社市埋蔵文化財調査年報』11 総社市教育委員会 2001

(註-26) 「第二工業団地遺跡群」『総社市埋蔵文化財発掘調査報告』11 総社市教育委員会 1993

(註-27) 「奥坂遺跡群 千引7号墳」『総社市埋蔵文化財発掘調査報告』15 総社市教育委員会 1999

(註-28) 「長砂2号墳」『総社市史』考古資料編 総社市 1987

(註-29) 「第二工業団地遺跡群 立坂北10号墳」『総社市埋蔵文化財発掘調査報告』11 総社市教育委員会 1993

(註-30) 「福井大塚古墳群」『総社市埋蔵文化財調査年報』5 総社市教育委員会 1995

(註-31) 「法蓮山堂山古墳群」『総社市埋蔵文化財発掘調査報告』21 総社市教育委員会 2010

(註-32) 「横寺遺跡」新本地区景観ほ場整備事業に伴う発掘調査(1)『総社市埋蔵文化財調査年報』3 総社市教育委員会 1994



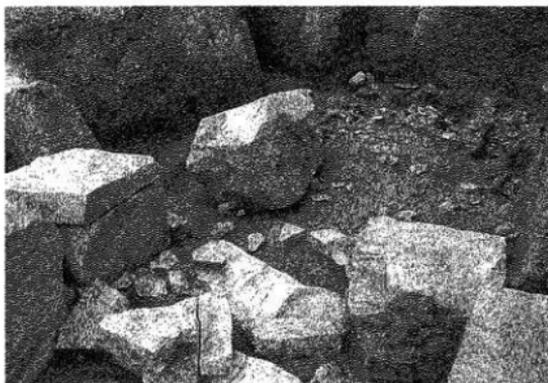
1. 法正寺1号墳・榎見
1号墳遠景 (南から)



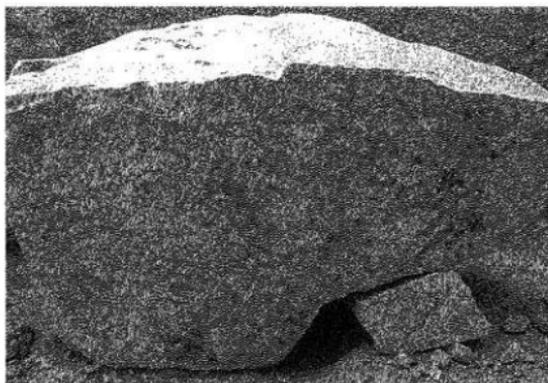
2. 法正寺1号墳調査前
(南東から)



3. 法正寺1号墳石室
(西から)



1. 法正寺1号墳石室
(南東から)



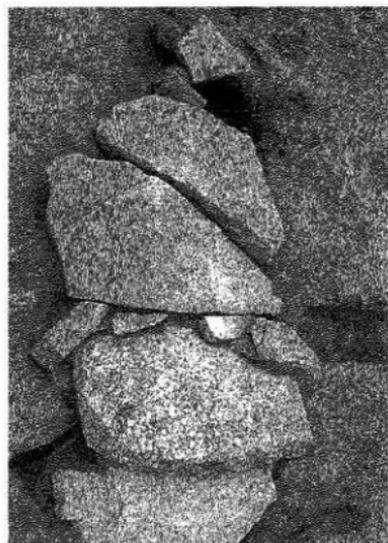
2. 法正寺1号墳石室石材
(南東から)



3. 法正寺1号墳周溝遺物
出土状態 (西から)



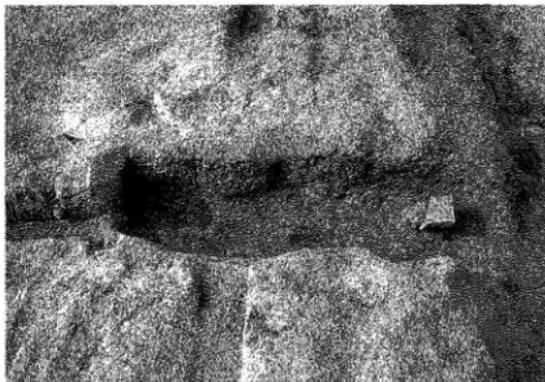
1. 樽見1号墳箱式石棺
(調査前)



2. 樽見1号墳石室石材 (南西から)



3. 石室土壌検出状態 (東から)



1. 石蓋土墳墓境
(東から)



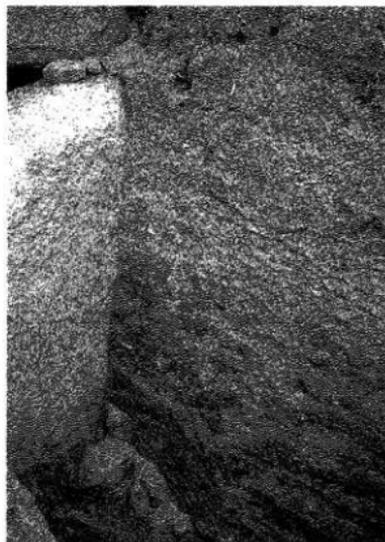
2. 八紘1号墳石室
(北から)



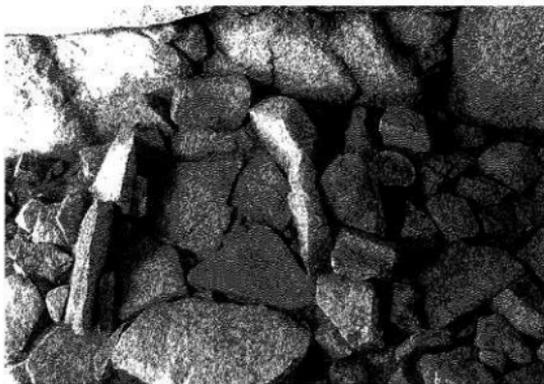
3. 八紘1号墳石室閉塞石
(北から)



1. 八紘1号墳羨道部排水石組 (西から)



2. 八紘1号墳墳丘盛土状態断面 (奥壁裏)



3. 八紘1号墳石室内二次床面小石拵



1. 八紘2号墳石室・墳丘断面（南から）



2. 八紘2号墳石室閉塞石（南から）



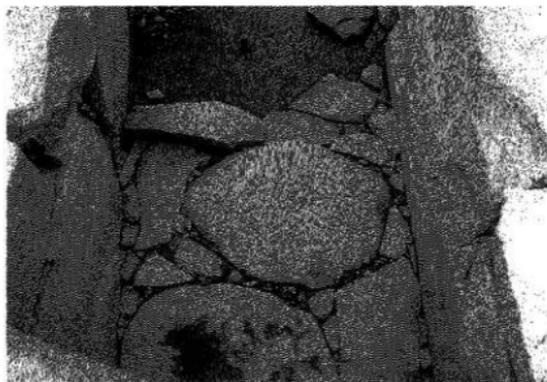
3. 八紘2号墳石室側壁（南東から）



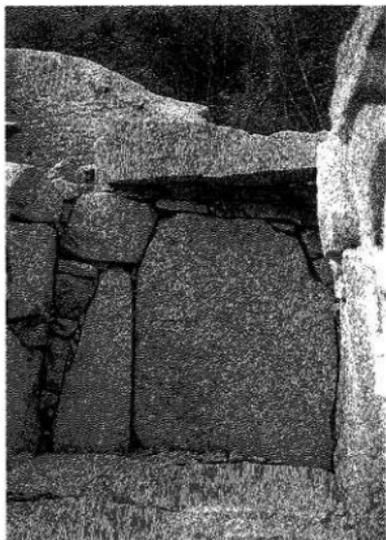
1. 八紘2号墳石室側壁
(南西から)



2. 八紘2号墳石室側壁
(東から)



3. 八紘2号墳石室敷石
(上から)



1. 八紘2号墳石室奥壁



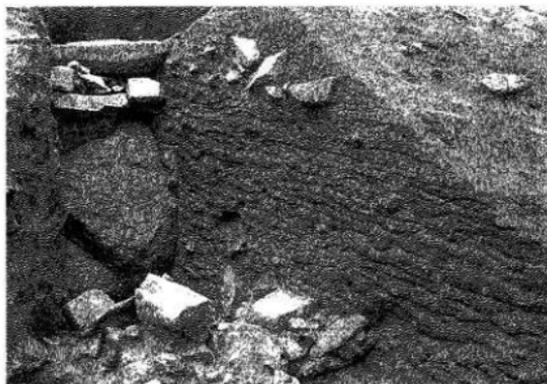
2. 八紘2号墳墳丘盛土（石室東側）



3. 八紘2号墳墳丘盛土
（東から）



1. 八紘2号墳墳丘基底
敷石（西から）



2. 八紘2号墳石室奥壁
墳丘盛土，基底敷石
（北から）



3. 八紘2号墳墳丘基底
敷石（東から）



1. 八紘2号墳墳丘列石
(西から)



2. 八紘3号墳調査前全景
(西から)



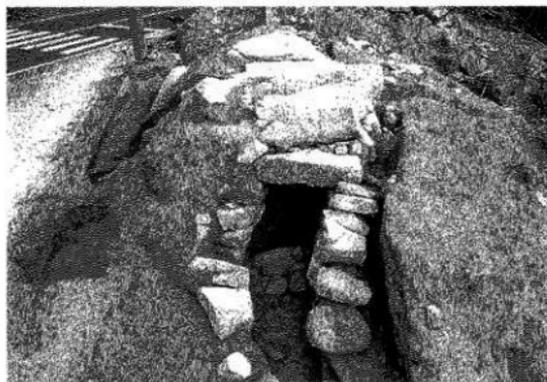
3. 八紘3号墳石室閉塞石
検出状態 (西から)



1. 八紘3号墳石室閉塞石
(西から)



2. 八紘3号墳天井石検出
(北東から)



3. 八紘3号墳石室閉塞石
除去後 (西から)



1. 八紘3号墳石室天井石
除去後（西から）



2. 八紘3号墳石室床面



3. 八紘3号墳初葬人骨

報告書抄録

ふりがな	たるみいちごうふん, ほうしょうじいちごうふん, はっこうこふんぐん							
書名	樽見1号墳, 法正寺1号墳, 八紘古墳群							
副書名	山田地区農業基盤整備事業に伴う発掘調査(1)							
巻次								
シリーズ名	総社市埋蔵文化財発掘調査報告							
シリーズ番号	29							
編著者名	武田恭彰							
編集機関	総社市教育委員会							
所在地	〒719-1192 岡山県総社市中央一丁目1番1号 TEL0866-92-8363							
発行機関	総社市教育委員会							
所在地	〒719-1192 岡山県総社市中央一丁目1番1号 TEL0866-92-8363							
発行年月日	西暦2019年3月28日							
ふりがな	ふりがな	コード		北緯	東経	調査期間	調査面積 (㎡)	発掘原因
所収遺跡名	所在地	市町村	遺跡番号					
八紘古墳群	岡山県 総社市 山田	33-208				1998年7月14日～8月31日 2002年12月1日～26日 2003年10月21日～12月31日	1938 ㎡	県営農業基盤 整備事業
所収遺跡名	種別	時代	遺物			特記事項		
樽見1号墳, 法正寺1号墳, 八紘古墳群	古墳	古墳時代	須臾器, 鉄器, 土師器			古墳時代後期の横穴式石室墳 4基と前期古墳1基を調査		
要約	<p>八紘古墳群は山田地区の中央を流れる山田川の左岸城の斜面に築かれた古墳群で、三十基以上の横穴式石室墳で構成され6世紀の後半から7世紀前半に相次いで築造されたと考えられる。調査を実施した8基の古墳の内、2号墳の石室・甕及び規模は古墳群中でも最大である。また、3号墳は墓下でも他に1例しかない未盗掘の横穴式石室であることが判明し、初葬と追葬の状態が良好に遺存していた。法正寺1号墳は逸まった尾根上の急斜面の従来の古墳群から離れた位置に単独で所在し、横穴式石室の遺存状態は悪かったが調査例の少ない7世紀末葉の方墳であることが明らかになった。</p> <p>樽見1号墳は、南に伸びる緩やかな尾根稜線上に築かれた箱式石棺を埋葬主体部とする前期古墳で、周辺には石蓋土壌が存在する。</p>							

総社市埋蔵文化財発掘調査報告29

樽見1号墳
法正寺1号墳
八絃古墳群

2019（平成31）年3月1日 印刷

2019（平成31）年3月15日 発行

編集発行 岡山県総社市教育委員会
岡山県総社市中央一丁目1番1号

印刷 サンコー印刷株式会社
岡山県総社市駅前一丁目1番地5

